第７次
幸田町総合計画

2026 ››› 2035



未来につなぐ
活力ある緑住文化都市

もっと輝く幸田を、みんなで♪

幸田町

第７次
幸田町総合計画

2026 ▸▸▸ 2035









Kota Town









「もっと輝く幸田を、みんなで♪
未来につなぐ活力ある緑住文化都市」

町民の皆さまへ

今、私たちは幸田町の新しい未来を切り拓く、大きな転換点に立っています。

振り返れば、令和６年は町村合併70周年、令和７年は、戦後から80年、そして昭和の幕開けから100年という、歴史の重みを再確認する節目の年でした。この長い歩みの中で、私たちは、物質的な豊かさを手に入れ、かつてないほど便利な暮らしを享受しています。しかしその一方で、目を世界に転じれば、各地で紛争が絶えず、私たちの安全保障を揺るがす事態も起きています。足元では、南海トラフ地震の脅威や、激甚化する水害、記録的な暑さなどの災害、そして令和の初めに経験した未曽有の新型コロナウイルス感染症の流行など、私たちは常に困難と隣り合わせの時代を生きています。

このような激動の中にあっても、幸田町は、毅然として「自立」の道を歩んでまいりました。市町村合併という波が押し寄せた中にあっても、自らの足で立つ道を選び、知恵を絞り、汗をかいてまいりました。その結実として、これまでも続けてきた働く場を確保するための企業誘致と幸田町に住んでいただくための土地区画整理事業を確実に進めてきたことで、令和２年には、愛知県内で人口伸び率１位という成果を収めることができました。加えて、同年には藤田医科大学岡崎医療センターの開院、令和７年には国道23号名豊道路の全線開通、そして、令和８年度に完成予定の広田川の抜本的治水対策としての菱池遊水地事業など、将来の安全・安心につながる基盤整備も進みました。

また、長崎県島原市（平成29年10月11日）・長野県箕輪町（令和7年9月19日）との姉妹都市協定、近隣の９市や県外の７市町との災害時相互応援協定、２町とのまちづくり連携協定、東三河３町村との三河町村広域交流協定など、連携と交流の輪を広げることもでき、さらに、本町が培ってきた持続可能なまちづくりが評価され、令和６年５月に「SDGｓ未来都市」に選定されたことは、環境保全の取組に対する次世代への約束でもあります。

このような状況の中、今後10年間の将来を見据えたまちづくりの道しるべとなる「第７次幸田町総合計画」が令和８年４月からスタートします。

本計画が掲げる基本理念は、「人と自然と産業の調和」です。力強い産業の発展と、心を潤す豊かな自然、そしてそこに暮らす人々の営み、この三つが互いに支え合い、響き合うことこそが幸田町の真の豊かさと言えます。

そして「もっと輝く幸田を、みんなで、未来につなぐ活力ある緑住文化都市」という将来像のもと、持続可能なまちづくりのための人口の維持と更なる町の魅力向上を図り、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をお寄せいただいた町民の皆さま、各種団体、事業者、総合計画審議会委員、町議会ならびに、多くの関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。



幸田町長　成瀬　敦

第１部　序論 …… 1
第１章　総合計画の策定にあたって …… 2
1.総合計画策定の趣旨 …… 2
2.総合計画の構成および期間 …… 2
（1）基本構想 …… 2
（2）基本計画 …… 2
（3）実施計画 …… 2
3.総合計画策定の背景 …… 4
（1）本町を取り巻く社会経済情勢 …… 4
（2）幸田町の現状 …… 7
第２部　基本構想 …… 15
第１章　基本構想 …… 16
1.目標年度 …… 16
2.まちづくりの理念と将来像 …… 16
（1）まちづくりの理念 …… 16
（2）まちづくりの将来像 …… 16
3.まちづくりの基本目標 …… 17
4.人口の見通し …… 18
（1）人口推計 …… 18
（2）人口目標 …… 19
第２章　土地利用構想 …… 20
1.土地利用構想 …… 20
（1）本町の特性 …… 20
（2）土地利用の基本方針 …… 21

第３部　基本計画 …… 23
基本計画体系図 …… 24
第１章　まちづくりの重点方針 …… 26
重点方針①‥子どもを育み、家族を支える …… 27
重点方針②‥超高齢社会へ備える …… 28
重点方針③‥広く連携し、災害に備える …… 29
重点方針④‥人と環境に優しい産業を育てる …… 30
重点方針⑤‥みんなが集うまちの仕組みを整える …… 31
第２章　土地利用計画 …… 32
１.全体計画 …… 32
（１）土地利用計画のねらい …… 32
（２）町の拠点、ゾーンおよび軸 …… 33
（３）用途別土地利用 …… 34
２.地区別土地利用計画‥北部地区 …… 36
（１）現状と課題 …… 36
（２）将来イメージ …… 36
（３）主な取組 …… 36
３.地区別土地利用計画‥中部地区 …… 38
（１）現状と課題 …… 38
（２）将来イメージ …… 38
（３）主な取組 …… 38
４.地区別土地利用計画‥南部地区 …… 40
（１）現状と課題 …… 40
（２）将来イメージ …… 40
（３）主な取組 …… 40

第３章　基本計画 …… 42
1.暮らしやすいまち＜安全･安心･快適＞ …… 44
2.みどり豊かなまち＜自然環境＞ …… 72
3.活力とにぎわいのあるまち＜産業＞ …… 80
4.健やかに暮らせるまち＜健康･福祉＞ …… 88
5.誰もが学べるまち＜教育･文化＞ …… 104
6.みんなで支えるまち＜協働･参画＞ …… 114
持続可能な行財政運営 …… 120

参考資料 …… 127
1.総合計画の策定経過 …… 128
2.総合計画審議会 …… 130
3.総合計画の変遷 …… 133
4.関連計画 …… 134

第１部　序論

第１章　総合計画の策定にあたって

第1章　総合計画の策定にあたって



1．総合計画策定の趣旨

本町では、1970年（昭和45年）に策定された「幸田町総合計画」（第1次）から始まり、2016年（平成28年）に策定された「第6次幸田町総合計画」まで、6つの総合計画が策定されてきました。この間には、各分野においてもさまざまな個別計画が策定され、それぞれの分野における指針や目標、施策を充実させてきました。

本計画はまちづくり全般を総合的に網羅する各種計画の最上位計画として、社会経済情勢の変化や課題を見据え、人口減少社会に対応し、地域活力を維持するために取り組むべきまちづくりの方向性を示します。

2．総合計画の構成および期間

総合計画は、中長期的な展望を描く中、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成し、町政の計画的な運営を推進します。

（1）基本構想

長期的展望に立ち、「まちづくりの基本理念」および目指す「将来像」を定め、その実現に向けた方向性を明らかにするとともに、「基本目標」を定め、取組を体系的に示します。

【計画期間】2026年度（令和８年度）～2035年度（令和17年度）とします。

（2）基本計画

基本構想で示したまちづくりの基本理念と将来像を実現するため、基本目標ごとに取組方針および取組分野を体系的に示します。また、分野を横断し、連携して取り組むことについては、重点方針として示します。

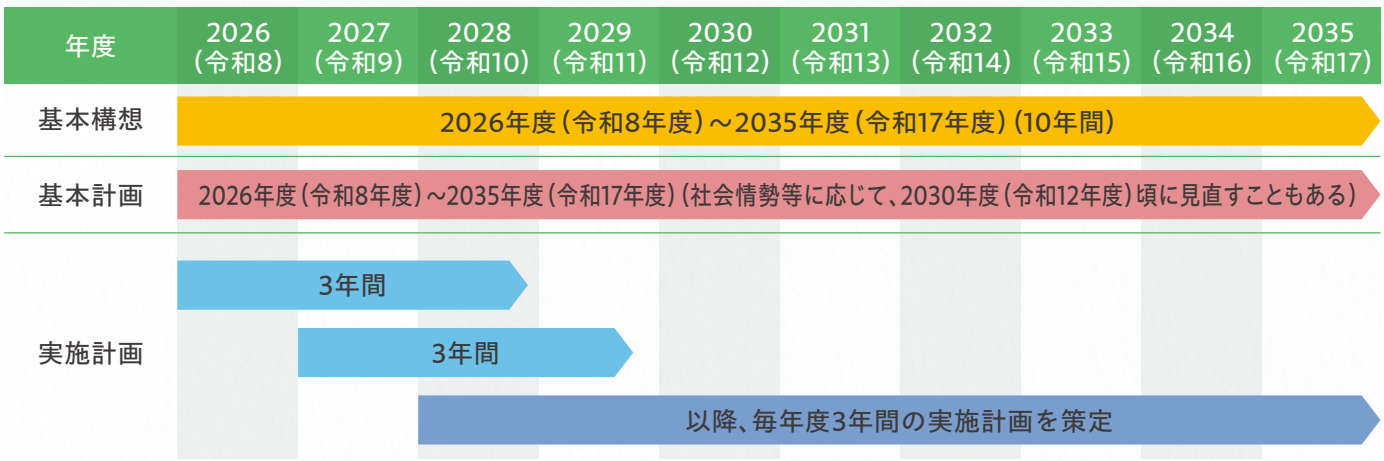
【計画期間】2026年度（令和８年度）～2035年度（令和17年度）とします。

ただし、計画期間内であっても、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合には、適宜見直しを行います。

（3）実施計画

基本計画で示した取組方針を実現するため、取組分野ごとに具体的な事業を示します。

【計画期間】3年間とし、毎年度見直しを行います。



第７次幸田町総合計画とSDGsの取組

本計画を実施するにあたり、本計画が定める取組とSDGsに定められた17の目標とを関連付けながら推進していきます。SDGsの理念に沿って進めることにより、持続可能性に向けて取組を最適化するとともに、地域課題の解決を加速するという相乗効果により地方創生の取組の一層の充実・深化に繋げます。



なお、本町は、2024年度（令和6年度）に、SDGsの理念に基づき、持続可能なまちづくりや地域活性化に資する取組を積極的に進める自治体として「SDG s 未来都市」に選定されました。



3．総合計画策定の背景

本町を取りまく国や社会のさまざまな情勢の変化を踏まえて、第7次幸田町総合計画を策定します。

（1）本町を取り巻く社会経済情勢

①本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来

日本の人口は、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークに減少に転じました。2024年（令和6年）の総人口は約1億2,380万人で、2008年（平成20年）と比べて約428万人の減少となっています。今後は人口がさらに減少し、2070年（令和52年）には約30%減の8,700万人程度になると推計されています。

2024年（令和6年）に国内で生まれた日本人の子どもの数は、統計を取り始めた1899年（明治32年）以来、過去最少で、初めて70万人の大台を割るなど、少子化は急速に進んでいます。一方で、2025年（令和7年）には、1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）に生まれた「団塊の世代」の人が全て75歳以上の後期高齢者となりました。さらに、2040年（令和22年）には、「団塊の世代」の子ども世代である1971年（昭和46年）から1974年（昭和49年）に生まれた「団塊ジュニア世代」の人が全て65歳以上となります。2070年（令和52年）には、65歳以上の人の割合が38.7%となる見通しです。

こうした人口減少や少子高齢化は、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増加など社会のさまざまな面での影響が懸念されます。また、核家族化や共働き世帯の増加など、世帯構成にも変化が見られ、介護や子育てへの地域による支援、災害時に配慮が必要な人への対応、住まいの選択に制限を受けやすい住宅確保要配慮者への対応など、各方面で課題への対応が求められます。

②安全・安心意識の高まり

2024年（令和6年）1月に発生した令和6年能登半島地震は、あらためて我が国では大規模な地震がいつでもどこででも起こりうる可能性を多くの人に思い起こさせました。今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生すると予測されている南海トラフ地震は、甚大な被害をもたらすことが予測されていることから、これまでの大規模な震災の教訓を踏まえて、今以上に計画的な防災・減災対策を講じていくことが求められています。また、近年では、台風や線状降水帯による局地的な集中豪雨も大きな被害をもたらしています。こうした大規模地震や津波による被害、豪雨による土砂災害などの発生を契機として、人々の防災意識は急速に高まっています。

③環境問題への意識の高まり

2023年（令和5年）の世界の平均気温は、産業革命前（1850～1900年）の平均気温より1.45℃（±0.12℃）上昇し、観測史上最高となりました。世界の平均気温の上昇は、日本も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加をさらに拡大させ、それに伴い、洪水、干ばつ、暴風雨による被害がさらに深刻化することが懸念されています。

地球温暖化による気候変動への対応、温室効果ガスの排出削減（脱炭素、カーボンニュートラル）、再生可能エネルギーの活用、循環型社会・低炭素社会の構築、生物多様性など自然環境の保全・再生が全世界的な取組課題となり、環境への意識は一層高まりを見せています。

こうした環境意識の高まりを捉え、森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーやごみの発生抑制、再利用、資源化など、環境に配慮した低炭素・資源循環型社会の形成に向け、国、自治体、事業者、住民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

④デジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の予防対策としてテレワークが普及したことなどを契機に、ICT（情報通信技術）を活用したサービスが急速に普及しています。また、AI（人工知能）やロボットなどの技術も顕著に進歩し、社会のあらゆる場面で業務の省力化や無人化に活用されるなど、社会の中で実装されています。

こうしたデジタル技術による社会の在り方そのものを変えていくデジタルトランスフォーメーション（DX）が社会全体で進んだことから、業務プロセスを改善するだけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルそのものの変革が進むことになり、行政においても同様に、デジタル技術を活用した業務の見直しが進んでいます。これらは、個人のライフスタイルから産業構造まで変えていくような動きとなっており、こうしたデジタル技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society 5.0」の実現が見込まれています。

⑤SDGsの取組推進

地球規模でヒトやモノ、資本が移動するグローバル経済が進展する中、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖することや、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題がグローバルに連鎖して発生するなど、各国の経済成長や、貧困・格差・保健などの社会問題への取組も各国内にとどまらず、世界的な取組が必要とされるようになっています。こうした状況を踏まえ、2015年（平成27年）9月に国際連合（国連）で採択されたのが持続可能な開発目標（以下「SDGs」）です。2030年（令和12年）を目標年次とし、17のゴール、169のターゲットを定め、地球上の「誰一人取り残さない」ことを掲げています。

SDGsを達成するためには、国をはじめとした行政だけでなく、企業や民間団体、個人の取組が求められ、一人ひとりが身の回りの社会問題や環境問題などのさまざまな課題を「自分ごと」として捉え、積極的に行動することが必要です。

また、多様化した人々の価値観や生活様式を認めたり、性の多様性を尊重したりするなど、物質的な豊かさや効率性の追求などの価値観に代わって、ゆとりや安らぎ、幸福感といった心の豊かさを重視する傾向がみられます。



⑥新たな交通インフラの整備

現在、開通工事が進められているリニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪の3大都市圏の移動時間を大幅に短縮することにより、広域的な交流の促進やビジネス・ライフスタイルの変化など、経済や社会全体への幅広い波及効果が想定されています。また、愛知・岐阜・三重の3県の諸都市を環状に結ぶ東海環状自動車道は、2026年度（令和8年度）にも全線開通する見通しで、未整備区間の工事が進められています。

愛知県内では、名古屋と豊橋を結ぶ大規模バイパスである国道23号名豊道路が2024年度（令和6年度）に全線開通しました。全線開通により、名古屋都心と三河地方との移動時間が大幅に短縮されることで、産業振興や物流の効率化、地域間交流の活性化などが期待されます。その効果の最大化のために、町内区間を含む暫定２車線区間の早期4車線化が強く求められています。また、三河地域と、衣浦港、そして空の玄関口である中部国際空港（セントレア）を最短で結ぶアクセス道路である名浜道路は、現道である一般県道幸田幡豆線を活用したルートの整備に向けた準備が進められています。

多様な社会経済活動を支える交通インフラは、老朽化が進み、維持管理費用が増大しつつあります。また、少子高齢化を背景に、地方部の在来鉄道や路線バスでは、利用者減少による収益の悪化や撤退する事業者が見られ、「地域の足」の維持が課題となっています。近年は、都市部・地方部を問わず、バスやタクシー、トラックの運転手不足が深刻になりつつあり、運転手の働き方改革と併せてヒト・モノの流れを支える事業者の生産性向上が求められています。



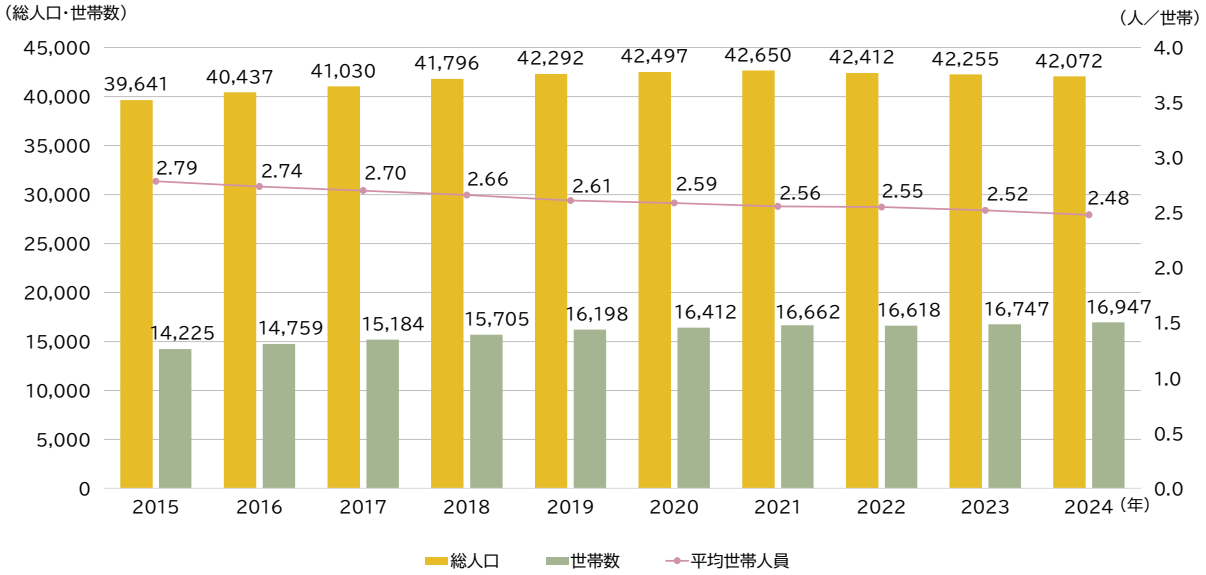
（2）幸田町の現状

①人口の現状と動向

2024年（令和6年）10月1日時点の住民基本台帳によると、本町の人口は42,072人、総世帯数は16,947世帯、平均世帯人員は2.48人です。

本町の人口は増加を続けてきましたが、2021年（令和3年）以降はわずかに減少しています。一方、世帯数は増加するものの、平均世帯人員は一貫して減少しており、核家族化や単身世帯化が進んでいます。

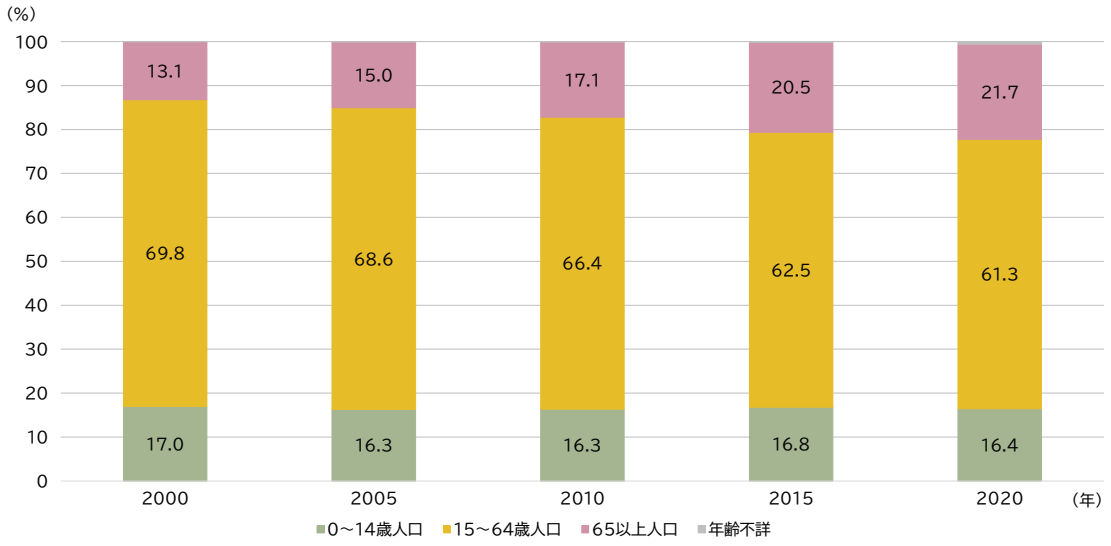
人口・世帯数・平均世帯人員の推移



出典：こうたの統計（住民基本台帳）

年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上人口の割合は2000年（平成12年）の13.1%から2020年（令和2年）には21.7%に上昇しています。一方、15～64歳までの生産年齢人口の割合は2000年（平成12年）の69.8%から2020年（令和2年）には61.3%に低下しています。また、14歳以下の年少人口の割合は2000年（平成12年）の17.0%から2020年（令和2年）には16.4%とほぼ横ばいで推移しています。

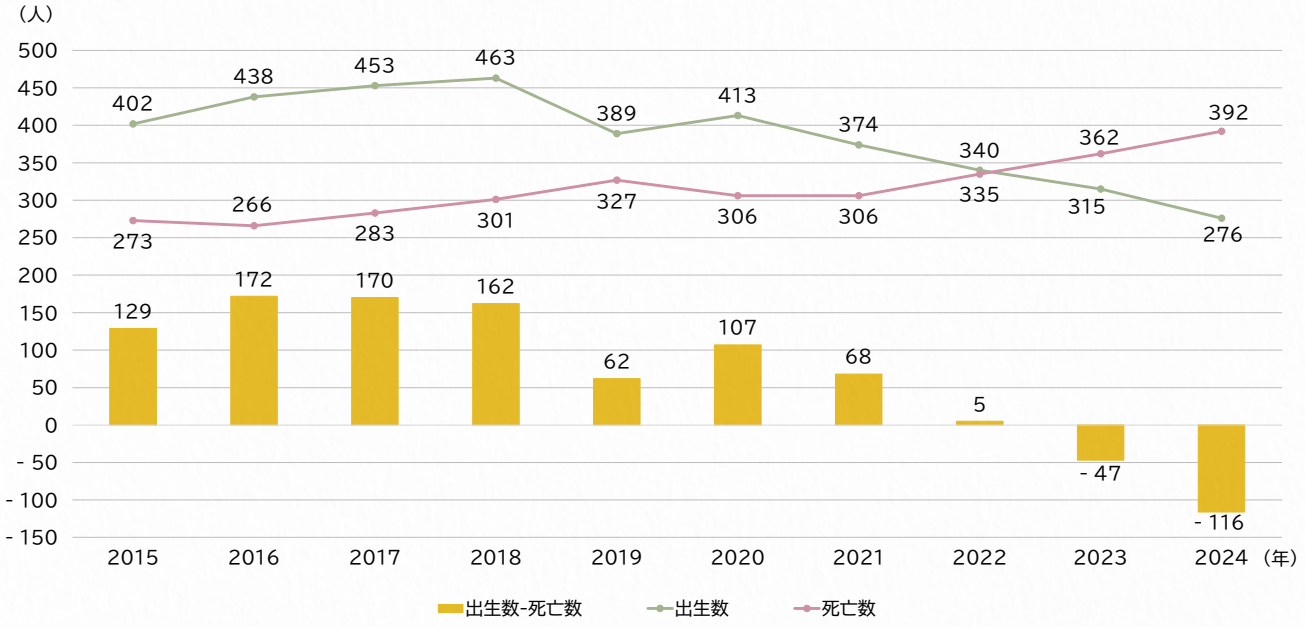
年齢3区分別人口割合の推移



出典：こうたの統計（国勢調査）

出生数と死亡数をみると、これまで出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていましたが、近年は出生数の減少と死亡数の増加が進行しています。その結果、2023年（令和5年）には出生数が死亡数を下回り、自然減へ転じました。

出生数・死亡数の推移



出典：こうたの統計（住民基本台帳）

転入数と転出数をみると、これまで転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いていましたが、2022年（令和4年）には、転入数が転出数を下回り、社会減へ転じました。

転入数・転出数の推移

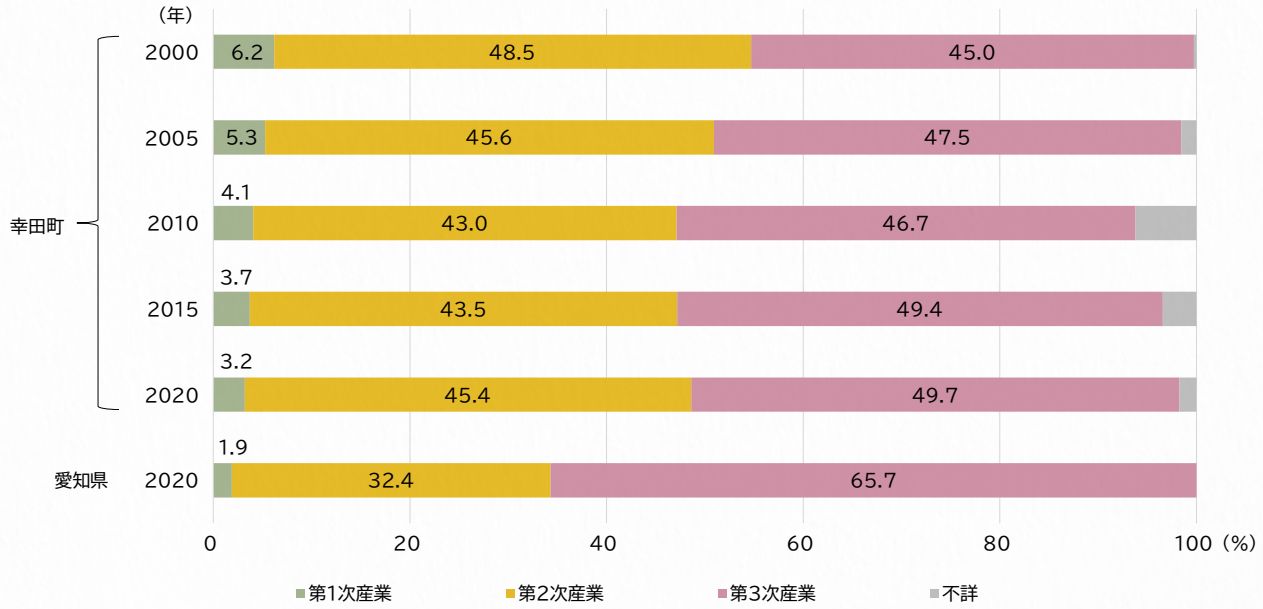


出典：こうたの統計（住民基本台帳）

②産業

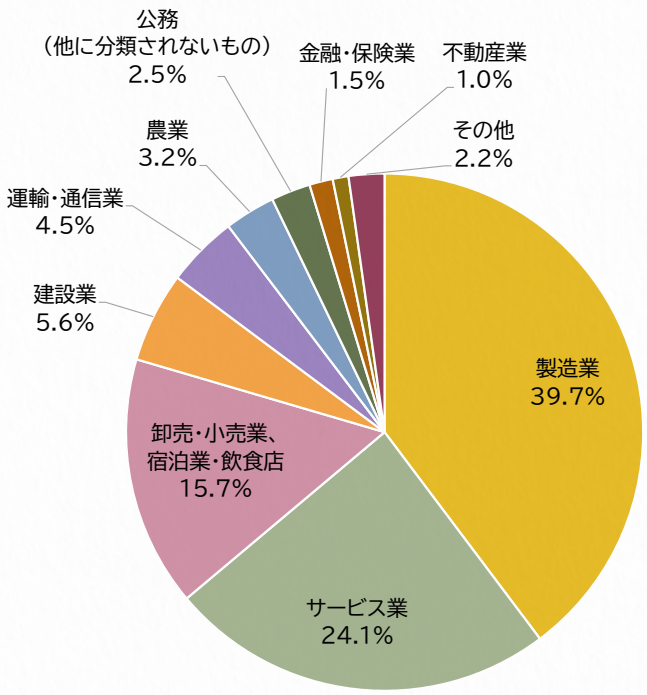
本町は、国道23号や国道248号など広域幹線道路の要衝であり、自動車産業の盛んな三河地域にあって、製造業を中心とした多くの優良企業が立地しています。そのため、2020年（令和2年）時点の産業別就業者数の割合をみると、第3次産業の割合が最も高いものの、第2次産業の割合も45.4%と高く、特に製造業が全体の4割近くを占めています。愛知県全体と比べても第2次産業の割合が高いことが本町の特徴です。

産業別就業者割合の推移



出典：こうたの統計（国勢調査）

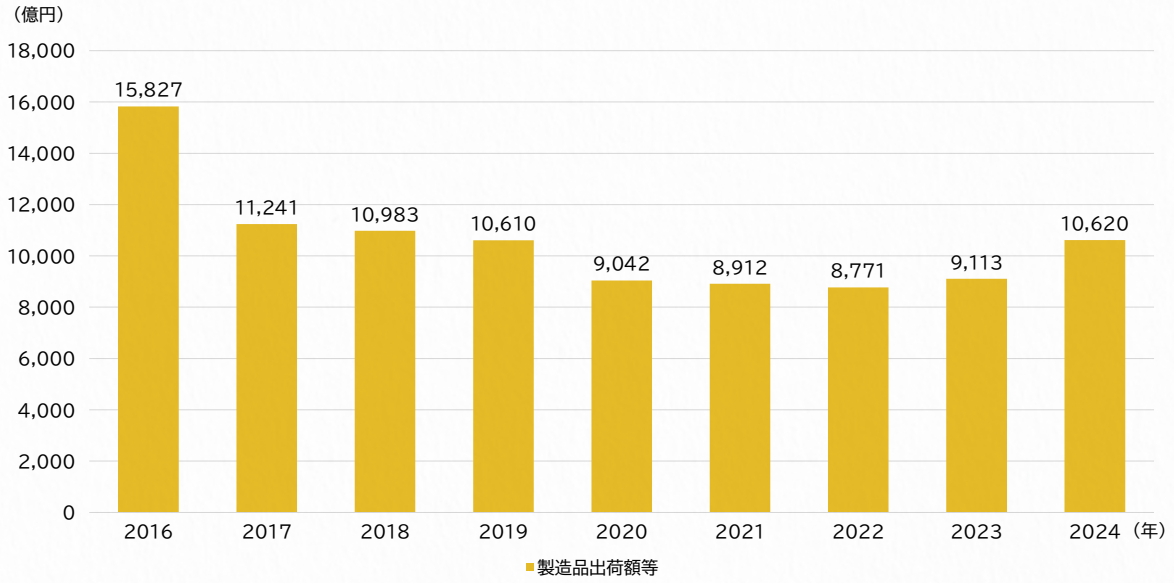
産業（大分類）別就業者の割合（2020年）



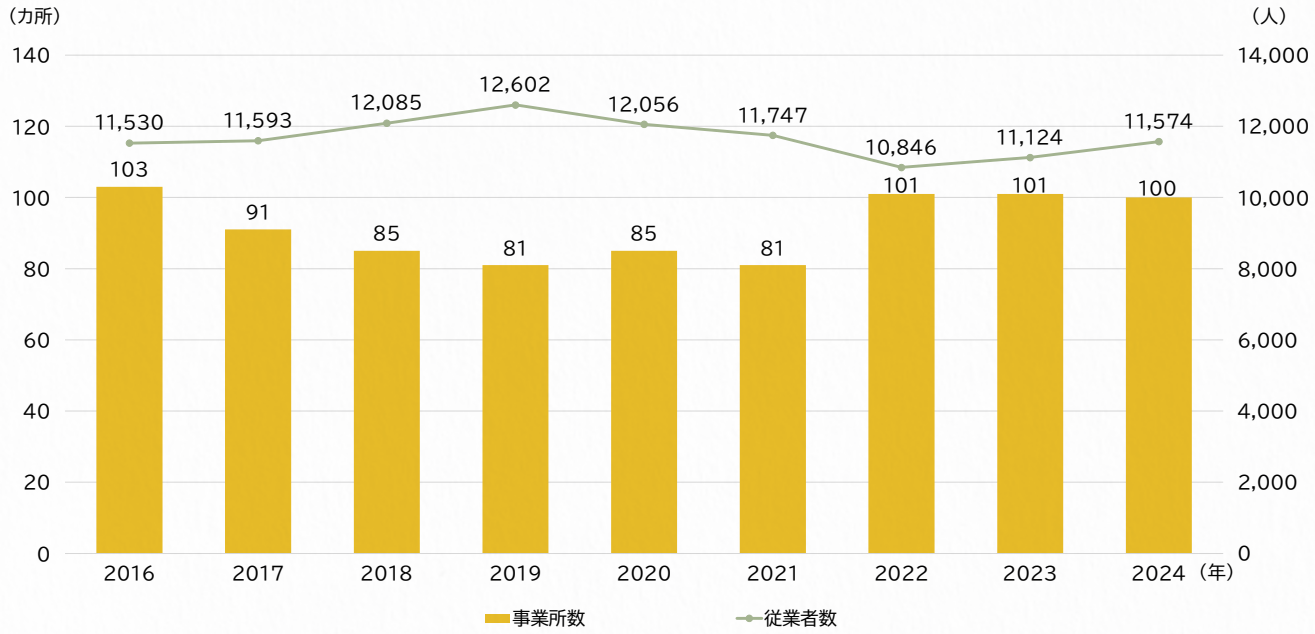
出典：こうたの統計（国勢調査）

製造品出荷額等は2016年（平成28年）以降減少傾向にありましたが、2023年（令和５年）以降は回復傾向となっています。製造業の事業所数および従業者数は、年ごとの変動はあるものの、全体としては大きな変化はみられません。

製造品出荷額等の推移



事業所数･従業者数の推移

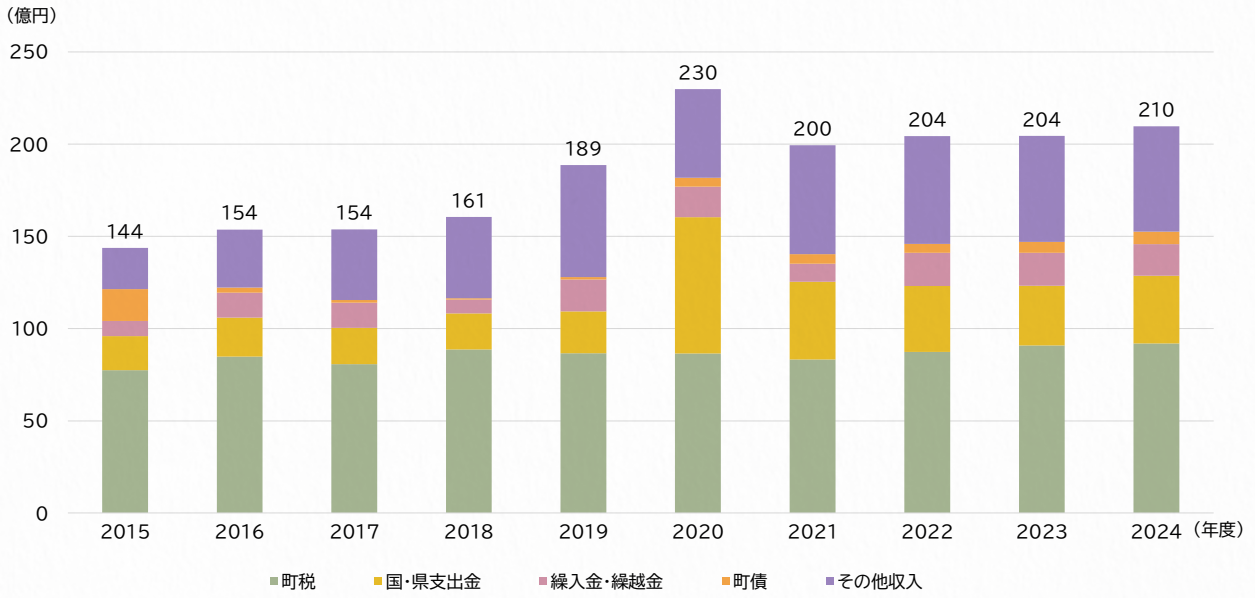


出典：こうたの統計（工業統計調査）および経済構造実態調査（製造業事業所調査）
※2015年は調査実施なし

③財政

本町の歳入は、年度ごとの増減はあるものの、近年は概ね200億円前後で推移しています。内訳は、町税収入が4割を超えており、繰入金・繰越金と合わせて5割超が町単独の収入です。また、近年は寄附金などその他収入が増えています。

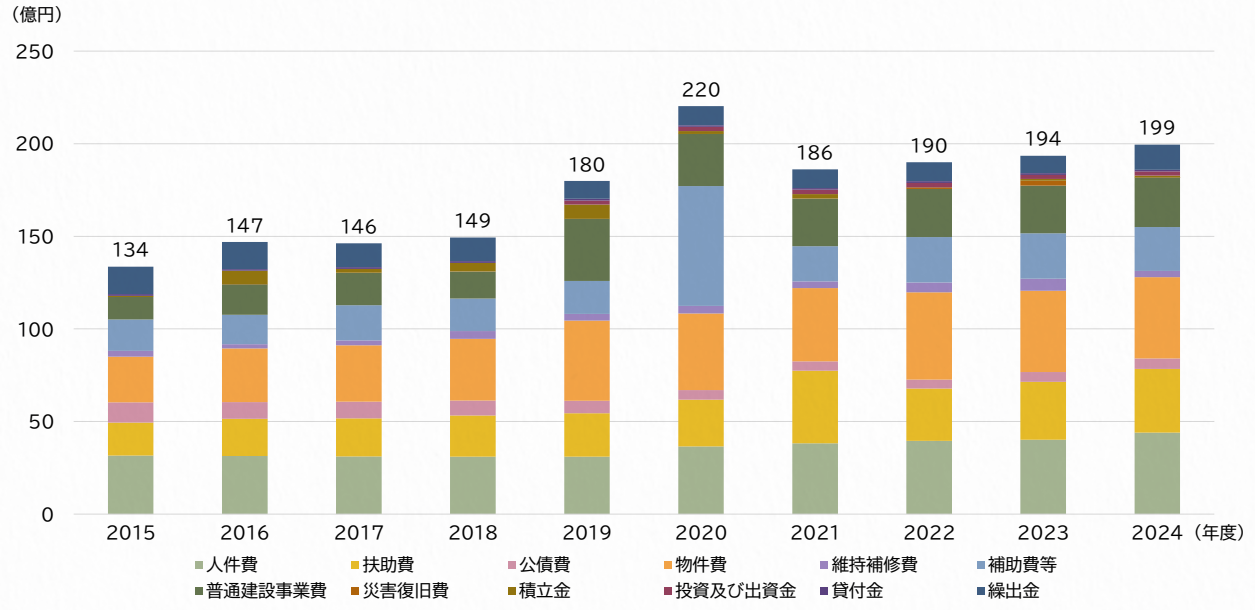
一般会計財源別歳入決算状況



出典：幸田町の決算

歳出については、年度ごとの増減はあるものの、近年は200億円前後で推移しています。内訳をみると、義務的経費（毎年支出が義務づけられ、任意に削減できない経費）のうち人件費や扶助費が増加傾向にあります。

一般会計性質別歳出決算状況

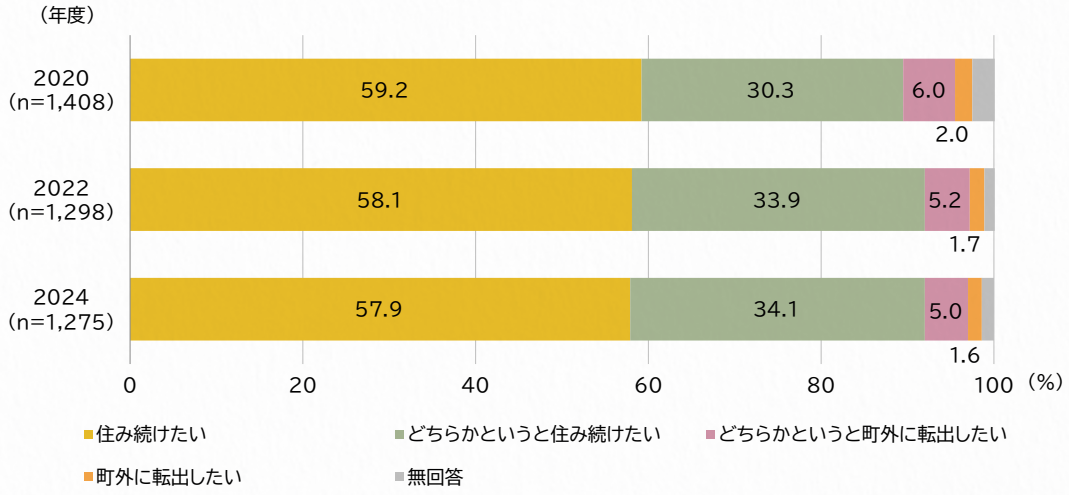


出典：幸田町の決算

④住民意識

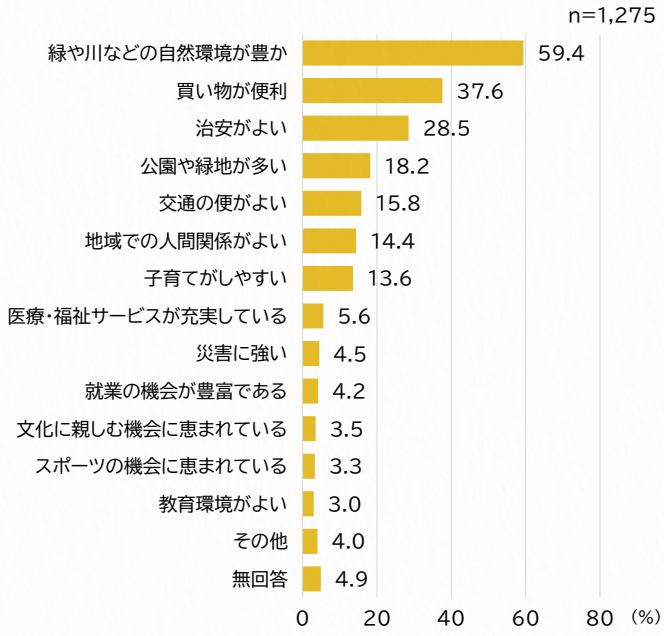
2024年度（令和６年度）に実施した住民意識調査の結果をみると、町への定住の意向について、「住み続けたい」が57.9%と最も多く、「どちらかというと住み続けたい」の34.1%と合わせると92.0%の人が定住を希望しています。

定住に関する意向



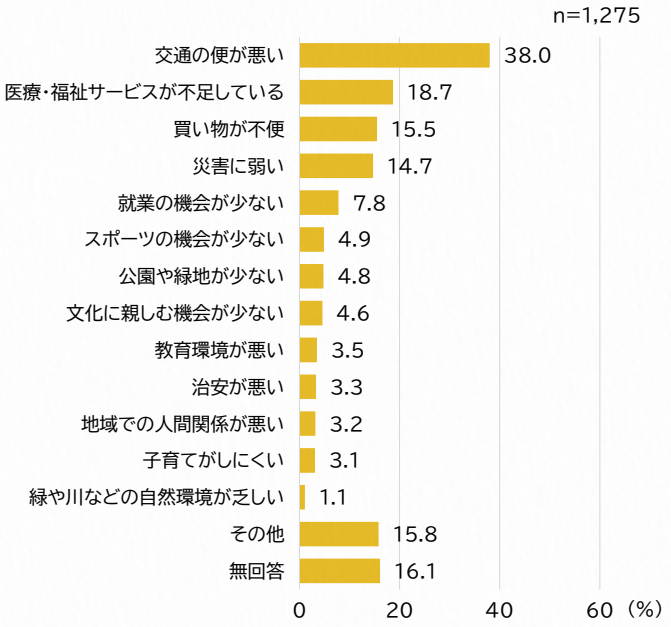
幸田町のよいところを尋ねたところ、「緑や川などの自然環境が豊か」が59.4%と最も多く、次いで「買い物が便利」が37.6%、「治安がよい」が28.5%となっています。最も多かった「緑や川などの自然環境が豊か」の回答を地区別にみると、北部地区と南部地区の回答がほぼ同水準で、中部地区よりも高い割合となっています。

幸田町のよいところ（複数回答）



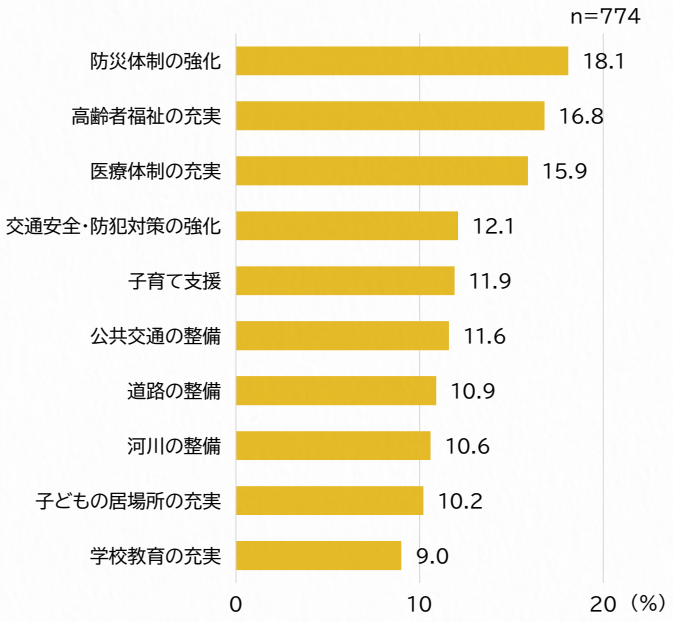
幸田町の悪いところを尋ねたところ、「交通の便が悪い」が38.0%と最も多く、次いで「医療・福祉サービスが不足している」が18.7%、「買い物が不便」が15.5%となっています。最も多かった「交通の便が悪い」の回答を地区別にみると北部地区での回答割合が最も高くなっています。

幸田町の悪いところは（複数回答）



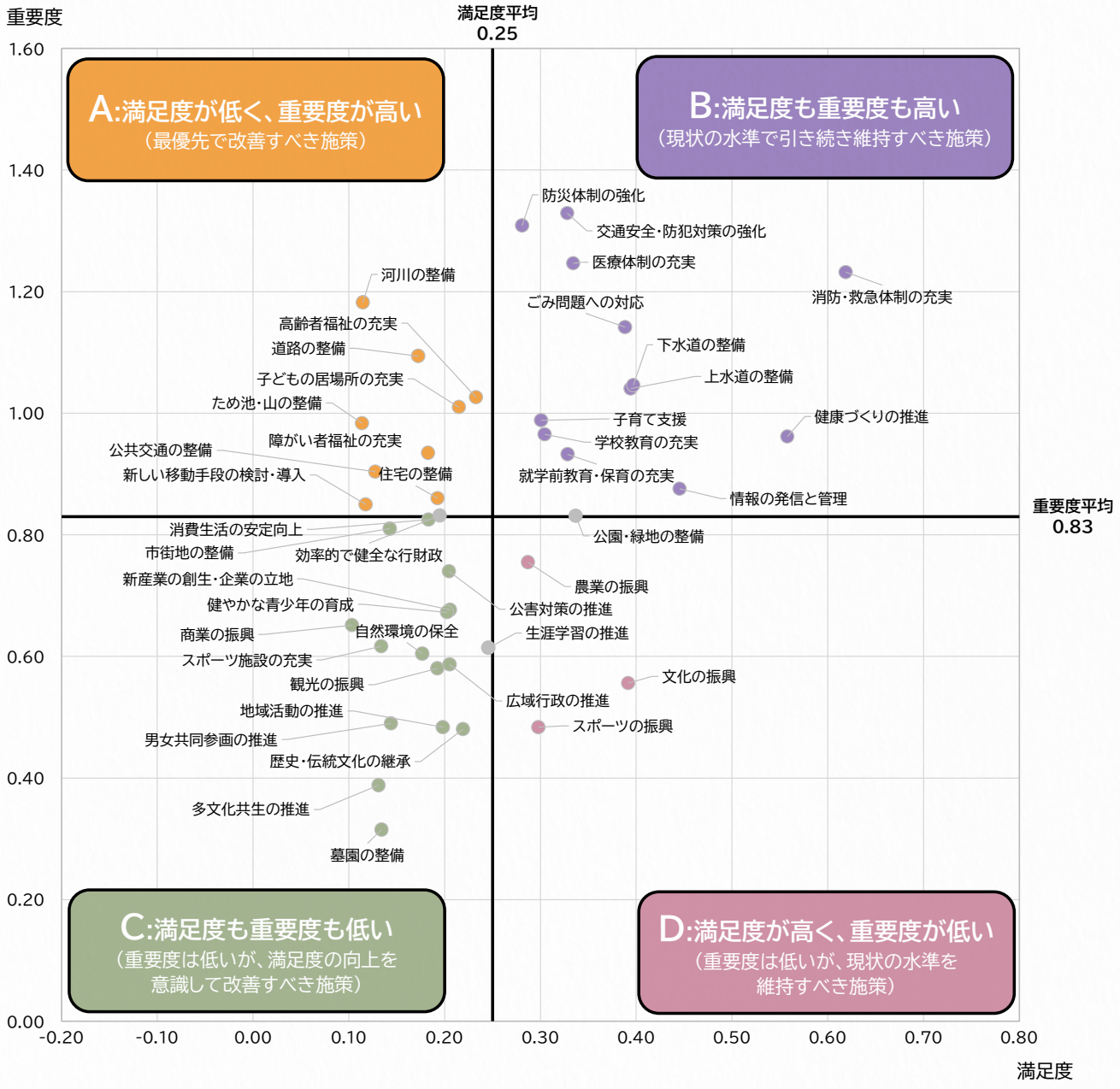
第6次幸田町総合計画の施策である42項目の施策のうち、特に力を入れてほしいものを尋ねたところ、「防災体制の強化」が18.1%で最も多く、次いで「高齢者福祉の充実」が16.8%、「医療体制の充実」が15.9%となっています。

今後力を入れてほしい行政施策（上位10項目）（複数回答）



第６次幸田町総合計画基本計画の42施策分野ごとの満足度と重要度を集計すると、取組が求められるAエリアには「道路の整備」、「河川の整備」、「ため池・山の整備」、「高齢者福祉の充実」、「子どもの居場所の充実」などがあがっています。

満足度・重要度



第２部　基本構想

第１章　基本構想
第２章　土地利用構想

第１章　基本構想



１．目標年度

この基本構想の目標年度は、10年後の2035年度（令和17年度）とします。

２．まちづくりの理念と将来像

（１）まちづくりの理念

2024年度（令和6年度）に実施した住民意識調査やワークショップ、その他2025年度（令和7年度）に実施した各種団体へのヒアリングでは、豊かな自然・農業を守り続け、そして、生活しやすい・働きやすい都市機能の充実といったバランスのよいまちづくりを求める意見を多くいただきました。

このことから、「幸田町総合計画」（第1次）から「第６次幸田町総合計画」まで、これまでの全ての総合計画で継続して掲げてきた以下の理念を引き継ぎ、第７次幸田町総合計画でも同理念とします。

人と自然と産業の調和

（２）まちづくりの将来像

本町が目指すのは、住民一人ひとりが生きがいや夢を持ち、笑顔で活躍する「人々の活力」と、豊かな自然や歴史、文化、産業といった地域ならではの「個性が光る魅力」とが調和し、町全体ににぎわいと活力が満ちるまちづくりです。

この活力と豊かな自然を、住民、事業者、団体など、町全体で力を合わせ、次世代へ確実につなぐという強い思いを込め、「もっと輝く幸田を、みんなで♪」を基軸とし、第４次幸田町総合計画から引き継がれる、身近な自然と質の高い住環境、暮らしを彩る多彩な文化と自ら考え行動する気風を表す「緑住文化都市」とをあわせたものを将来像とします。

もっと輝く幸田を、みんなで♪

未来につなぐ活力ある緑住文化都市

3. まちづくりの基本目標

1 暮らしやすいまち
＜安全･安心･快適＞

誰もがいつまでも安心して暮らせるよう、自然災害へ備えるとともに、インフラを整備することで、快適で住みよいまちとする。

1-1　暮らしを守る
1-2　暮らしの土台をつくる
1-3　快適な住環境をつくる

2 みどり豊かなまち
＜自然環境＞

住みよい環境とバランスのとれた豊かな自然を次世代に残すため、住民、事業所、行政が協力して自然環境の保全と再生、公害やごみ問題の解決に取り組む。

2-1　自然環境を守る
2-2　地域にやさしい環境をつくる

3 活力とにぎわいのあるまち
＜産業＞

地域の活力を生み出す産業（農業、工業、商業）を支援するとともに、地域の魅力を増やし、発信することで、人々の交流とにぎわいを創出する。

3-1　地域の産業を応援する
3-2　まちの魅力をみがく･伝える

4 健やかに暮らせるまち
＜健康･福祉＞

障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯を通じて、健康で自分らしく、住み慣れた地域で暮らしつづけられるよう、医療、福祉に加えて、子育て支援の充実を図る。

4-1　みんなの健康を支える
4-2　子育てを応援する
4-3　誰もが笑顔ですごせる社会をつくる

5 誰もが学べるまち
＜教育･文化＞

子どもから高齢者まで、誰もがいつでも、どこでも、何でも学べる環境を整える。地域の歴史や伝統文化を大切にし、次世代に伝えるとともに、誰もがスポーツに親しむ場所と機会を増やし、健やかな心と体を養う。

5-1　学びを広げる
5-2　文化、スポーツで心を豊かにする

6 みんなで支えるまち
＜協働･参画＞

さまざまな分野で性別や年齢、国籍などにかかわらず誰もが地域づくりを担う環境を整え、住民と行政が協力して生活環境や地域福祉の向上に取り組む。

6-1　多様性が輝く社会づくり
6-2　みんなでつくるまちづくり

持続可能な行財政運営

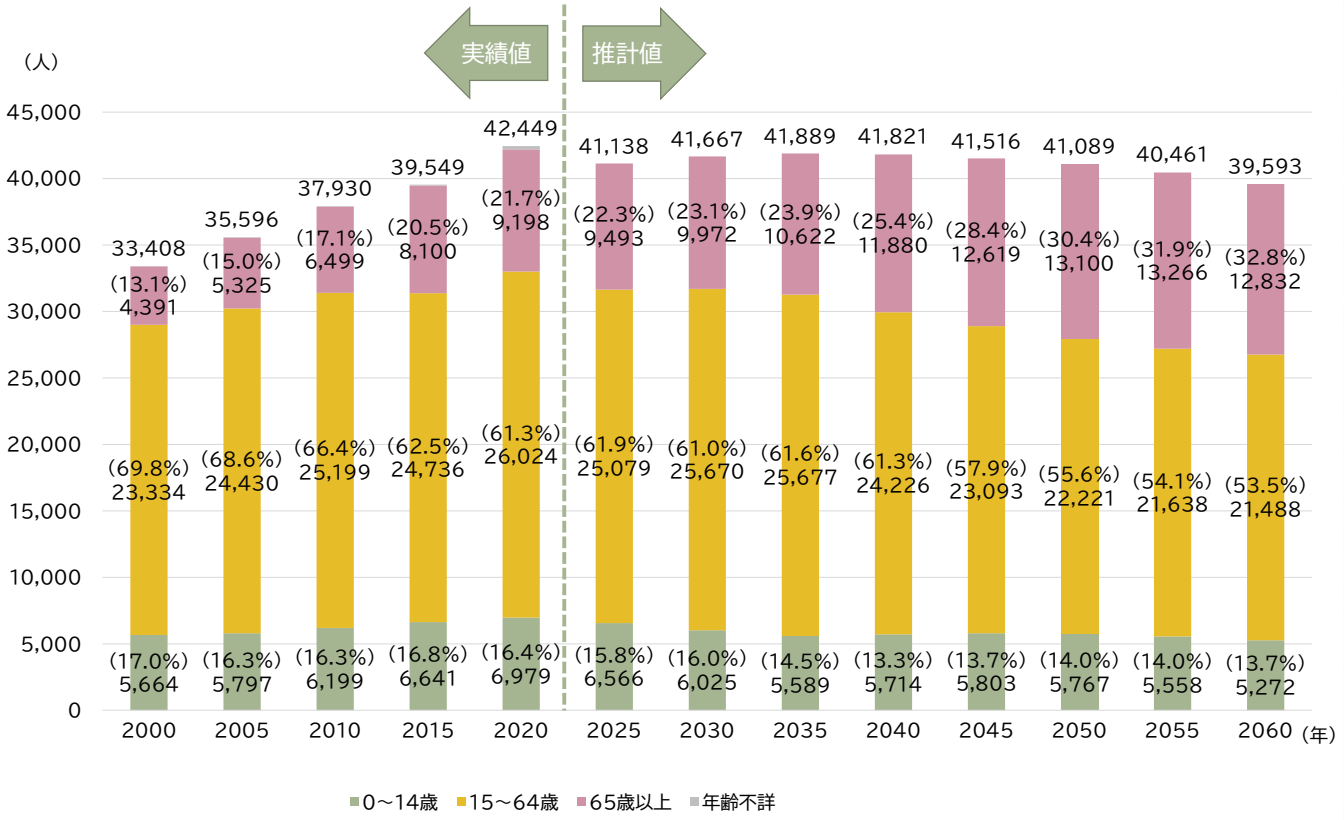
6つの基本目標を達成するため、全ての分野で効率的かつ効果的な財政運営を行う。
また、まちづくりへの関心と参加を高めるよう住民に広く情報を発信するとともに、デジタル技術を活用し、行政サービスの利便性を向上させる。

4.人口の見通し

(1)人口推計

これまで本町の人口は増加し、2020年(令和2年)の国勢調査では42,449人となっています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後、横ばいから緩やかな減少に向かうとされ、目標年度である2035年(令和17年)には42,000人を下回る推計結果となっています。また、同推計では今後、65歳以上の人口の割合が高まり、2020年(令和2年)の21.7%が2035年(令和17年)には23.9%となる一方、14歳以下の年少人口は16.4%から14.5%に低下するとされ、少子高齢化が進むと見込まれています。

年齢3区分別人口の推移(実績および推計)



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和５年推計)」
および内閣府「将来人口推計のためのワークシート(令和6年6月版)」

（2）人口目標

人口減少と少子高齢化が進むと見込まれていますが、本計画に定める、さまざまな施策や取組を推進することで、

2035年度（令和17年度）の人口目標を 43,000人とします。

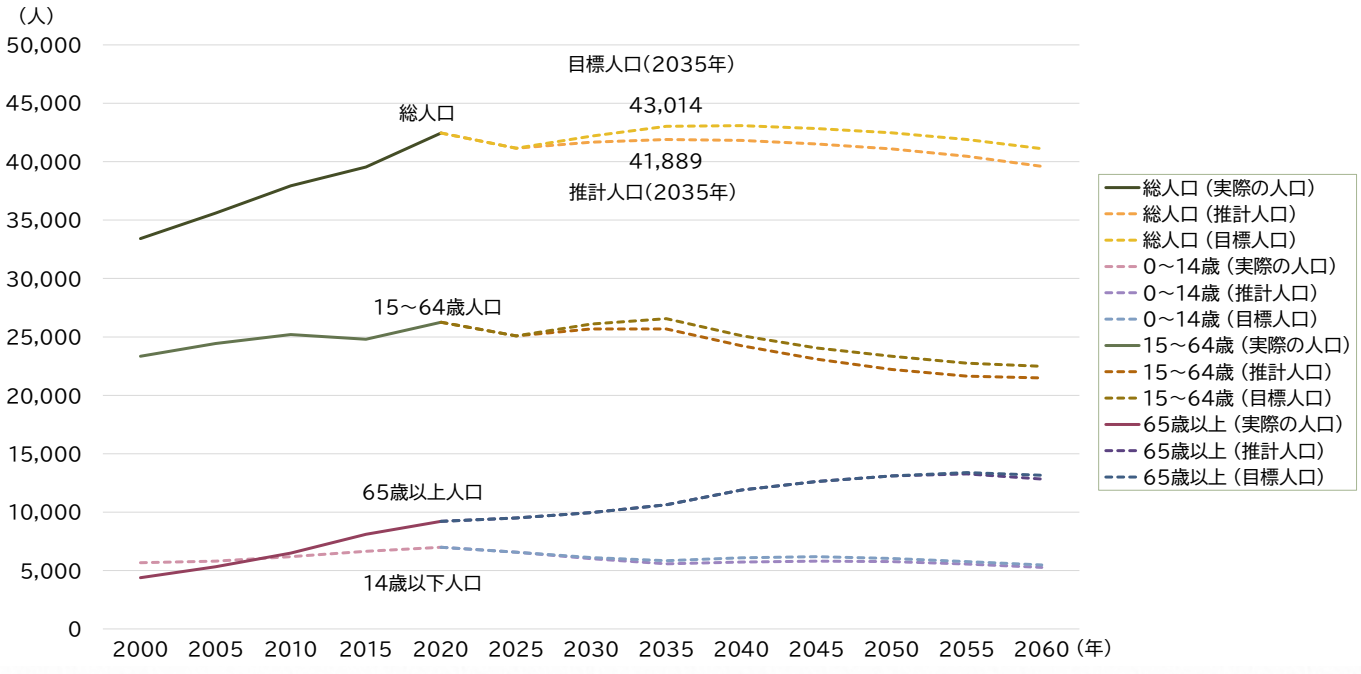
この目標は、地域活力を維持し、暮らしを支えるさまざまなライフラインや行政サービスを維持するために「生産年齢人口」と「年少人口」の割合の減少を抑制する目標でもあります。

目標を達成するため、５つの重点方針をはじめ、本計画の基本目標に基づく各種施策を展開し、次の条件が達成できるよう努めます。

①合計特殊出生率は1.8に段階的に上昇する。
2025年（令和７年）1.67　→　2030年（令和12年）1.73　→　2035年（令和17年）1.80

②20歳～39歳の人口移動率は、2025年（令和７年）から2030年（令和12年）、および2030年（令和12年）から2035年（令和17年）の各期間で推計よりも5%程度改善する。

将来人口の推計



出典：内閣府「将来人口推計のためのワークシート（令和6年6月版）」

本計画により目標人口を達成した場合でも、高齢化は着実に進み、2040年（令和22年）以降の人口は減少し始めると推計されています。そのため、人口減少、少子高齢化社会へ向けた取組を本計画期間中に始める必要があります。

また、地域活力を向上させるため、引き続き企業誘致による雇用の創出や住宅地開発などを推進するとともに、関係人口・交流人口の増加を図る必要があります。これらを受け入れる都市構造の整備を進めていきます。

第2章　土地利用構想

1.土地利用構想

（1）本町の特性

本町は、三河湾国定公園などの山々に囲まれ、森林や河川、農地やため池など、緑豊かな景観が市街地周辺を取り囲むように広がっています。

また、ＪＲ東海道本線および東海道新幹線が通っているほか、国道 23 号や国道248号などの道路も通り、広域基幹交通網の要衝となっています。

このような恵まれた立地条件のもと、自動車産業を中心に多くの優良企業が立地し、高い工業生産を誇っています。

さらに、名古屋圏におけるベッドタウンとしての役割も備えていることから、住宅地や商業施設の立地も進められてきました。

今後も、緑豊かな田園的特長と活力ある都市的特長の両面をあわせもつという本町の特性を生かして、自然系･農業系の土地利用と、住居系･商業系･工業系の土地利用が調和するよう進めていく必要があります。

まちのイメージ



（2）土地利用の基本方針

土地は、限りある資源であるとともに、産業や経済、住民生活と深く結びついた財産であり、住民が共有する暮らしの基盤です。地域特性を踏まえつつ、次の点に配慮し、自然的、社会的、文化的条件に適した土地利用を推進します。

①自然環境との調和

緑豊かな自然環境を後世に引き継いでいくため、自然環境と調和のとれた土地利用を進めます。

そのため、水源かん養、国土保全などの公益的機能をもつ森林の保全・再生や、動植物の生態系維持の軸となる河川・ため池といった水系の保全・再生に努めます。

また、住民が身近に自然とふれあうことができるよう、散策路の整備など自然環境の有効利用を住民と共に図ります。

②優良農地の保全

地下水かん養や保水機能、さらには緑の景観形成など農地の多面的機能を改めて認識し、新たな市街地整備との調和を図りながら、食糧生産の基盤整備と利用促進のため、農地を保全・確保していきます。



③都市発展の拠点整備

緑豊かな自然環境や優れた交通条件といった本町の特性を生かしつつ、住民および町を訪れる人々の交流が盛んになるような土地利用を進めます。

ＪＲ東海道本線の幸田駅、三ケ根駅、相見駅の3駅およびハッピネス・ヒル・幸田を中心に、既成市街地の再構築や新市街地の整備などによる魅力的な拠点市街地の形成を進めます。

観光資源や農業・農産物などの地域固有の資源を生かし、広域から多くの人が訪れ、観光や交流を通じて活気や活力を育む拠点として道の駅「筆柿の里・幸田」周辺を整備します。あわせて、道の駅では防災拠点としての機能充実も図ります。

④地域生活の拠点整備

職住近接の住宅地として、快適で心豊かな暮らしが享受できる土地利用を進めます。

地区ごとの地域特性に応じて、多世代の人が交流できる魅力的な機能を有する拠点や、産業、歴史・文化、スポーツ、防災、地域福祉などの活動促進に資する拠点を整備します。

⑤緑豊かな産業空間の創造

緑豊かな自然環境との調和を図りながら、西三河地域の高い産業集積拠点の一翼を担うことができる土地利用を進めます。



第３部　基本計画

基本計画体系図

第１章　まちづくりの重点方針

第２章　土地利用計画

第３章　取組分野別基本計画

基本計画体系図

まちづくりの将来像	基本目標	まちづくりの重点方針（分野をまたぐ取組）
もっと輝く幸田を、みんなで♪ 未来につなぐ活力ある緑住文化都市	1 暮らしやすいまち〈安全・安心・快適〉 2 みどり豊かなまち〈自然環境〉 3 活力とにぎわいのあるまち〈産業〉 4 健やかに暮らせるまち〈健康・福祉〉 5 誰もが学べるまち〈教育・文化〉 6 みんなで支えるまち〈協働・参画〉 持続可能な行財政運営	①子どもを育み、家族を支える ②超高齢社会へ備える ③広く連携し、災害に備える ④人と環境に優しい産業を育てる ⑤みんなが集うまちの仕組みを整える

取組方針	取組分野
1-1 暮らしを守る	1-1-1 防災体制の強化 …44
	南海トラフ地震への備え …46
	1-1-2 河川・ため池・山の整備（治山・治水） …48
	1-1-3 消防・救急体制の充実 …50
	1-1-4 交通安全対策の強化 …52
	1-1-5 防犯対策の強化 …54
	1-1-6 消費生活の安定・向上 …56
1-2 暮らしの土台をつくる	1-2-1 道路の整備 …58
	1-2-2 公共交通の整備 …60
	1-2-3 上水道の整備 …62
	1-2-4 下水道の整備 …64
1-3 快適な住環境をつくる	1-3-1 住宅の整備 …66
	1-3-2 市街地の整備 …68
	1-3-3 公園・緑地の整備 …70
2-1 自然環境を守る	2-1-1 自然環境の保全・再生 …72
	2-1-2 公害対策の推進 …74
2-2 地球にやさしい環境をつくる	2-2-1 ごみ問題への対応 …76
	2-2-2 カーボンニュートラルの推進 …78
3-1 地域の産業を応援する	3-1-1 農業振興 …80
	3-1-2 商業振興 …82
	3-1-3 工業振興・企業立地・新産業創出 …84
3-2 まちの魅力をみがく・伝える	3-2-1 観光振興 …86
4-1 みんなの健康を支える	4-1-1 健康づくりの推進 …88
	4-1-2 医療体制の充実 …90
	感染症への備え …92
	暑さ対策 …93
4-2 子育てを応援する	4-2-1 子育て支援の充実（子育て支援・少子化対策） …94
	4-2-2 保育の充実 …96
	4-2-3 子どもの居場所の充実 …98
4-3 誰もが笑顔ですごせる社会をつくる	4-3-1 地域福祉・高齢者福祉の充実 …100
	4-3-2 障がい者福祉の充実 …102
5-1 学びを広げる	5-1-1 学校教育の充実 …104
	5-1-2 健やかな青少年の育成 …106
	5-1-3 生涯学習の推進 …108
5-2 文化・スポーツで心を豊かにする	5-2-1 歴史・伝統・文化の振興・継承 …110
	5-2-2 スポーツ振興 …112
6-1 多様性が輝く社会づくり	6-1-1 男女共同参画・パートナーシップの推進 …114
	6-1-2 多文化共生の推進 …116
6-2 みんなでつくるまちづくり	6-2-1 地域活動・多世代交流の推進 …118
	効率的で健全な行財政 …120
	情報の発信と管理 …122
	DXの推進 …124

第1章　まちづくりの重点方針



日本は本格的な人口減少社会に突入し、本町でもこれまで増加を続けてきた人口は、2020年（令和２年）の42,449人（国勢調査）をピークに、今後、横ばいから緩やかな減少に向かうと推計され、目標年度である2035年（令和17年）には42,000人を下回ると推計されています。こうした人口減少や少子高齢化は、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増加など、本町の存続に関わりかねない影響が懸念されています。

このような社会経済情勢の変化に対し、住民意識調査などでは、優先度の高い施策として「防災体制の強化」「高齢者福祉の充実」「子育て支援」「公共交通の整備」などが挙げられています。また、住民ワークショップや各種団体との意見交換会において、「災害に強いまち」や「子育てがしやすいまち」「高齢者が元気に暮らせるまち」などを求める声がうかがえました。

そうした住民の声を踏まえて、以下の５つをまちづくりの重点方針とします。

＜まちづくりの重点方針＞

① 子どもを育み、家族を支える
② 超高齢社会へ備える
③ 広く連携し、災害に備える
④ 人と環境に優しい産業を育てる
⑤ みんなが集うまちの仕組みを整える

これら５つの重点方針は、特定の取組だけで達成されるものではなく、さまざまな分野で取組を進めるにあたって常に意識しておくべきものです。そのために、基本計画に示す取組方針・分野を横断・連携して、戦略的に進めていきます。

重点方針①

子どもを育み、家族を支える

輝くまちであり続けるには、子どもの健やかな成長が欠かせません。子育てが喜びであり、楽しみであることを実感でき、全ての子どもが個人として尊重され、自己肯定感を持ちながら、自分らしさと主体性を持った大人に成長することをみんなで応援していくことが重要です。

そのために、家族形態の多様化を踏まえながら、安心して子どもを産み育てられるよう、出生から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て、子どもが大人になるまで、切れ目ない支援を行います。

また、子育てに魅力や喜び、楽しみを感じることができるよう、男女が共に子育てと仕事を両立できるための保育サービスや放課後児童サービスの充実、さらに子育てを支援する生活環境として、子どもや親子連れが、安心して外出でき、遊べる環境の整備に努めます。

子どもの社会性は、家庭、学校、地域社会で育まれます。豊かな人間関係を築き、社会性を育み、健康でのびのびと成長し自立できるよう、放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる子どもの居場所づくりとして、多世代交流施設の整備や児童館などの魅力向上に努めます。

本町が持続的に発展していくためには、将来を担う人材の育成が不可欠です。そのためには、確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健康な体（体）の調和のとれた教育に取り組み、子どもの可能性を引き出すためのきめ細やかな教育を推進します。

そして、子どもや若者が、本町への誇りと愛着を持てるよう、地域や学校、事業者などが一体となって魅力を伝えるといった、子どもの成長に温かな眼差しを注ぐ人が増えていく社会を目指すとともに、子どもたちを事故や犯罪などから守る取組を進めます。

取組内容

・切れ目のない子育て支援の充実
・保育サービスの充実
・坂崎地区における多世代交流施設などをはじめとした子どもの居場所づくり
・教育の充実および快適な教育環境・施設の整備
・交通安全対策および防犯対策の強化



関連する基本目標・取組方針・取組分野

[基本目標1] 暮らしやすいまち	1-1	暮らしを守る	交通安全対策の強化、防犯対策の強化
	1-3	快適な住環境をつくる	公園・緑地の整備
[基本目標4] 健やかに暮らせるまち	4-1	みんなの健康を支える	健康づくりの推進、医療体制の充実、感染症への備え、暑さ対策
	4-2	子育てを応援する	子育て支援の充実、保育の充実、子どもの居場所の充実
[基本目標5] 誰もが学べるまち	5-1	学びを広げる	学校教育の充実、健やかな青少年の育成、生涯学習の推進
	5-2	文化・スポーツで心を豊かにする	歴史・伝統・文化の振興・継承、スポーツ振興
[基本目標6] みんなで支えるまち	6-1	多様性が輝く社会づくり	男女共同参画・パートナーシップの推進
	6-2	みんなでつくるまちづくり	地域活動・多世代交流の推進

重点方針②

超高齢社会へ備える

超高齢社会を迎える中、単身高齢者世帯の増加などが問題となっています。加えて親と中高年の子どもが共に困窮する「8050問題」や、育児と介護が同時に発生する「ダブルケア」などの問題が、複合化・複雑化していくことも心配されています。

高齢者が、生きがいをもって活躍できるとともに、介護や医療などが必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進、高齢者の住まいの整備、介護予防の強化、福祉医療ゾーンの整備を進め、地域共生社会の実現に向けた包括的・重層的な支援体制の構築に取り組みます。

また、高齢期に至るまでの健康を保持するには、若年期からの取組が重要となります。人生100年時代の本格的な到来を踏まえ、それぞれのライフステージ特有の健康づくりを長期的な視点をもって取り組みます。

そして、いつまでも元気で生き生きと暮らせるよう、文化やスポーツの一層の振興を図るとともに、一人でも気軽に安心して出かけられるよう、公共交通の利便性向上に努めます。

取組内容

・地域包括ケアシステムの深化および重層的な支援体制の整備
・長嶺北部地区福祉・医療施設の整備
・大草地区における地域住民が交流できる場の創出
・救急医療体制の確保
・公共交通の利便性向上



関連する基本目標・取組方針・取組分野

[基本目標1] 暮らしやすいまち	1-1 暮らしを守る	消防・救急体制の充実、交通安全対策の強化、防犯対策の強化
	1-2 暮らしの土台をつくる	公共交通の整備
	1-3 快適な住環境をつくる	住宅の整備
[基本目標4] 健やかに暮らせるまち	4-1 みんなの健康を支える	健康づくりの推進、医療体制の充実、感染症への備え、暑さ対策
	4-3 誰もが笑顔ですごせる社会をつくる	地域福祉・高齢者福祉の充実
[基本目標5] 誰もが学べるまち	5-1 学びを広げる	生涯学習の推進
	5-2 文化・スポーツで心を豊かにする	歴史・伝統・文化の振興・継承、スポーツ振興
[基本目標6] みんなで支えるまち	6-2 みんなでつくるまちづくり	地域活動・多世代交流の推進

重点方針③

広く連携し、災害に備える

近年の自然災害に関するリスクの高まりを踏まえ、まちづくりの基礎となる、安全・安心で災害に強いまちを築くには、ソフト面とハード面との一体的な防災・減災対策を展開していくことが重要となります。

ソフト面では、地域や住民一人ひとりの日ごろからの備えが大切であり、また、子どもの頃から防災意識を高めることで、中学生などが「助けられる側」から「助ける側」になれるように防災教育を行っていくことが重要です。また、デジタル技術を活用した災害時避難行動要支援者への支援についても取り組んでいきます。

さらには、全ての行政区において自主防災が組織されているといった強みを生かし、災害時に住民一人ひとりが適切な行動をとれるよう、さらなる地域防災力・減災力の向上に取り組むとともに、町の危機管理体制の強化にも取り組んでいきます。

ハード面については、住宅・建築物の耐震化の促進や、道路・橋、上水道、下水道など、都市を支えるインフラ施設の長寿命化や耐震化により、災害時の機能確保などを進めます。あわせて、広田川の改修や菱池遊水地の整備など、治水機能の強化に取り組み、水害のリスクの軽減を図ります。加えて、道の駅「筆柿の里・幸田」が、防災道の駅として指定を受けたことで、災害時には広域的な支援活動の拠点となることから、防災拠点機能を高めた整備を進めていきます。

将来にわたって安全・安心に暮らせる災害に強いまちを築くことで、活力ある緑住文化都市を未来へつなぎます。

取組内容

・幸田町安全テラスセンター24を中心とした自助・共助の意識啓発、防災教育の促進、および公助との連携
・要配慮者への支援体制の強化
・避難所における空調などの整備
・公共施設やインフラ施設の長寿命化および耐震化
・広田川の改修および菱池遊水地の整備
・道の駅「筆柿の里・幸田」における防災拠点機能の整備



関連する基本目標・取組方針・取組分野

[基本目標1] 暮らしやすいまち	1-1 暮らしを守る	防災体制の強化、南海トラフ地震への備え、河川・ため池・山の整備（治山・治水）
	1-2 暮らしの土台をつくる	道路の整備、公共交通の整備、上水道の整備、下水道の整備
[基本目標4] 健やかに暮らせるまち	4-3 誰もが笑顔ですごせる社会をつくる	地域福祉・高齢者福祉の充実、障がい者福祉の充実
[基本目標5] 誰もが学べるまち	5-1 学びを広げる	学校教育の充実
[基本目標6] みんなで支えるまち	6-2 みんなでつくるまちづくり	地域活動・多世代交流の推進

重点方針④

人と環境にやさしい産業を育てる

本町の魅力、そして、住んでいる人が誇りに思っているものは、まちを囲む緩やかな稜線、そして、その中にある豊かな田園です。田園は、景観や防災面でも機能を発揮し、本町の豊かな暮らしの土台を形作っています。

地域経済の持続的な成長には、新たな工業用地を確保し企業を誘致することや、起業・創業、新産業創出が欠かせません。既存の企業や誘致する企業への支援のほか、食や農、森林を活用するなど豊かな田園を生かした新たなビジネスの創出、成長産業の育成を図ります。また、社会経済環境の変化への対応を後押しし、付加価値の高い新事業への展開や、新たな市場への販路開拓、設備投資による生産性の向上を支援するとともに、デジタル化、脱炭素化による競争力強化に取り組む企業を支援します。

農業においては、後継者不足や耕作放棄地といった課題を抱える中、特産品のブランディングや６次産業化、農商工連携、農福連携などを進めるとともに、スマート農業技術やデジタル技術の導入を支援することで、生産性・収益性の向上を図ります。

生産年齢が減少する中、人材の確保などが課題となっていることから、町内の若者が町内の企業で働く選択肢を持てるよう、企業に関する情報の積極的な発信や、大学・高校との連携により、地元就職の促進を図っていきます。加えて、女性や高齢者、障がい者、外国人などが、希望に沿った仕事に就けるよう、関係機関や事業所と連携して支援するとともに、家庭と仕事の両立ができる職場環境となるようなワーク・ライフ・バランスの普及啓発を推進します。

取組内容

・企業誘致の促進
・長嶺地区や国道23号桐山IC、東光寺周辺における工業団地開発の推進
・森林サービス産業構想および環境学習の推進
・新規就農者などの担い手確保の推進
・耕作放棄地の解消
・特産品のブランディング
・町内企業への雇用促進



関連する基本目標・取組方針・取組分野

[基本目標2] みどり豊かなまち	2-1	自然環境を守る	自然環境の保全・再生、公害対策の推進
	2-2	地球にやさしい環境をつくる	ごみ問題への対応、カーボンニュートラルの推進
[基本目標3] 活力とにぎわいのあるまち	3-1	地域の産業を応援する	農業振興、商業振興、工業振興・企業立地・新産業創出
[基本目標4] 健やかに暮らせるまち	4-3	誰もが笑顔ですごせる社会をつくる	地域福祉・高齢者福祉の充実、障がい者福祉の充実
[基本目標5] 誰もが学べるまち	5-1	学びを広げる	学校教育の充実、健やかな青少年の育成
[基本目標6] みんなで支えるまち	6-1	多様性が輝く社会づくり	男女共同参画・パートナーシップの推進、多文化共生の推進
	6-2	みんなでつくるまちづくり	地域活動・多世代交流の推進

重点方針⑤

みんなが集うまちの仕組みを整える

人口減少時代において、人を惹きつけ、呼び込むためには、住民が自ら住むまちに愛着と誇りを感じることはもちろんのこと、「自分らしくいられる場所」、「ワクワクするような場所」といった感情的な価値を提供できるようまちの魅力を高め、現世代のみならず、将来を担う世代から、夢や希望を実現できるまちとして選ばれることが重要となります。そして、「仕事」、「住まい」、「コミュニティ」の３つの要素をバランスよく強化し、本町へ定住・移住の促進を図っていく必要があります。

そのためにも、JR東海道本線３駅とハッピネス・ヒル・幸田の４拠点を核に、にぎわいと活気あふれるコンパクトでまとまりのある市街地形成を図り、加えて、その核をつなぐ道路網や公共交通といったネットワークを整備し、居心地がよく、歩きたくなるウォーカブルな空間を作ることで、誰もが住みやすく、魅力あるまちづくりを進めます。特にハッピネス・ヒル・幸田においては、文化・スポーツ施設の集約などを図り、より質の高いエリアとなることを目指します。

また、東西に走る国道23号、南北に走る国道248号、ＪＲ東海道本線といった交通の利便性や、多くの企業が集積しているといった本町の強みを生かし、今後も積極的な企業誘致による働く場所の確保とあわせ、土地区画整理事業などによる良好な住宅地の供給に取り組んでいきます。

そして、本町で暮らす人々が、地域に溶け込める居場所や、気の合う仲間と出会えるコミュニティを作れるよう、多世代交流施設などを活用し、既存住民と移住者が交流できる機会の創出を図ります。

さらに、まちの活性化を図るには、交流人口や関係人口の拡大が重要な要素です。本町を多くの人に知っていただくために、映画やドラマのロケ地をめぐって町を楽しむ「ロケツーリズム」や、町の魅力を伝える「タウンプロモーション」、地場産品などから町の魅力を伝える「ふるさと納税」に力を入れ、本町と関わりを持つきっかけづくりを推進します。

取組内容

・公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」の整備および楽しく歩ける「ウォーカブルなまち」の推進
・博物館や総合体育館、菱池遊水地上部における文化・スポーツ施設の整備推進
・荻谷土地区画整理事業の推進および北部・南部地区における可住地の調査
・ロケツーリズムなどのタウンプロモーションやふるさと納税によるまちの魅力発信



関連する基本目標・取組方針・取組分野

[基本目標1] 暮らしやすいまち	1-2	暮らしの土台をつくる	道路の整備、公共交通の整備
	1-3	快適な住環境をつくる	住宅の整備、市街地の整備、公園・緑地の整備
[基本目標3] 活力とにぎわいのあるまち	3-1	地域の産業を応援する	農業振興、商業振興、工業振興・企業立地・新産業創出
	3-2	まちの魅力をみがく・伝える	観光振興
[基本目標4] 健やかに暮らせるまち	4-3	誰もが笑顔ですごせる社会をつくる	地域福祉・高齢者福祉の充実、障がい者福祉の充実
[基本目標5] 誰もが学べるまち	5-1	学びを広げる	学校教育の充実、健やかな青少年の育成、生涯学習の推進
	5-2	文化・スポーツで心を豊かにする	歴史・伝統・文化の振興・継承、スポーツ振興
[基本目標6] みんなで支えるまち	6-2	みんなでつくるまちづくり	地域活動・多世代交流の推進

第2章　土地利用計画

1.全体計画

（1）土地利用計画のねらい

本町が誇る「豊かな自然」と「活気ある都市」の魅力を未来へつなげるため、各地域の個性を最大限に生かしたまちづくりを推進します。

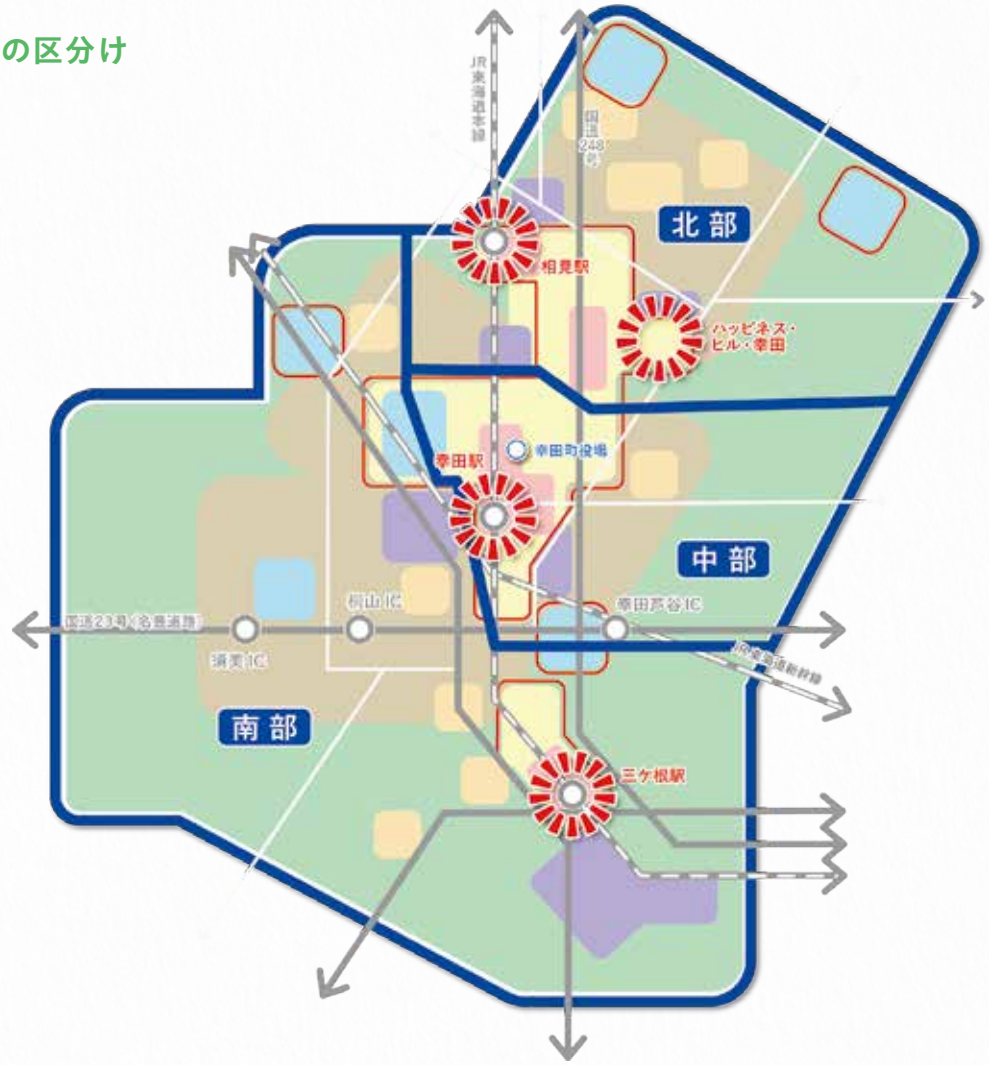
本計画では、土地利用構想を具体化するため、町を北部・中部・南部の３地区に区分し、それぞれの地域特性に応じた「拠点」「ゾーン」「軸」を設けることで、調和のとれたまちづくりを進めます。

具体的には、JR３駅周辺（幸田・三ケ根・相見）とハッピネス・ヒル・幸田を「４つの都市拠点」として位置づけ、都市機能の集約とネットワーク化を図ります。あわせて、産業・福祉・交流・緑地の各ゾーン、さらに鉄道や国道などによる「交通軸」や、河川による「環境軸」を生かした土地利用を図ることで、都市の活力と豊かな自然環境を両立させます。

また、住宅地、商業地、工業地、農業地、自然環境の各用途においては、それぞれの立地特性を生かした整備・保全を行います。

これらの各エリアが交通や地域の絆で「なめらか」に連携することで、町のどこにいても豊かさを実感できる、誰もが安心して住み続けられる持続可能な空間の形成を目指します。

3地区の区分け



（2）町の拠点、ゾーンおよび軸

JR東海道本線の幸田駅、三ケ根駅、相見駅の周辺市街地に、ハッピネス・ヒル・幸田周辺の地域交流拠点を加えた４カ所を都市の骨格を形成する都市拠点と位置づけます。これらを中心に、町全体としてコンパクトでまとまりのある市街地形成、および都市拠点をつなぐネットワーク整備を計画的に進めます。

①4つの都市拠点

幸田駅周辺市街地～町の玄関口、生活の中心～

- 市街地整備事業により、土地の高度利用、都市機能の再編を進めます。
- 町の玄関口にふさわしい駅舎整備および景観形成を進め、町の中心市街地となる駅前市街地の再生を進めます。

三ケ根駅周辺市街地～歴史と観光の起点～

- 駅のバリアフリー化を推進するとともに、駅周辺市街地や国道23号沿線への都市機能の集積を促します。
- 三河湾リゾートや背後の観光拠点との連携を図ります。
- 南部地域の発展を支える生活・交流拠点の形成を進めます。

相見駅周辺市街地～若さにあふれる街～

- 北部地域の発展を支える拠点の形成を進めます。
- 駅を中心に住居系の都市機能の集積を進めます。

ハッピネス・ヒル・幸田周辺市街地～文化・スポーツに親しむ拠点～

- 計画的な市街化を誘導します。
- 文化・スポーツ拠点としての魅力などを向上するために、さらなる施設機能の集積などを図ります。
- にぎわいと魅力ある施設と住宅が一体となった良好な市街地環境の形成を進めます。

②4つのゾーン

産業ゾーン

- 既に本町内に集積する自動車関連産業に加え、町の特性を生かした新たな産業の企業誘致を図り、産業の拠点を形成します。

福祉・医療ゾーン

- 誰もが健康に暮らし、生涯を通じて自分らしく生きられる地域となるよう、福祉施設や医療施設などを誘致し、福祉・医療サービスが充実した拠点を形成します。

にぎわい・交流ゾーン

- 地域のあらゆる人・団体が活動できる多世代交流施設を整備するとともに、スポーツに親しむ場所を整備し、地域のさまざまな世代が利用者として、また運営スタッフとして参加することを促し、にぎわい・交流の拠点を形成します。

緑地ゾーン

- 自然に親しむことや自然の大切さを学ぶことができる場を整備することで、暮らしの中での憩いと自然環境の保全・再生を図る拠点を形成します。

③まちづくりの骨格となる交通軸

広域交通軸

- 鉄道を広域交通軸の1つとし、駅を中心に商業系、住居系の都市機能の集積を進めます。
- 本町の基幹的な交通を担う広域幹線道路のうち、国道 248 号を南北基幹軸、国道 23 号を東西基幹軸と位置づけ、これら2路線を軸に広域圏との連携強化を進めます。

幹線交通軸

- 交通軸の2路線と4つの都市拠点および周辺市街地、集落地、工業地などの都市機能を有機的に結びつける道路網の整備を進めます。

④自然環境の保全と再生のための軸

環境軸としての水辺のネットワーク

- 広田川、相見川、拾石川の3つの川を、自然環境の保全・再生を推進する上で重要な役割を果たす環境軸として位置づけます。
- 3つの川それぞれの流域を結びつける水辺のネットワークの形成を目指します。

（３）用途別土地利用

良好な住環境などを構築するために、区域の立地特性を生かした土地利用を図ります。

①住宅地（市街化区域）

- 住宅需要を積極的に受け止め、市街化区域を中心に、長期的な展望のもとで計画的な市街地形成を進めます。
- 道路・公園などの都市施設の整備を進めます。
- 住宅地としての安全性および福祉環境の改善を進め、良好な住環境の形成を進めます。
- 市街地内の未利用地・低利用地の開発・保全を検討し、新たな住宅地の形成による市街地の再生を進めます。
- 将来的な住宅需要動向を見定めつつ、現在の市街化区域に隣接した地区において、将来の新市街地形成に向けた計画・事業の推進を必要に応じて図ります。
- 今後、増加が予想される空き家については、利活用を促すとともに、適正な指導を図ります。

②集落地（市街化調整区域）

- 市街化調整区域内に位置する集落地では、周囲の農用地との調和を図りながら、農地や樹林地の緑に囲まれたゆとりある住環境の形成を進めます。
- 集落の宅地需要については、その集落周辺の土地への誘導を図り、優良農地の保全との調和を図ります。また、増加が予想される空き家についても利活用を促します。

③商業地

- 幸田駅・三ケ根駅・相見駅周辺の商業系市街地では、駅周辺地としての交通利便性を生かしつつ、商業・業務機能、交流・文化機能など、住民のみならず周辺市町の住民の生活ニーズにも対応した都市施設の集積を誘導します。
- 各駅の玄関口にふさわしい景観形成、駅近接型住居の整備を進めることにより、多くの人々が集う、にぎわいのある拠点づくりを進めます。
- ハッピネス・ヒル・幸田周辺およびこれにつながる国道 248 号沿いの商業系市街地では、町民会館、図書館、プールなどの文化・スポーツ施設の集積と一体となって、魅力的な商業・サービス施設の集積を高め、集客性の高い地域交流拠点づくりを進めます。

④工業地

- 市街地内または既存市街地に隣接する工業地では、周辺の住居地との調和を図ります。
- 新たな産業の誘致については、その周辺地区との調和を図りながら、計画的な立地誘導を図ります。
- 国道 23 号のインターチェンジ周辺地区などでは、その立地特性を最大限に生かすことができるよう、生産、物流、業務機能などの産業の誘導を図ります。

⑤農業地

- 市街地周辺の平坦地に広がる農地については、土地基盤整備が完了している優良農地を中心に、農用地の流動化、利用集積を推進するなどして土地利用型農業の振興を図ります。
- 町の特産物である筆柿のほか、もも・なし・みかんなどの樹園地については、農家の経営安定を図るための施策と合わせ、維持・保全に努めます。
- 増加傾向にある耕作放棄地については、農地としての再生を促し、農地の保全を図ります。

⑥自然環境

- 町の外周部に位置する森林や竹林については、優れた自然環境を保全するための活用や多目的なレクリエーション活動での活用など、その適性に応じた秩序ある土地利用を図り、その保全・管理に努めます。
- 森林や竹林の他用途への転用にあたっては、自然環境に与える負荷を最小限に止めることができるよう調整を図るとともに、自然災害防止のための安全確保に努めます。

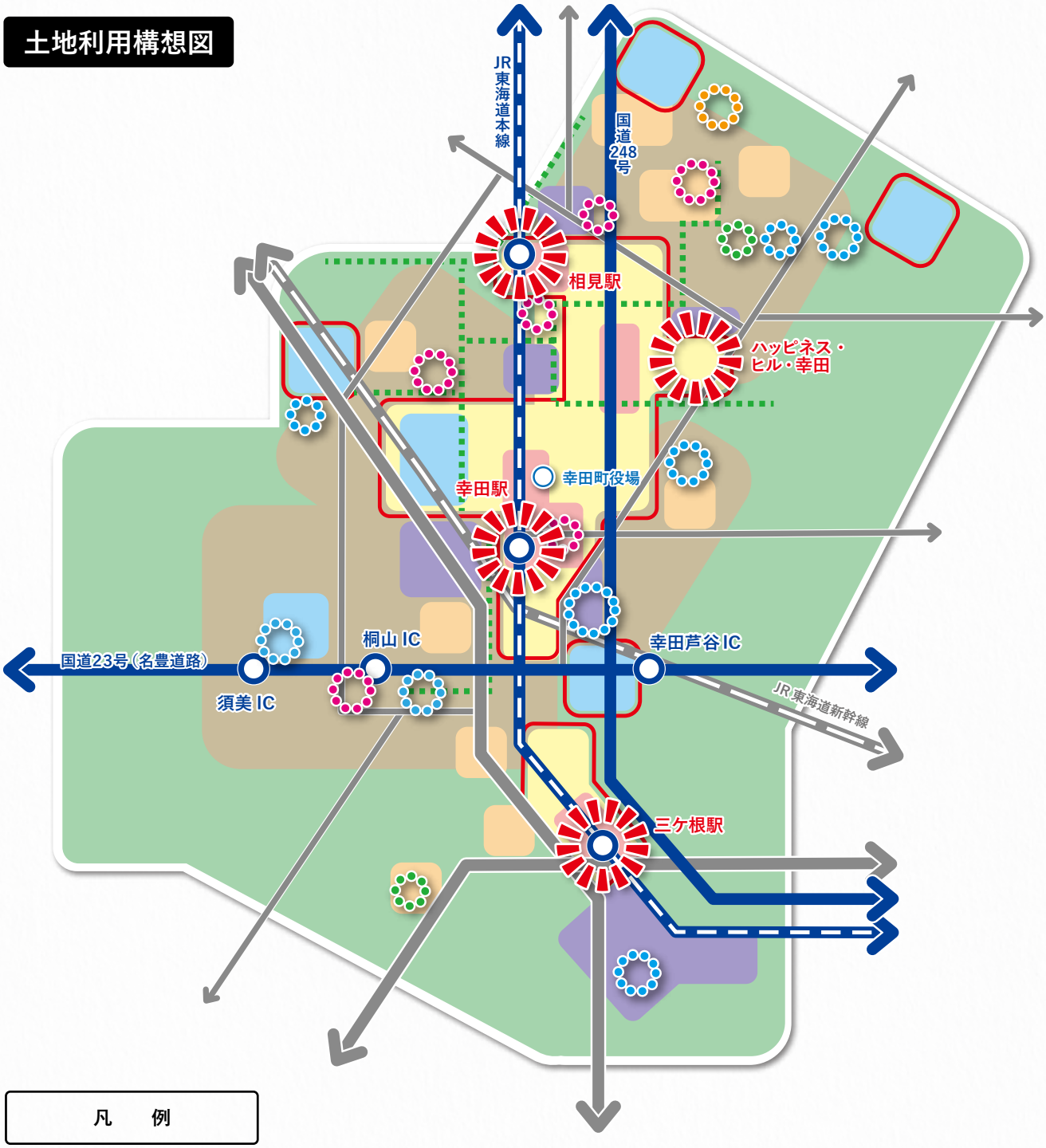
⑦既存市街地（市街化区域）

- 既に多くの住宅や商業施設、工場などが隣接して立地し、住宅地や商業地、工業地などから構成されています。

⑧想定市街地

- 住宅や商業施設、工場の立地を計画的に誘導し、将来、市街地を形成することが想定されています。

土地利用構想図



凡　例

- 住宅地（市街化区域）
- 集落地（市街化調整区域）
- 商業地
- 工業地
- 農業地
- 自然環境
- 既存市街地（市街化区域）
- 想定市街地
- 広域交通軸（鉄道・駅）
- 広域交通軸
- 幹線交通軸
- 環境軸（河川）
- 都市拠点
  （幸田駅 / 三ケ根駅 / 相見駅 / ハッピネス・ヒル・幸田）
- 産業ゾーン
- 福祉・医療ゾーン
- にぎわい・交流ゾーン
- 緑地ゾーン

2.地区別土地利用計画　北部地区

(1)現状と課題

北部地区は坂崎小学校区と幸田小学校区からなり、里山やため池、農地などが広がる豊かな自然景観と文化財に恵まれた地区です。北部地区は、岡崎市に隣接し、国道248号が地区を縦断するとともに、相見駅が立地していることから、交通の利便性を活かした発展が期待されます。地区内の市街化区域では大規模店舗を含む商業施設が立地し、市街地の形成が進んでいます。

今後は、本町の中央部から北部方向に拡大する市街化を計画的に誘導するとともに、既存の市街地や集落には、道路基盤の脆弱な箇所があることから、緑の景観を生かしつつ計画的な基盤整備を推進する必要があります。さらに、坂崎小学校区では児童数の減少が進んでいるため、若い世代の定住を促す住宅地の開発が必要です。

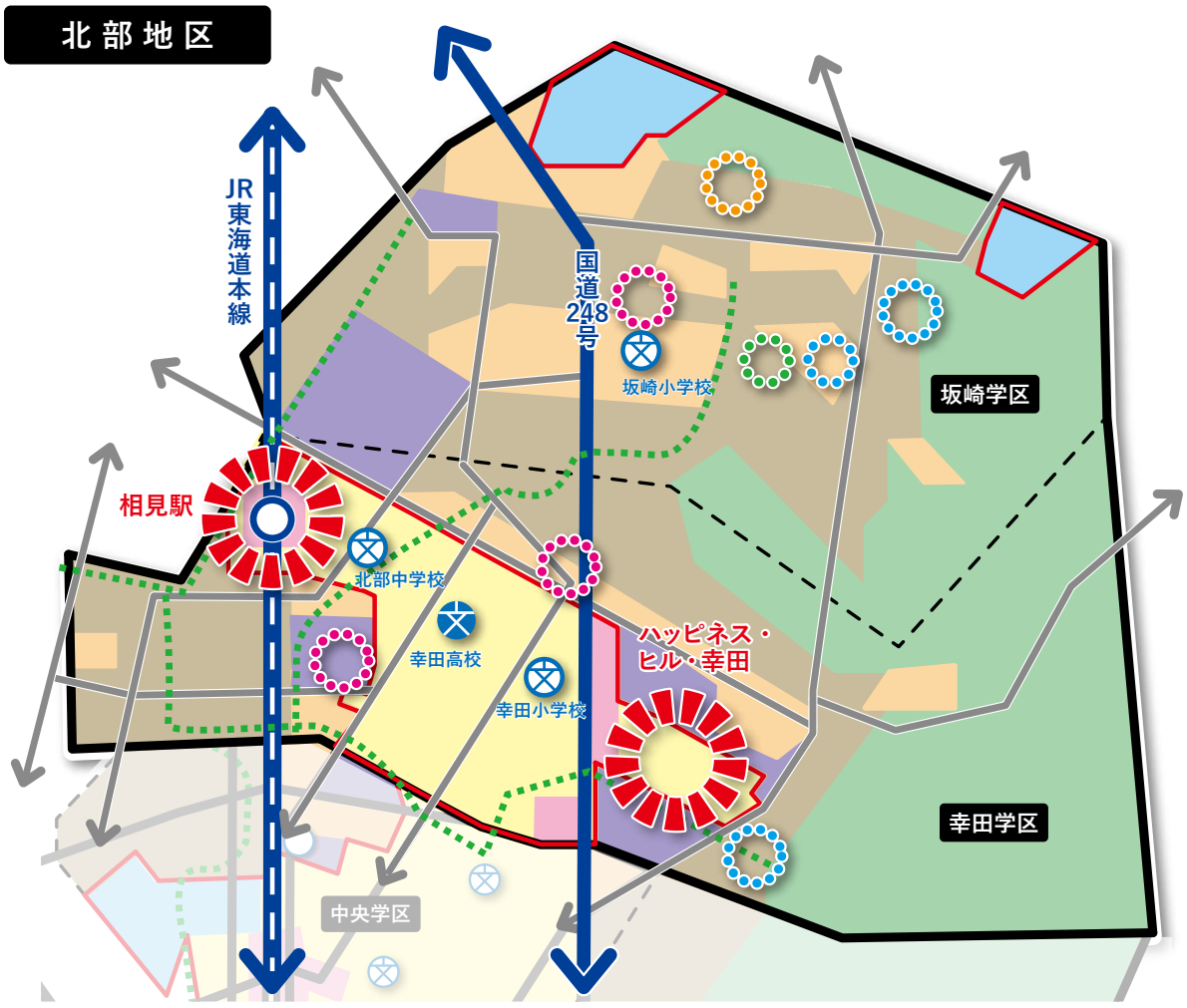
(2)将来イメージ

- 緑豊かで良好な環境を維持し、水と緑の潤いのある居住環境の向上を図ります。
- 農業、工業、地域文化の調和を図ります。
- 相見駅およびハッピネス・ヒル・幸田を中心とした交流機能を備え、かつ文化機能やスポーツ機能、商業機能などが集積する都市拠点の形成を目指します。

(3)主な取組

[基本目標1] 暮らしやすいまち	**都市拠点の整備**	•相見駅およびハッピネス・ヒル・幸田周辺の都市拠点として開発 •相見駅周辺への交番の設置 •福祉・医療ゾーンの整備
	河川・ため池の整備	•相見川の整備
	防災施設の整備	•新たな防災関連施設の整備
	幹線道路の整備	•国道248号と県道美合幸田線を結ぶ坂崎長嶺2号線の整備 •通過交通の増加抑制に向けた県道生平幸田線の整備
	住宅地開発の誘導	•計画的な土地利用の誘導(岡崎市寄りの県道岡崎幸田線の北側に広がる地区/相見駅1キロ圏内にある既存集落隣接エリア/国道248号と県道生平幸田線に挟まれた地区(ハッピネス・ヒル・幸田周辺区域))
	市街地の整備	•狭あい道路の拡幅や交通安全・防犯・コミュニティに配慮した居住環境の整備
[基本目標2] みどり豊かなまち	**自然とのふれあいの場の整備**	•聞入寺跡地の利用(自然公園などの整備) •京ヶ峯を中心とした散策路の整備
	環境・景観の保全	•里山の自然環境や景観の保全 •住宅地や工業地の外周緑化など、周辺と調和した環境・景観の形成
[基本目標3] 活力とにぎわいのあるまち	**工業地の整備**	•既存の工業団地の維持・発展と周辺環境と調和した新たな工業団地の開発

[基本目標４] 健やかに暮らせるまち	**子育て支援施設の整備**	•鷲田公民館の移転にあわせた多世代交流施設の整備と医療施設の誘致 •多世代交流施設を整備（坂崎小学校区）
	福祉･医療施設の整備	•福祉･医療施設の整備（長嶺北部地区） •高齢者および障がい者･児などが活動できる施設の整備に加え、地域住民が交流できる場の創出（大草広野地区）
[基本目標５] 誰もが学べるまち	**文化･スポーツ施設の整備**	•博物館などの文化施設、スポーツ施設の整備
[基本目標６] みんなで支えるまち	**地域施設の整備**	•集会施設の移転など（長嶺･高力）



凡　例

- 住宅地（市街化区域）
- 集落地（市街化調整区域）
- 商業地
- 工業地
- 農業地
- 自然環境
- 既存市街地（市街化区域）
- 想定市街地
- 広域交通軸（鉄道・駅）
- 広域交通軸
- 幹線交通軸
- 環境軸（河川）
- 都市拠点（幸田駅 / 三ケ根駅 / 相見駅 / ハッピネス・ヒル・幸田）
- 産業ゾーン
- 福祉・医療ゾーン
- にぎわい・交流ゾーン
- 緑地ゾーン

3.地区別土地利用計画　中部地区

(1)現状と課題

中部地区は中央小学校区と荻谷小学校区からなり、幸田駅を中心に、役場や消防庁舎、幸田中央公園など、多くの公共公益施設が立地しています。駅周辺には商業施設も集積し、生活の利便性が高い地区であることから、町の中心市街地として形成されています。また、市街地の周辺には農地が広がり、東側は国定公園に指定された遠望峰山に囲まれた景観が広がっています。

今後は、商業や文化、情報発信の機能の高度化を促すことで、中心市街地としてより一層の活性化を図る必要があります。開発においては、土地利用を適切に誘導し、無秩序な開発の未然防止、土地の有効利用を図っていく必要があります。また、集中豪雨による河川の氾濫、浸水被害を防ぐための治水対策が課題です。

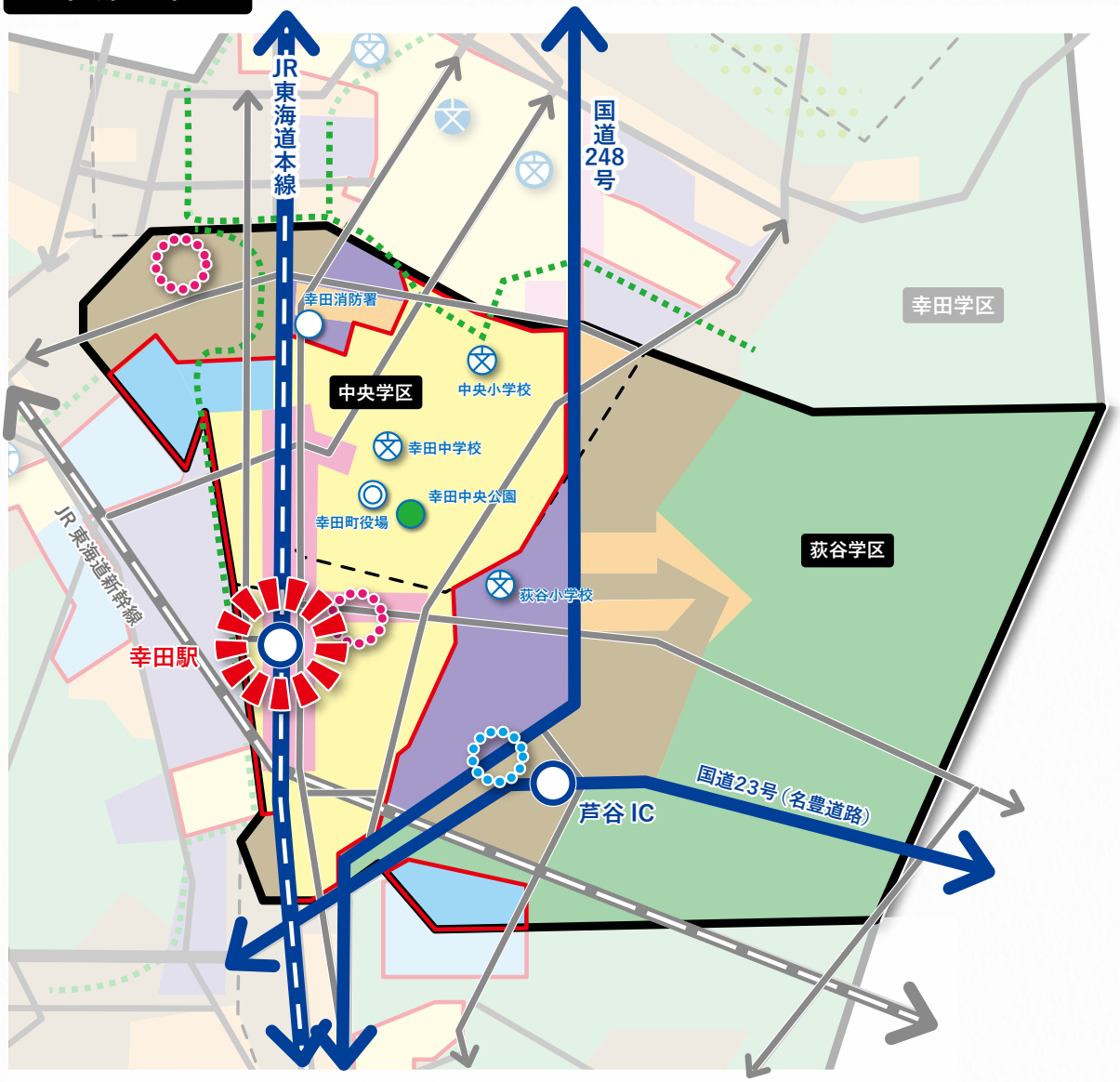
(2)将来イメージ

- 遠望峰山の優れた森林景観や農地が広がる豊かな農村景観を保全するとともに、幸田駅を中心に活気とにぎわいのある市街地の形成を進めます。
- 国道23号や国道248号の交通条件を生かした産業･商業拠点を整備します。

(3)主な取組

[基本目標1] 暮らしやすいまち	**都市拠点の整備**	•幸田駅および幸田駅周辺の整備 •消防署の増改築
	河川･ため池の整備	•広田川の整備、菱池遊水地の整備、矢尻池の跡地利用
	幹線道路の整備	•野場横落線や幸田荻線、芦谷高力線の整備促進 •国道248号西野交差点の整備
	住宅地開発の誘導	•荻谷土地区画整理事業の推進
	市街地の整備	•狭あい道路の拡幅や交通安全･防犯･コミュニティに配慮した居住環境の整備
[基本目標2] みどり豊かなまち	**自然とのふれあいの場の整備**	•菱池遊水地および広田川と相見川合流点での自然環境ゾーンの整備と環境学習の実施 •広田川、尾浜川沿いなどを連絡する散策路の整備 •遠望峰山の保全および健康の道の整備
[基本目標3] 活力とにぎわいのあるまち	**工業地の整備**	•既存の工業団地の維持･発展と周辺環境と調和した新たな工業団地の開発
	農業地の整備	•ほ場整備の推進(荻地区)
[基本目標4] 健やかに暮らせるまち	**子育て支援施設の整備**	•児童館の改修および整備
[基本目標5] 誰もが学べるまち	**文化･スポーツ施設の整備**	•菱池遊水地上部におけるスポーツ施設の整備
[基本目標6] みんなで支えるまち	**地域施設の整備**	•多世代交流施設や公民館の整備

中部地区



凡　例

- 住宅地（市街化区域）
- 集落地（市街化調整区域）
- 商業地
- 工業地
- 農業地
- 自然環境
- 既存市街地（市街化区域）
- 想定市街地

- 広域交通軸（鉄道・駅）
- 広域交通軸
- 幹線交通軸
- 環境軸（河川）

- 都市拠点（幸田駅／三ケ根駅／相見駅／ハッピネス・ヒル・幸田）
- 産業ゾーン
- 福祉・医療ゾーン
- にぎわい・交流ゾーン
- 緑地ゾーン

4.地区別土地利用計画　南部地区

(1)現状と課題

南部地区は深溝小学校区と豊坂小学校区からなり、東部、南部、南西部に緑濃い山林が広がり、特に南には三河湾国定公園に指定された豊かな自然環境が保全されています。

今後は、三ケ根駅周辺に市街地が形成されているため、山間部に点在する集落とのネットワークを強化し、医療・工業・商業・教育などの分野における生活の利便性を高めていくことが求められています。

また、三ケ根駅は、形原温泉、西浦温泉、三ヶ根山といった近隣観光地の玄関口であることから、同駅を活用した観光振興の可能性もあります。

同地区を横断する国道23号に開設された桐山インターチェンジ、須美インターチェンジ、道の駅を生かし、町特産の筆柿をはじめ、もも・なし・みかんなどの果樹栽培の振興に引き続き取り組むとともに、既存の工業団地の維持・発展および新たな工場団地の開発を進めます。

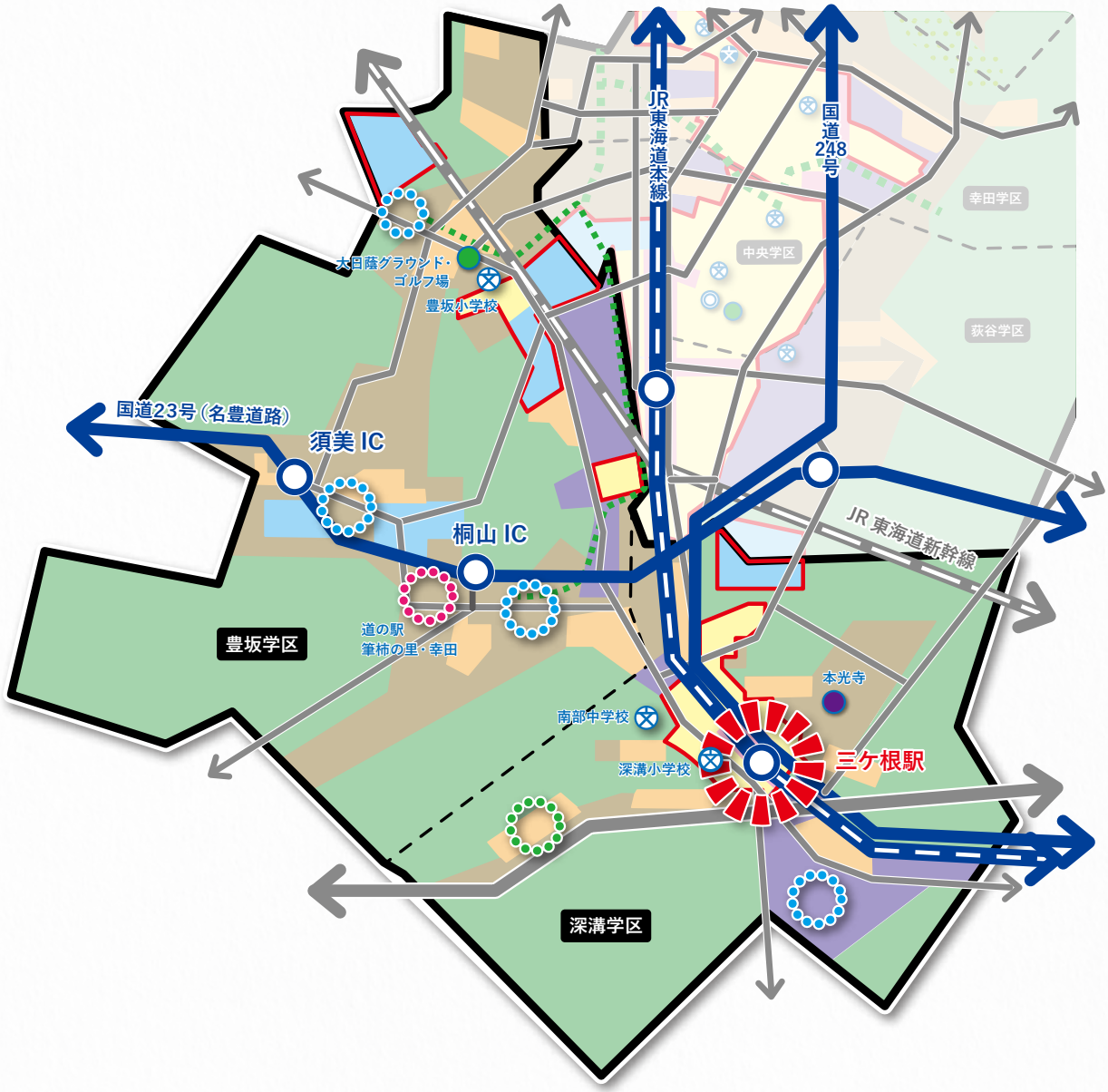
(2)将来イメージ

- 都市拠点の一つである三ケ根駅周辺を中心に、快適でゆとりある居住環境と工業環境が調和した市街地の形成を図ります。
- ゆとりある農村環境と活力ある産業拠点が共存するまちづくりを進めます。

(3)主な取組

[基本目標1] 暮らしやすいまち	**都市拠点の整備**	•三ケ根駅のバリアフリー化 •商業、観光業などの充実(三ケ根駅周辺)
	河川・ため池の整備	•拾石川の整備
	幹線道路の整備	•県道幸田幡豆線(名浜道路)・三ヶ根停車場拾石線の整備
	住宅地開発の誘導	•住宅地の開発(東光寺周辺)
	市街地の整備	•狭あい道路の拡幅や交通安全・防犯・コミュニティに配慮した居住環境の整備
[基本目標2] みどり豊かなまち	**自然とのふれあいの場の整備**	•森林サービス産業構想および環境学習の推進(逆川地区) •広田川、拾石川沿いなどを連絡する散策路の整備
	環境・景観の保全	•里山の自然環境や景観の保全
	ごみ処理施設の整備	•粗大ごみ集積場の再整備および不燃物処理場跡地の利活用
[基本目標3] 活力とにぎわいのあるまち	**工業地の整備**	•工業団地の開発(東光寺周辺・桐山IC周辺) •進出企業の維持・発展(須美IC周辺)
	観光資源の開発	•道の駅「筆柿の里・幸田」の機能拡張
[基本目標4] 健やかに暮らせるまち	**子育て支援施設の整備**	•子育て支援センターの充実
[基本目標5] 誰もが学べるまち	**文化・スポーツ施設の整備**	•深溝断層の整備、島原藩主深溝松平家墓所(本光寺)の整備 •深溝運動場周辺における施設の充実
[基本目標6] みんなで支えるまち	**地域施設の整備**	•集会施設の移転など(桐山)

南部地区



凡　例

- 住宅地（市街化区域）
- 集落地（市街化調整区域）
- 商業地
- 工業地
- 農業地
- 自然環境
- 既存市街地（市街化区域）
- 想定市街地

- 広域交通軸（鉄道・駅）
- 広域交通軸
- 幹線交通軸
- 環境軸（河川）

- 都市拠点（幸田駅 / 三ケ根駅 / 相見駅 / ハッピネス・ヒル・幸田）
- 産業ゾーン
- 福祉・医療ゾーン
- にぎわい・交流ゾーン
- 緑地ゾーン

第３章　基本計画



基本目標１ 暮らしやすいまち ＜安全･安心･快適＞	１－１　暮らしを守る	…44
	１－２　暮らしの土台をつくる	…58
	１－３　快適な住環境をつくる	…66
基本目標２ みどり豊かなまち ＜自然環境＞	２－１　自然環境を守る	…72
	２－２　地球にやさしい環境をつくる	…76
基本目標３ 活力と にぎわいのあるまち ＜産業＞	３－１　地域の産業を応援する	…80
	３－２　まちの魅力をみがく･伝える	…86
基本目標４ 健やかに 暮らせるまち ＜健康･福祉＞	４－１　みんなの健康を支える	…88
	４－２　子育てを応援する	…94
	４－３　誰もが笑顔ですごせる社会をつくる	…100
基本目標５ 誰もが学べるまち ＜教育･文化＞	５－１　学びを広げる	…104
	５－２　文化･スポーツで心を豊かにする	…110
基本目標６ みんなで支えるまち ＜協働･参画＞	６－１　多様性が輝く社会づくり	…114
	６－２　みんなでつくるまちづくり	…118
持続可能な 行財政運営	効率的で健全な行財政	…120
	情報の発信と管理	…122
	DXの推進	…124

基本計画の見方



①基本目標

基本構想で示した6つの基本目標のどれに該当するのかを示しています。

②取組方針

該当する基本目標を達成するための、「取組方針」を示しています。

③取組分野

「取組方針」を分野ごとに細分化したもので、その下に取組の概要を箇条書きで示しています。

④現状と課題

「取組分野」における現状を分析し、どのような課題を解決していく必要があるのかを示しています。

⑤目標指標

取組の成果を評価する指標（数値目標）を設定し、「現状値（2024年時点）」と「中間値（2030年度時点）」、「目標値（2035年度時点）」を示しています。

⑥主な取組

「取組分野」の中で推進する主な取組の具体的な内容を示しています。

⑦みんなでできること

「取組分野」の中で、住民や事業者が意識してできることを示しています。

⑧関連計画

「取組分野」に関連する町の計画等を示しています。

⑨用語解説

文章中の専門用語や行政用語などの語句を解説しています。

基本目標 1　暮らしやすいまち＜安全・安心・快適＞



取組方針1　暮らしを守る

取組分野1

防災体制の強化

・住民一人ひとりが防災・減災を自分事として捉え、自主的に備えられるようにします
・地域や事業者、行政が連携し、災害による被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる体制を整えます

現状と課題

【災害への備え】

本町は、過去に三河地震や東海豪雨、平成20年8月末豪雨などを経験し、2022年（令和4年）と2023年（令和5年）には、線状降水帯の発生に伴う大雨によって、道路の冠水や住宅の床上・床下浸水などの被害が発生しました。近年、全国各地で自然災害が頻発し、激甚化する傾向にあるため、この地域で被害の発生が危惧される南海トラフ地震や、線状降水帯の発生に伴う大雨、大規模な浸水害、土砂災害などに対する備えが喫緊の課題となっています。

一方、地域の特性として、本町には南海トラフ地震が発生した場合の津波に対する被害想定がないものの、隣接する自治体が津波で被災する可能性があるため、避難者の受け入れなど、被災地に対するバックヤード的な機能を担うことも想定されています。

【防災対策の強化】

住民の生命や財産を守るには、防災施設やインフラ整備などのハード対策と、防災教育や避難体制の整備といったソフト対策を適切に組み合わせて推進する必要があるため、2019年度（令和元年度）に「幸田町国土強靭化地域計画※1」を策定し、災害に強いまちづくりのために必要な対策を整理しました。

また、最新の動向や知見を取り入れ、防災対策を強化するために、専門的な知識を持つ学術機関である名古屋大学減災連携研究センターへ、2011年度（平成23年度）から2024年度（令和6年度）までに延べ12人の職員を派遣するとともに、産学官民の関係者が交流する日本最大級のイベントである「防災推進国民大会（通称 ぼうさいこくたい）」へも積極的に参加しています。

このほか、本町には製造業関連の企業が多く立地していることから、大規模災害時には生産機能の低下や業務停止など、社会経済面への影響も懸念されます。そのため、町との連携体制を整えるとともに、事業者自らが災害対策の強化を図ることが重要となってきます。

【「自助」「共助」の意識強化と「公助」との連携】

近年、高齢社会の進展などにより、災害時に配慮を要する住民への支援が求められ、行政による「公助」だけではなく、住民一人ひとりの「自助」や地域で助け合う「共助」の取組が重要となっています。

地域を主体とする「共助」の取組としては、小学校単位を含む全ての区で防災訓練が実施されるなど、自主防災組織の強化が図られていますが、今後さらに強いコミュニティの形成が求められます。

「公助」の取組としては、2021年度（令和3年度）から、消防庁舎内に「幸田町安全テラスセンター24※2」を設置し、町内の保育施設や小中学校での防災教育、自主防災組織の育成に取り組むとともに、住宅の耐震化や家具の固定、必要物資の備蓄など、「自助」について啓発を行っています。また、2024年度（令和6年度）には、「備える！中日サバイバルキャンプ」を中日新聞社と共催し、幸田中央公園で実施することで、親子で防災を考えるきっかけとなる場を提供しました。

【自治体との連携】

本町では、災害時に、市町村間において物資の提供や職員の派遣などについて連携をするために、近隣の９市１町および蒲郡市との災害協定に加え、県外の7自治体と「災害時相互応援協定」を締結しています。「令和6年能登半島地震」で被災した石川県河北郡内灘町に対しては、物資や人員派遣などの支援を継続的に行っています。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
非常持ち出し袋を用意している住民の割合	54.7%	59.0%	64.0%
家具転倒防止対策をしている住民の割合	43.6%	57.0%	70.0%
災害時の協定締結数	84	87	90

主な取組

1.防災啓発・教育の促進

災害への備えに対する重要な意識である「自助・共助」について啓発を行います。特に、保育施設や小中学校において、防災講話や地震体験車による地震体験などを実施し、子どもたちの防災意識を高めるとともに、中学生が「助けられる側」から「助ける側」になれるような防災教育を行います。

2.自主防災活動支援

防災リーダーの育成や地区防災訓練の支援、活動資機材への補助などを通じて、自主防災組織の活動を支援します。

3.被災者の生活再建支援

被災者の生活再建を支援するためのシステムを導入し、り災証明の発行や生活再建に関する手続きを迅速に行います。

みんなでできること

住民一人ひとりが、ハザードマップなどを確認し、自身の住まいの災害リスクについて認識し、自宅の耐震化や家具の固定、必要物品の備蓄を進めるとともに、地域コミュニティの中で日頃から顔の見える関係を築き、平常時から大規模災害を想定した訓練を定期的に行っていくことが重要です。

関連計画

- 幸田町国土強靭化地域計画
- 幸田町地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）
- 幸田町業務継続計画（南海トラフ地震編）

用語解説

※1　幸田町国土強靭化地域計画･･･国土強靭化基本法に基づき、町の強靭化に関する施策を総合的・計画的に推進する指針として2020年（令和2年）3月に策定した計画。

※2　幸田町安全テラスセンター24･･･教員や消防職のOBなど、専門的な知識を持つ人材を雇用し、教育現場や自主防災組織などの現場で防災に関わる人材育成を進めている。

南海トラフ地震への備え

国や県により、南海トラフを震源とする東海地震・東南海地震・南海地震など（南海トラフ巨大地震）の被害予測調査が実施・公表され、本町につきましても「南海トラフ地震防災対策推進地域※1」に指定されています。巨大地震による家屋倒壊、液状化、土砂災害による被害が想定されていることからも、地震への備えをする必要があります。

幸田町における被害想定

過去に南海トラフで繰り返し発生した地震・津波を参考として想定した「過去地震最大モデル」では、本町での被害は最大震度6強の揺れや液状化などにより、住宅の全壊が約200棟、半壊が約1,200棟とされています。また、火災による焼失は約10棟、建物倒壊による死者は約10人、重傷者数は約20人、軽症者数は約200人とされています。

さらに、地震発生直後のライフライン被害として、電力（停電）が約90%、上水道（断水）が約95%、下水道（機能支障）が約65%と想定されています。加えて、都市ガス（供給停止）が約50%、LPガス（機能支障）が約10%、固定電話や携帯電話の通信網（不通）が約80%から90%とされています。

「理論上最大想定モデル」では、住宅の全壊・半壊・焼失棟数、死者数についてのみ被害が予測され、最大震度7の揺れや液状化などにより、住宅の全壊が約900棟、半壊が約2,300棟、火災による焼失が約200棟、建物倒壊による死者が約50人とされています。

	過去地震最大モデル （現実的な被害想定）	最悪ケース （理論上最大想定）
最大震度	震度6強	震度7
住宅被害	全壊約200棟、半壊約1,200棟	全壊約900棟、半壊約2,300棟
人的被害	死者約10人、重軽傷者約220人	死者約50人
ライフライン	電力約90%、上水道約95%、下水道約65%、 都市ガス約50%、ＬＰガス約10%、 固定電話・携帯電話の通信網約80%～90%が停止	記載なし

町の対策

この被害想定を受け、町では関係部署が連携して総合的な防災対策を推進しています。

●ハード整備

公共施設の耐震化や避難所における空調の整備、発電機などによる電源確保、備蓄物資の充実を進めています。また、木造住宅の耐震化を支援するとともに、上下水道施設の耐震化にも取り組んでいます。

●体制整備

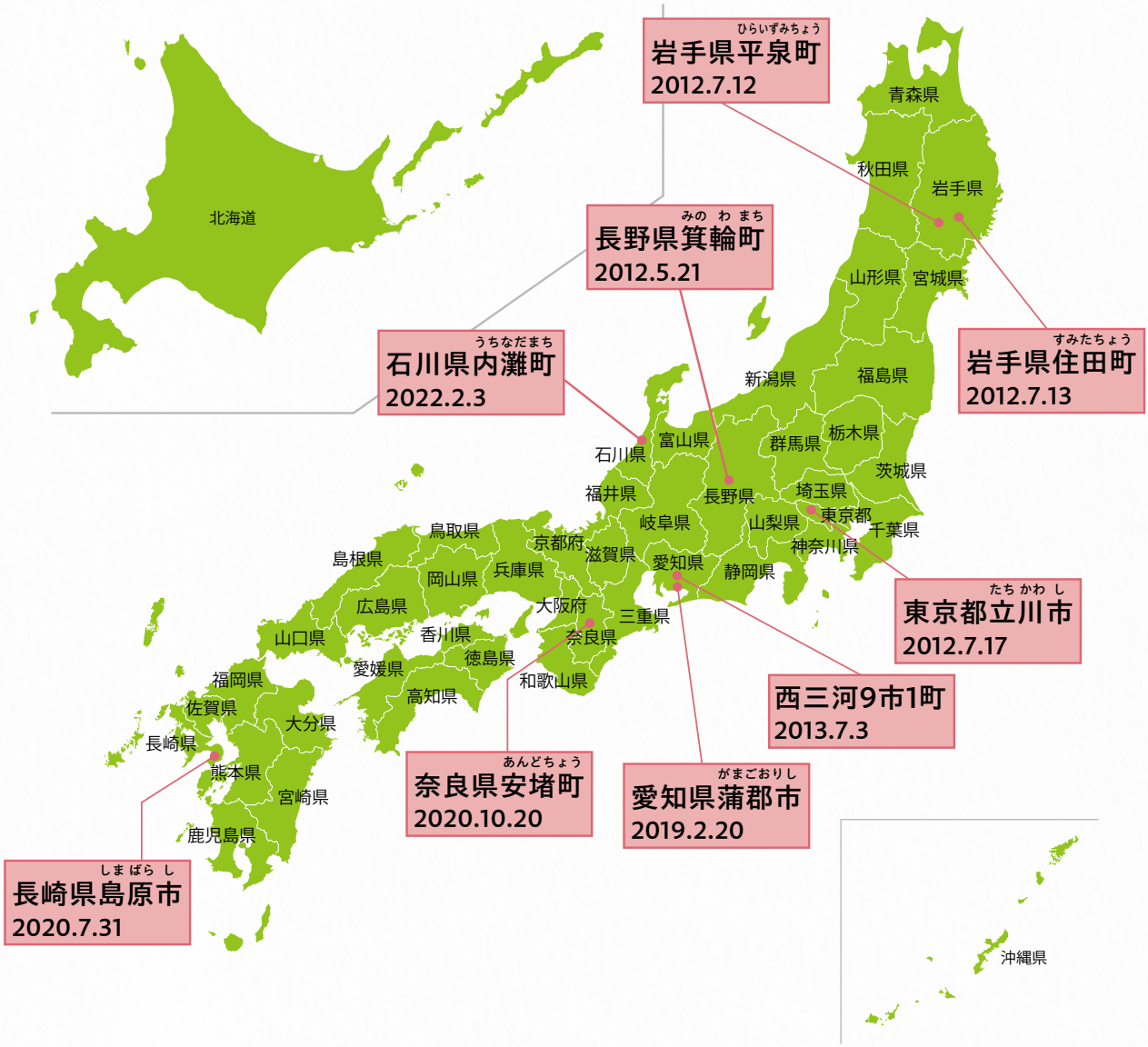
医療救護体制の確立や高齢者・障がい者などの要配慮者に対する支援体制の整備、学校における児童生徒の安全対策の強化、地域の事業者との協力体制の構築を進めています。

住民の備え

災害から身を守るためには、行政の「公助」だけでなく、一人ひとりの「自助」と地域の「共助」が不可欠です。

家庭では、家具の転倒防止対策を行うとともに、食料や水などの備蓄を3日分以上準備し、避難場所や避難経路を事前に確認することが重要です。地域では自主防災組織への積極的な参加や近所同士での助け合いの関係を築くことで、災害時の共助体制を強化できます。

災害時相互応援協定締結市町



用語解説

※1　南海トラフ地震防災対策推進地域…震度（震度6弱以上）・津波（3m以上の大津波が予想される地域で、この水位よりも高い海岸堤防がない地域）に関する基準、過去の地震による被害、防災体制の確保等の観点を考慮して指定された地域。



取組方針1 暮らしを守る

取組分野2

河川・ため池・山の整備（治山・治水）

・河川を適切に整備・維持管理し、安全性の向上を図ります
・排水機場やため池の機能強化を進め、災害時も安全を確保できるインフラを整備します
・森林の管理効率と安全性を高め、地域の利便性を向上させます

現状と課題

【河川改修】

近年、熱波や竜巻、豪雨などの異常気象に伴い、水害対策においては、台風のみならずゲリラ豪雨や線状降水帯といった短時間に集中する降雨に対する河川の役割が一層重要になっています。

広田川では、2000年（平成12年）、2008年（平成20年）、そして近年では2022年（令和4年）に堤防の決壊や氾濫が発生し、甚大な被害を受けています。このような中、2008年（平成20年）の豪雨をきっかけに広田川の河川改修が進められ、さらに2019年度（令和元年度）からは国の補助を受けて「菱池遊水地※1事業」が事業化されました。菱池遊水地事業については、2026年度（令和8年度）の完成を目指して整備が進められています。

このように、水害の対策は、流域全体でリスクを低減する「流域治水」の考え方が重要となり、国・県・自治体・関係機関が連携して取り組むことが求められます。

【内水氾濫への対応】

2022年（令和4年）および2023年（令和5年）の集中豪雨では、内水氾濫が発生し、市街地の浸水被害がありました。市街地整備における土地区画整理事業などでは、調整池の整備により雨水の流出抑制を図り、水害対策と都市整備を両立する取組を進めていますが、内水氾濫への対応としては、土砂の除去による河道の確保や草刈りなど、河川機能の適切な維持管理が課題となっています。

【排水機場の老朽化と更新】

町内には6機の排水機場があり、その機能維持も喫緊の課題です。鷲田排水機場は1981年（昭和56年）の設置から40年以上が経過していることに加え、周辺の都市化による降雨流出量の増加も重なって排水能力の低下が進行しています。現在も故障や補修が増加し、維持管理負担が増しています。6機のうち、菱池と菱池開墾の2機が更新を完了し、鷲田と新田の２機が工事中、残る六栗と永野の２機について、更新準備が必要となっています。

【ため池の整備】

ため池は、保水・遊水機能に優れ、近年頻発する集中豪雨の浸水被害軽減に役立つことから、堤体を補強し、洪水調整池として整備することで、下流地域の安全を守り、住民の暮らしを災害から守ることにつながります。今後は、防災機能とあわせて、水辺に親しみ憩える空間の整備を進めることが求められます。

【林道の管理】

急傾斜地や急カーブで未舗装路面の侵食が進み、維持管理に要する費用や労力が増大している林道に対し、安全性と利便性の向上、適正な管理が重要です。

【森林の活用】

本町は、2024年度（令和6年度）に森林サービス産業を柱としたSDGｓ未来都市の選定を受けました。今後は、健康や食と結び付け、森林への関心と関わりを深め、里山の再生と町の活性化が求められています。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
排水機場耐震化率	33.3%	66.6%	100%
ため池の耐震化率	38.0%	57.1%	80.9%

主な取組

1.河川の整備
菱池遊水地事業を県と連携して推進します。河道の改修を推進し、治水機能を強化します。

2.河川の適正な維持管理
河川の土砂の除去および草刈りを実施し、河川機能を適切に維持します。

3.排水機場の耐震化
排水機場の耐震化を進め、災害時の機能維持を図ります。

4.ため池の耐震化
ため池の耐震化に努め、地震時の安全性を確保します。

5.林道の舗装化
林道の舗装化を進め、通行の安全性と利便性を向上させます。

6.森林サービス産業の創出
竹の利活用や伐採後の跡地利用に関する新たな森林サービス産業の創出を目指します。

みんなでできること

住民一人ひとりが、快適な河川環境の維持に協力するとともに、ため池や排水機場の耐震化事業に対する理解を深めていくことが重要です。

関連計画
・幸田町森林サービス産業基本計画

用語解説
※1　遊水地･･･洪水時に河川から一時的に水をためて、下流の洪水被害を軽減する施設。



取組方針1 暮らしを守る

取組分野3

消防・救急体制の充実

・防火や救命の意識向上を目的とした啓発活動を行い、全ての人が有事の際に的確に行動できるようにします
・消防・救急体制を強化し、住民の命と財産を守り、安心して暮らせる地域をつくります

現状と課題

【火災予防】

近年、火災件数は微増傾向にあり、特に屋外での火の不始末による火災が増加しています。2022年（令和4年）に発生した幸田駅前大火も、屋外における火の不始末が原因とされています。こうした状況を受け、消火活動に必要不可欠な消防水利の充足率向上に努めるとともに、屋外での火の取り扱いに係る注意喚起の啓発を推進しています。

【消防力の強化】

消防本部における施設整備として、国の「消防力の整備指針」に基づき、本町の人口規模などから望ましいとされる2署体制を実現するため、新たに消防署出張所の建設を計画しています。さらに、指揮車両に無人航空機から伝送される情報を活用するなど、DX化による早期の現状把握および効果的な部隊運用を進めます。

消防本部庁舎は、浸水想定区域に所在しているため、過去の豪雨災害で車両の出動に支障をきたした経緯があり、新たな出入口の確保が課題です。加えて、災害時に頻発する給油問題を解消するため、消防本部敷地内に自家用給油所を設置する必要があります。また、防災備蓄品を適正に管理するため、救援物資拠点倉庫の建設を検討するとともに、消防団詰所の借地解消とあわせて、消防本部および消防団の活動拠点として機能する消防施設の整備を進めます。

【救急体制のひっ迫と救命率向上の取組】

現在、救急件数は年間約2,000件と増加傾向にあり、救急活動はひっ迫した状況にあります。このような中、2020年（令和2年）4月に藤田医科大学岡崎医療センターの開院により救急活動にかかる時間は大幅に短縮されました。その一方で、救急車の不足が生じる状況もあるため、予備車の整備が必要です。

近年、軽症者からの救急要請が増加し、重症患者の搬送が困難になる事例が問題となっているため、救急車の適正利用や熱中症・感染症予防の啓発に努めています。加えて、救急現場ではマイナ保険証を活用した「マイナ救急」を導入し、円滑な救急活動を推進します。また、救命率向上のため、2019年（令和元年）からコンビニエンスストアや地区集会所にAEDを設置しました。これに引き続き、救命講習やAED取扱説明会を開催しています。

【消防団活動の充実】

消防団員の確保は、人のつながりが希薄化する現代において難しい状況です。消防団員の減少や多様なニーズに対応するため、消防団行事などの見直しや、団員の専門性や効率的な運営のための機能別分団※1の導入を検討します。消防団への加入促進としては、出動報酬などの増額や、退職報償金制度、消防団員家族報償を設けています。さらに、消防団の認知度向上と活動における知識・技術の継承を図るため、2020年度（令和2年度）に消防団応援テレビドラマ、2023年度（令和5年度）に消防操法教養動画を制作しました。このほか、若年層への認知度を高めるため、消防団体験教室や防火パレードなどを実施しています。また、全ての消防団詰所に女性用トイレや防犯カメラの設置を行い、男女共に活動しやすい環境整備を進めています。

【人材育成の推進】

「強い使命感」と「高い倫理観」を兼ね備えた職員を養成するため、心理的安全性に優れた職場環境の構築を目指します。特に救急現場においては、女性の視点による配慮が効果的であるとされることから、女性消防吏員の採用について積極的に取組を進めます。また、幸田町総合防災訓練においては、大規模災害発生時に若年層であっても被災地において自ら進んで活動できる人材の育成を推進します。

【消防の広域化】

2018年（平成30年）4月に岡崎幸田消防指令センターの運用が開始され、災害時の迅速な情報共有と最適な出動体制を実現しています。この結果、施設・設備の共用および必要人員の削減が可能となり、財政面での効果が期待できます。将来的には、愛知県消防広域化推進計画に沿った、広域的な体制整備に取り組む方針です。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
消防水利の充足率※2	80.3%	83.7%	84.6%
救命講習会の参加人数	1,963人	1,990人	2,020人
消防団の認知度	93.8%	96.0%	98.0%
女性消防吏員の人数	1人	4人	6人

主な取組

1.消防水利の充足率向上

毎年1カ所以上の消火栓を新設します。また、布設替えを含めた消火栓の位置の変更を行うことで、消防水利の充足率を向上させます。

2.救命率向上のための救命講習会の継続実施

町内で行われるイベントに出向き、AEDの体験を通じて住民の救命講習への関心を高めます。また、町内の中学生を対象に普通救命講習を実施し、講習会の際には上位講習への参加案内を行います。

3.消防団への加入促進

広報誌や募集チラシの配布、YouTubeでの紹介動画配信などにより、消防団活動の魅力や役割を分かりやすく発信します。また、消防団体験教室や地域イベントでの啓発活動を通じて、若年層や地域住民の関心を高め、参加を促します。

4.女性消防吏員の確保に向けた取組

女性の消防職への関心を高めるため、ガイダンスや就職イベントのほか、見学や体験機会を通じた広報活動を行います。また、救急救命士を目指す学生に向けた個別説明や資料配布、救急車同乗研修、地元高校のインターンシップ受け入れなどにより、実践的な学びの機会を提供し、人材確保につなげます。

みんなでできること

住民一人ひとりが、日頃から火災予防に努めるとともに、応急手当の方法や熱中症予防の知識を身につけ、実践していくことが求められます。また、消防団活動の意義について理解を深め、地域の安全を守る担い手として協力していく意識が重要です。

関連計画

・幸田町消防整備基本計画

用語解説

※1　機能別分団…消防団における分団の一種で、特定の役割や活動に特化した分団のこと。

※2　消防水利の充足率…消防水利（消火栓・防火水槽）の整備状況を指し、特定の基準に基づいて必要量がどれだけ確保されているかを示す割合。



取組方針1 暮らしを守る

取組分野4

交通安全対策の強化

･交通事故のない、安全で安心して暮らせるまちを目指します
･住民一人ひとりが交通ルールを守り、交通安全を意識して行動できるようにします
･誰もが安全に通行できる道路環境を整備します

現状と課題

【交通安全意識の醸成】

本町では、「止まってくれて『ありがとう！』[※1]」をスローガンに、交通マナーの向上を呼びかける交通安全運動を展開し、警察や国･県と連携した対策を推進してきました。その結果、町内の交通事故発生件数は全体として減少傾向にありますが、依然として重傷事故や死亡事故は発生しているため、住民一人ひとりが「交通事故を起こさない･遭わない」という当事者意識を持つことができるように、交通ルールの遵守と交通安全意識のさらなる醸成が必要です。

【高齢者と子どもの安全対策】

高齢者が第一当事者となる人身事故の割合が県内全体で増加していることから、本町では高齢者向けの交通安全講話に取り組んでいます。また、子どもが事故に巻き込まれないよう、保育施設や小学校などにおける交通安全教室にも取り組んでいます。

【通学路の安全確保】

本町では、通学時の安全確保のため、通学路交通安全プログラム[※2]により、歩道や防護柵、グリーンベルトの設置などを進めています。通学路の整備にあたっては、現場の構造的な制約を受ける中での対応や用地の確保など、地域の協力を得ながら進めることが重要となるため、地域ぐるみで子どもたちを守っていくといった協力体制の構築が求められます。

【自転車の安全対策】

自転車事故は、信号無視や一時不停止といった利用者側の法令違反が要因となるケースが多く、交通ルールの理解と安全運転の促進が求められています。さらに、町内における自転車乗車中のヘルメット着用率は2025年（令和7年）4月の街頭調査で9.5%にとどまっていることから、着用促進の取組強化が急務となっています。

【交通環境の変化】

自動運転技術やAIの進化とともに、より便利で安全な移動手段の選択肢が広がることが期待されています。今後、電動自転車をはじめ、小型の電動車両、電動キックボードなど、多様化する新しいモビリティに対し、通行帯の整備などの安全対策を図ることや、交通ルールについての住民の理解が求められます。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
人身事故発生件数	82件	80件	78件

主な取組

1.子どもや高齢者への交通安全啓発の推進

保育施設や小学校などで交通安全教室を実施し、子どもたちに交通ルールを身につけてもらうとともに、高齢者への交通安全講話を実施し、交通安全意識の啓発を図ります。

2.交通安全意識の向上

交通安全に関する啓発を行うとともに、交通安全運動期間中における見守りや街頭啓発活動を行うことにより、交通安全に対する意識の向上を図ります。

3.交通安全施設の整備

通学路交通安全プログラムに基づき、安全な通学路の整備と確保を進めます。また、新しいモビリティに対応した通行帯の確保を進めます。

みんなでできること

住民一人ひとりが、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう交通安全意識を高め、交通ルールを守ることが重要です。

用語解説

※1 「止まってくれて『ありがとう！』」…運転者の安全運転意識の継続や、運転者への感謝の気持ちを示すために、横断歩道でのお礼や会釈が非常に効果的であることから、本町では「止まってくれて『ありがとう！』」を交通安全推進スローガンとして掲げ、交通安全運動を展開している。

※2 通学路交通安全プログラム…関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る取組。





取組方針1 暮らしを守る

取組分野5

防犯対策の強化

･犯罪を未然に防ぎ、誰もが安心して暮らせる安全なまちを目指します
･住民一人ひとりが自らの安全意識を高め、主体的に行動できるようにします

現状と課題

【地域ぐるみの防犯対策】

本町では、自主防犯団体※1（2025年（令和７年）４月１日現在　12団体･698人）によるパトロールの実施などにより、町内の犯罪発生件数は減少傾向にあり、現在、幸田町の犯罪率は愛知県内で2番目の低さとなっています。これは、住民、行政、警察が一体となった取組の成果と言えます。

しかし、自主防犯団体では、人材の高齢化と確保が大きな課題となっているため、今後は、地域住民の理解と参加を促すとともに、活動への支援体制を強化し、地域ぐるみで防犯に取り組む体制づくりが重要となります。

【防犯意識の向上】

愛知県内で発生する住宅への侵入盗や自転車盗などは、約半数の原因が無施錠であることから、施錠を行う意識づけなどの対策を行うことが重要です。また、近年は特殊詐欺や自動車の盗難なども多発しており、「犯罪を起こさせない」「犯罪に遭わない」「犯罪を見逃さない」といった、住民一人ひとりの防犯意識の向上が求められています。

【子どもと高齢者の安全対策】

子どもが被害者となる犯罪への対策として、小中学校における不審者対応訓練や、体験型の防犯教室を通じて危機回避能力の向上を図っています。また、特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、高齢者を対象とした講話や、高齢者の利用が多い施設での啓発活動を実施しています。しかし、これらの犯罪は手口が巧妙化しているため、最新の手口に対応した継続的な情報発信と注意喚起が必要です。

【防犯設備の適正配置と維持管理】

犯罪を防ぐ環境づくりとして、警察と連携し、犯罪発生の抑止効果が高いとされる地点に防犯灯や防犯カメラを重点的に配置しています。防犯設備の設置･維持管理には一定の費用がかかるため、今後は効果的な設置場所の見極めがより重要となります。

【相見地区の防犯体制】

相見地区では、土地区画整理事業に伴う人口の増加や相見駅の設置、商業施設の出店などから、犯罪の増加が懸念されています。相見地区の防犯体制を強化するためには、相見駅前への交番設置が重要であることから、警察に対し、2012年（平成24年）から交番設置要望を継続して行っています。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
刑法犯の認知件数	134件（2024年中）	131件（2030年中）	128件（2035年中）
窃盗犯の認知件数	80件（2024年中）	78件（2030年中）	76件（2035年中）
防犯対策を行っている住民の割合	60.6%	65.0%	70.0%

主な取組

1．子どもや高齢者への安全対策の推進

小中学校で不審者対応訓練や体験型の防犯教室を実施し、子どもたちが身を守る方法を身につけられるようにするとともに、高齢者を対象とした防犯講話を行い、被害防止のための対策を呼びかけます。

2．地域防犯力の向上

自主防犯団体に対し、活動資機材の支援などを行うとともに、不審者情報などの防犯に関する情報発信にも取り組みます。

3．防犯関連設備の充実

警察と連携し、犯罪抑止に効果的な場所へ防犯灯や防犯カメラを設置するとともに、適切な維持管理を行います。

みんなでできること

住民一人ひとりが防犯意識を高め、「自分の身は自分で守る」という意識のもと、施錠の徹底やセンサーライトの設置など、自宅の防犯対策を実施するとともに、地域での見守り活動や防犯パトロールなどにも積極的に参加していくことが大切です。

関連計画

・幸田町防犯活動行動計画

用語解説

※1　自主防犯団体･･･地域住民が自主的に結成し、パトロールや防犯意識の啓発活動などを行う団体。



取組方針1 暮らしを守る

取組分野6

消費生活の安定・向上

・消費者が自立し、安心して消費生活を送れる環境を整えます
・地域や事業者、消費者、行政が協力し、より公正な市場の形成を進めます

現状と課題

【増加・巧妙化する消費者被害】

近年、デジタル化の進展に伴い、インターネットやSNS※1を利用した詐欺や悪質商法、定期購入トラブル、フィッシング※2被害などの消費者被害が全国的に増加しています。これらの手口は非常に巧妙化し、高齢者だけでなく若年層にとっても大きなリスクとなっている現状を受け、幅広い世代を対象とした消費者教育の重要性がますます高まっています。

【消費者被害への取組】

本町では消費者被害の未然防止を目的として、消費生活相談の実施に加え、広報紙やホームページなどを活用した注意喚起を継続的に行っています。特に被害のリスクが高い高齢者にトラブル回避の知識向上を図るため、老人福祉センターでは定期的に消費生活講話を開催しています。

【相談の充実と被害の防止】

現在、本町では、対面相談が可能な消費生活相談を週１回実施していますが、相談内容の多様化・複雑化に加え、相談件数が増加していることから、専門性や即応性の高い相談員の確保や、相談日数、相談方法の拡充が今後の課題となっています。

また、消費者被害の防止は、行政による対応のみならず、家庭、学校、地域、福祉関係機関などが連携し、住民を見守る体制を築くことが必要です。デジタル機器に不慣れな高齢者などが社会的に孤立しないよう、日常的な関係性の中で支援できる地域づくりが求められています。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
啓発活動件数	8件	10件	12件
啓発事業に対する住民満足度	84.8%	87.5%	90.0%

主な取組

1.消費生活相談体制の維持･充実
消費生活に関するトラブルが発生した際に、気兼ねなく相談できる体制の維持･充実を図るとともに、その認知度の向上に努めます。

2.消費者教育･啓発などの推進
消費生活に関するトラブルに巻き込まれないための知識や心構えの習得を促すとともに、実際の事例を紹介しながら、消費者教育･啓発の推進に努めます。

みんなでできること

住民一人ひとりが、消費活動におけるトラブルに巻き込まれないよう必要な知識を身につけるとともに、地域での見守りを通じて被害の未然防止に努めていくことが大切です。

用語解説

※1　SNS･･･インターネット上で人々が交流し、情報を共有するサービスの総称。
※2　フィッシング･･･インターネット利用者から個人情報などを盗み取る詐欺行為。



取組方針2 暮らしの土台をつくる

取組分野1

道路の整備

･便利で快適な道路網の整備を進めます
･誰もが安全に通行できる道路環境を整備します

現状と課題

【幹線道路と都市計画道路の整備】

町内外を結ぶ幹線道路や市街地の都市計画道路の整備は、交通の円滑化や地域の発展に不可欠です。半世紀を経て全線開通した名豊道路や、町内の区間が事業着手された名浜道路、早期事業化に向けて推進活動中の名古屋三河道路といった幹線道路に加え、芦谷蒲郡線、芦谷高力線といった市街地の都市計画道路の未整備路線を整備することが求められています。

これらの整備により、渋滞の緩和、物流の効率化、経済の活性化に加え、災害時の緊急輸送路の確保や新たな都市空間の創出といった多面的な効果が期待されます。

【道路の老朽化対策】

町内全域で道路の老朽化が進行し、舗装のひび割れや陥没、橋や側溝などの構造物の劣化が随所で見られる状況です。

本町ではLINE通報の仕組みを導入することで、住民からの情報提供を迅速に受け、適切な対応が可能となる体制を整えることとしました。

しかし、町内全域にわたって老朽化が広がっていることから、舗装の補修や構造物の修繕が追いついていない箇所が多く見受けられ、今後は、限られた予算や人員の中で、計画的かつ効率的な修繕が求められます。

【狭あい道路の改善】

昔ながらの集落内には、幅員が4メートル未満の狭あい道路が多数存在し、日常的な車両のすれ違いや、緊急車両の通行に支障をきたしている箇所があります。こうした狭あい道路については、地元住民の理解と協力を得ながら、順次、用地の確保を行い、道路幅の拡張や舗装改修などの整備を進めています。これにより、防災･救急対応の円滑化や、住民の生活環境の改善、安全性の向上を目指しています。

今後も、幹線道路整備･老朽化対策･狭あい道路対策の三つを柱として、住民との協働による維持管理の仕組みづくりや、優先順位に応じた戦略的な道路整備を推進します。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
「道路の整備」に満足している、やや満足している住民の割合	37.9%	40.0%	45.0%

主な取組

1.幹線道路の整備
名豊道路の4車線化や名浜道路の整備をはじめ、国・県道の整備を着実に進めるように促し、幹線道路網の充実を図ります。

2.生活道路の整備
舗装や側溝、排水対策などの整備を進め、生活道路の機能向上と快適な生活環境の実現を図ります。

3.道路の適切な維持管理の推進
新たな技術を活用し、効率的かつ効果的な道路の維持管理手法について検討を進めます。

みんなでできること

住民一人ひとりが、道路の安全で快適な利用環境を維持するため、日頃から道路の維持管理に協力するとともに、道路整備に対する理解と協力を深めていくことが求められます。

関連計画
・幸田町橋梁個別施設計画





取組方針2 暮らしの土台をつくる

取組分野2

公共交通の整備

･誰もが移動しやすい、効率性･利便性を備えた公共交通の整備を推進します
･ICT※1技術の活用や企業連携を通じて外出を促進し、町の活力向上を図ります

現状と課題

【公共交通の再編】

住民の「生活の足」として重要な役割を持つ公共交通は、現在、コミュニティバスの「えこたんバス」、デマンド型※2乗合送迎サービスの「チョイソコこうた」、そして藤田医科大学岡崎医療センターへの移動手段としての「藤田乗合直行タクシー」を運行しています。今後、高齢化の進展などにより、自動車を運転できない高齢者や障がい者などの交通弱者が増加することで、公共交通の重要性が一層高まるとともに、利便性の高い交通ネットワークが求められるようになります。

特に、町の全域を4路線で一周する「えこたんバス」は、１路線ごとのルートが長いことや、乗り換えがしにくいなど、利便性が低いことから、利用者が少なく、近年では、後発の交通サービスと一部の運行ルートが重複するといった課題も抱えています。また、運転手の確保も課題であり、継続的な運行を維持するためには、担い手の確保とあわせて、運行体制そのものの見直しも含めた検討が必要な状況です。

「えこたんバス」の見直しにあわせ、公共交通全体の効率化、そして、効果的な再編を行うことが重要となり、さらに持続可能な運行を目指すためにも、運賃の有料化を検討していく必要があります。

【利用しやすい環境づくり】

マイカーから公共交通へ切り替えるには、乗降のしやすさや、各種公共交通間の乗り換えの分かりやすさなど、利用しやすい環境を整える必要があります。バス停の場所や乗り換え方法などの情報を分かりやすく周知するために、スマートフォンやインターネットを活用した案内の強化と、誰にでも分かりやすい表示の整備が必要となります。

また、公共交通の利用を促すには、各種イベントなどと連携を図る中で、外出促進とあわせた取組が重要となります。

【鉄道駅の機能強化】

町内にある3つのJR駅（幸田駅、三ケ根駅、相見駅）は、通勤･通学者など、町内外へのアクセスにおいて重要な拠点です。駅を中心とした交通結節点の機能強化により利便性を向上するとともに、誰もが安心して利用できる駅舎の整備やバリアフリー化を推進し、利用者の安全･安心な移動を確保していく必要があります。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
幸田駅、三ケ根駅、相見駅の乗車客数	6,390人/日	6,900人/日	7,400人/日
町が実施する公共交通の利用者数	34,772人/年	39,000人/年	40,000人/年

主な取組

1.持続可能な交通体系の構築
鉄道、えこたんバス、チョイソコこうたなど、各種公共交通施策の特色を生かし、効率的な交通ネットワークの維持、改善を図ります。

2.利便性の高い交通環境の整備
情報提供にICTを活用するなどにより、乗降のしやすさ、各種公共交通間の乗り換えの分かりやすさなど、利用しやすい交通環境の整備を図ります。

3.新しい交通サービスの検討
技術革新により生まれる新たなモビリティの導入などを研究し、環境に配慮した、効率的かつ利便性の高い交通サービスを検討します。

4.公共交通の利用促進
公共交通の意義や利用方法についての周知、各種団体や企業と連携したイベントの実施など、公共交通の利用促進を図ります。

みんなでできること

住民一人ひとりが、公共交通の意義について理解を深め、積極的に公共交通を利用することで、自家用車に過度に依存しない生活を意識していくことが大切です。

関連計画
- 幸田町都市交通マスタープラン
- 幸田町地域公共交通計画

用語解説

※1　ICT･･･情報通信やその関連技術の総称。
※2　デマンド型･･･利用者の要求（予約）に応じて運行する交通システム。



取組方針2 暮らしの土台をつくる

取組分野3

上水道の整備

･安全な水道水の供給体制を維持･向上させます
･強靭な水道インフラの整備を進めます

現状と課題

【上水道の普及】

上水道は、住民の快適な生活や地域の産業活動を支える上で欠かすことのできない重要なライフラインであり、安心して飲用できる水の安定供給に加え、渇水時や災害時においても安定的に供給を継続することが求められています。

本町の水道事業は、1971年（昭和46年）に供用を開始し、1977年（昭和52年）には町内全域での給水を達成しました。その結果、2025年度（令和7年度）時点では、給水人口は41,915人に達し、普及率は99.9%と非常に高く、住民のほぼ全てが上水道を利用しています。

【水道施設の更新と耐震化】

これまでの水道整備により高い普及率を維持してきた一方で、水道事業の開始から50年以上が経過し、水道施設や配水管の老朽化が進んでいます。現在、施設や管路の更新とあわせて耐震化を進めていますが、更新･改修には多額の費用を要します。

また、今後は節水機器の普及などにより、給水量の大幅な増加は見込みにくいため、利用者の需要変化に対応する、効率的な施設運用と施設能力の適正化を図る必要があります。

【持続的な運営】

水道事業の持続的な運営および安全確保のためには、更新計画の着実な実行とともに、長寿命化や耐震化、コスト縮減に資する技術･手法の活用を行うことが重要です。また、更新費用の確保や物価上昇に対応し、経営の安定化を図るため、料金改定などを検討する必要があります。

さらに、県と各市町村が別々に運営している上下水道を将来的な経営の一体化に向け検討する必要もあります。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
水道管の耐震化率	22.7%	27.2%	31.1%

主な取組

1.老朽管の耐震化の推進
震災時に破損すると影響が大きい管路について、優先的に耐震管への布設替えを行います。

2.老朽化した施設の改修
供用開始から長期間が経過した深溝配水場や逆川加圧ポンプ場について、必要な改修を実施します。

みんなでできること

住民一人ひとりが、安全・安心な水の供給を維持するため、水道管の更新工事などに伴う一時的な不便に対して理解を示し、円滑な事業推進に協力していくことが求められます。

関連計画
・幸田町新水道ビジョン





取組方針2 暮らしの土台をつくる

取組分野4

下水道の整備

･快適な水環境の創出に取り組みます
･安定した下水道サービスの提供体制を確保します

現状と課題

【公共下水道の整備】

本町の公共下水道事業は、終末処理の区分に応じて二つの体系に分かれています。一つは、蒲郡市下水道浄化センターで終末処理を行う単独公共下水道の「南部処理分区（148.0ha）」です。

もう一つは、矢作川流域下水道矢作川浄化センターで終末処理を行う流域関連公共下水道の「中部･相見･北部の各処理分区（合計865.8ha）」です。

これらの整備は着実に進展し、南部処理分区では事業認可面積148.0haのうち143.7haが、また流域関連公共下水道では認可面積861.4haのうち667.8haが、それぞれ整備済みとなっています。その結果、本町の汚水処理人口普及率は99.8%と非常に高く、公共下水道の普及はほぼ完了した状況にあります。

今後、新たに開発が進む新市街地についても、引き続き公共下水道を整備していきます。

【農業集落排水事業の統合】

公共下水道とは別に、農業振興地域を対象とした農業集落排水事業を実施し、2003年度（平成15年度）までに全13地区で整備が完了しました。現在は維持管理費の縮減を目指し、コスト削減効果が見込まれる10地区について、2021年度（令和3年度）から順次、公共下水道への統合を進めています。

【経営基盤の強化】

下水道事業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、公営企業会計への移行が進められました。これは、地方公営企業法の財務規定などを適用し、安定的かつ効率的な事業経営を目指すための措置です。公共下水道事業は2019年（平成31年）4月から、農業集落排水事業は2024年（令和6年）4月から、それぞれ公営企業会計へ移行しています。

【老朽化対策と管理体制強化】

下水道事業における最大の課題は、老朽化対策と管理体制の強化です。今後、整備から40年を経過する管路が順次発生するため、老朽化した施設に対する計画的な維持管理と修繕の実施が重要です。このため、下水道施設の老朽化に起因する事故の防止と、施設整備や点検･調査における安全管理を徹底し、施設の健全性と機能維持を図る必要があります。その実現のためにも、ライフサイクルを見据えた管理体制の強化が必要です。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
農業集落排水の公共下水道への統合（地区）	4	10	10

主な取組

1.農業集落排水の公共下水道への統合
六栗地区、野場地区、上六栗地区、桐山地区の農業集落排水について、公共下水道への統合を進め、効率的な汚水処理体制の構築を図ります。

2.新市街地の下水道整備
荻谷土地区画整理事業地内において、計画的に下水道施設の整備を進めます。

3.下水道施設の適切な維持管理
定期的な点検や調査を実施し、老朽化の状況を把握するとともに、必要に応じて適切な修繕や改善を行います。

みんなでできること

住民一人ひとりが、公共下水道や農業集落排水施設への接続を進めるとともに、その他の区域においては合併処理浄化槽を設置し、適正に管理していくことが求められます。

関連計画
・幸田町公共下水道全体計画

デザイン・マンホール





取組方針3 快適な住環境をつくる

取組分野1

住宅の整備

･災害に強く、安心して暮らせる住宅の整備を推進します
･快適に暮らせる良好な住環境の形成を進めます

現状と課題

【住宅の耐震化】

本町では、地震災害に備えた住宅の安全性向上を目的として、「幸田町建築物耐震改修促進計画」を策定しています。南海トラフ地震に備えるためにも、この計画に基づき、旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象に、無料の耐震診断の実施や、耐震改修工事に対する費用への補助を行い、住宅の耐震化を推進しています。しかし、無料の耐震診断は受けても自己負担が発生する耐震改修まで結びついていないケースも見られることから、制度の周知や活用支援のさらなる工夫が求められます。

【町営住宅の老朽化】

町内には、横落住宅･神山住宅･深溝住宅の3つの町営住宅があり、住宅に困窮している方々への住宅支援のセーフティネットの役割を果たしています。特に、高齢者や障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者については、町営住宅への入居を優先的に受け入れることで、住まいの安定確保に努めています。しかし、町営住宅は建築から30年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、今後は住宅設備の更新や建物の長寿命化に向けた改修･整備が課題となっています。改修･整備の際には、バリアフリー化の観点から、段差の解消など、住宅内外の移動に配慮し、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を進めていきます。

【空き家対策】

町内では空き家の数が年々増加し、今後さらに増えることが懸念されています。また、適切に管理されていない空き家は、防災･衛生･景観の観点から地域の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、空き家所有者に対して有効活用や解体の促進を働きかけ、住民が安心して暮らせる住環境の整備を進めることが必要です。

そこで、本町では空き家の利活用を促進するため、愛知県宅地建物取引業協会と「空き家に関する相談協定」や「不動産相談に関する協定」を締結し、相談体制と活用支援の強化に取り組んでいます。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
住宅の耐震化率	86.8%	95.0%	耐震化が不十分な住宅を概ね解消

主な取組

1.住宅の耐震化率の向上

1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された木造住宅を対象とした無料耐震診断を引き続き実施するとともに、耐震改修にかかる費用への補助を行い、住宅の耐震化を促進します。

2.町営住宅の適正管理と多様な住宅供給の検討

町営住宅の長寿命化に向けて、計画的な更新・改修を推進します。また、住宅ニーズを把握しながら、民間住宅の借上げ方式などによる多様な住宅供給のあり方について検討します。

3.空き家に関する取組

空き家の適正管理の指導や相談会などを開催し、危険な空き家の発生を未然に防ぐとともに、危険な空き家の解体工事にかかる費用を補助することで解体の促進を図ります。また、空き家バンクにて、空き家の利活用促進に向けた情報を提供します。

みんなでできること

住宅の耐震化の重要性について理解を深め、自らの住まいの安全確保に向けて、住宅の耐震化に積極的に取り組んでいくことが求められます。

関連計画

- 幸田町都市計画マスタープラン
- 幸田町建築物耐震改修促進計画
- 幸田町公営住宅等長寿命化計画



取組方針3 快適な住環境をつくる

取組分野2

市街地の整備

・秩序ある新市街地を形成し、利便性と居住性を備えた質の高いまちづくりを推進します
・児童生徒の減少を抑制し、若い世代の定住促進によって活力ある地域づくりを進めます

現状と課題

【都市拠点「3駅プラス1（ワン）」の推進】

本町では、JR幸田駅・三ケ根駅・相見駅の3駅と、文化の拠点であるハッピネス・ヒル・幸田をあわせた「3駅プラス1」を都市拠点として、人口集積と利便性の向上を図るコンパクトなまちづくりを進めるとともに、都市拠点をつなぐネットワーク整備を推進しています。この「3駅プラス1」を実現するためには、3駅それぞれで駅周辺市街地の整備を進め、町の中心としてのにぎわいを創出し、また、ハッピネス・ヒル・幸田においては、文化・スポーツ拠点としての魅力向上のため、さらなる施設機能の集積を図る必要があります。

特に幸田駅周辺は、駅前の土地区画整理事業※1を終え、現在は、駅にアクセスする東西道路である都市計画道路芦谷蒲郡線（県事業）の整備を進めています。今後は、駅にアクセスする南北道路である都市計画道路芦谷高力線（県事業）の整備を進め、最終的には駅前広場の改修につなげることが重要です。

【新たな住環境の整備】

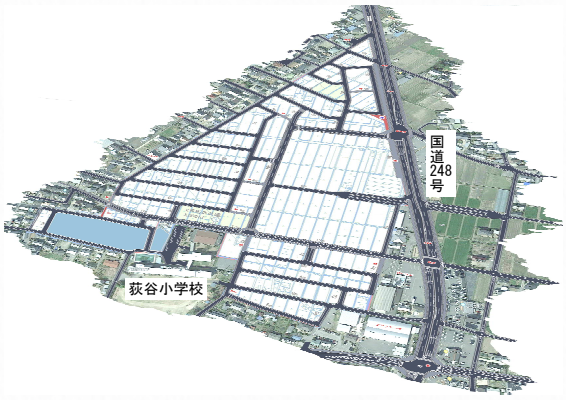
これまで市街地形成の手法として実施されてきた土地区画整理事業は、町内における主要地区での事業が完了しています。さらに、子育て世代をはじめとする定住促進に向けて、魅力的な住環境を整備するために、荻谷地区において土地区画整理事業を進めています。

荻谷地区は、荻谷小学校の北側、国道248号の西側に位置し、農地が主体でありながら、西側には既に戸建て住宅が点在しています。この地区は、南側に荻谷小学校があるほか、西側1km圏内には幸田駅、幸田町役場、幸田中学校、幸田中央公園、幸田保育園などの公共施設が立地している、生活利便性が高いエリアです。さらに、東側は都市計画道路3・4・1蒲郡岐阜線に面しているため、交通アクセスの面でも優れています。一方で、一区画当たりの農地が狭く、近年の大型農業機械による営農に適さないという地理的特性も有し、農地としての継続的な活用が難しい状況です。そこで、駅や公共施設への近接性、基盤整備が可能な周辺環境といった立地の優位性を生かし、住居系市街地としての土地利用転換を図ることとしました。

【計画的な市街地整備】

市街地整備を実現するには、地元住民や関係者との合意形成、関係機関との調整などが不可欠となり、一定の期間を必要とすることから、丁寧な調整と計画的な推進が重要です。今後も住宅地を計画的かつ安定的に確保していくために、現在進めている荻谷地区のみならず、坂崎地区や海谷地区においても調査を実施しています。

荻谷土地区画整理事業イメージ



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点の最新数値）	中間値（2030年度時点もしくは最新数値）	目標値（2035年度時点もしくは最新数値）
市街化区域内の人口	27,667人	28,200人	28,700人

主な取組

1.新たな住居系市街地の整備
土地区画整理事業による整備が確実な荻谷地区や、坂崎地区、海谷地区などで、利便性と居住性を兼ね備えた住居系の新市街地を整備し、宅地利用の促進を図ります。

2.公共施設の整備
土地区画整理事業などの新市街地整備により、道路や公園などの公共施設を整備し、安全で快適なまちづくりを推進します。

3.新市街地へのアクセス道路整備
新市街地整備にあわせて、新市街地へ安全にアクセスする道路の整備を図ります。

みんなでできること

市街地整備などの意義について理解を深め、事業の推進に協力していくことが、将来的な住宅供給地の確保や住みよい市街地の形成につながることを認識することが大切です。

関連計画
・幸田町都市計画マスタープラン

用語解説
※1　土地区画整理事業･･･一定の施行地区を対象にその整備水準を高めながら公共施設の整備改善と宅地の利用増進を一挙に行う面的整備事業。



取組方針3 快適な住環境をつくる

取組分野3

公園･緑地の整備

･誰もが安全で快適に利用できる公園の整備を進めます
･緑地を保全･活用し、豊かな自然環境づくりを進めます

現状と課題

【公園の高い整備水準】

本町は、都市公園の整備水準が高く、住民一人当たり約11.2㎡と、愛知県平均の約8.1㎡を上回っています。こうした高い整備水準により、住民の身近な憩いの場としての役割を果たしています。

現在、町内には、地区公園※1が2カ所、近隣公園※2が2カ所、街区公園※3が2カ所、緩衝緑地※4が1カ所、そして都市緑地※5が19カ所あり、地域に応じた公園整備を進めています。特に、街区公園については、土地区画整理事業と連動しながら整備を行っています。

【老朽化とニーズの多様化】

既存の公園施設には複数の課題が存在しています。第一に、既存施設の破損や劣化が進んでいることから、利用者の安全確保が課題となっています。特に、子どもや高齢者など幅広い世代が安心して利用できる環境を整えるためには、遊具や設備の更新･修繕を含めた計画的な維持管理が求められています。

第二に、住民ニーズの多様化への対応です。近年は住民のライフスタイルや利用目的が多様化しているため、公園には健康づくり、防災機能、自然とのふれあいといった多様なニーズに応じた機能の充実が求められています。公園は単なる遊び場や緑地としてではなく、地域の交流や安心を支える場として再定義していく視点も重要になっています。

【魅力ある公園･環境づくり】

まちの中心に位置し、多様な人々が訪れる幸田中央公園については、質の高い施設整備が求められているため、民間との連携を積極的に模索し、魅力ある公園づくりを推進していくことが重要です。

さらに、緑豊かな都市環境の形成に向けては、都市公園の整備に留まらず、公共用地や民有地における緑化の推進も必要です。建物周辺の植栽や緑地帯の確保など、まち全体としての景観と環境の向上につながる取組を進めていくことが求められます。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
住民１人当たりの都市公園面積	11.2㎡/人	12.5㎡/人	14㎡/人

主な取組

1.公園の整備
土地区画整理事業にあわせて、計画的に公園や緑地の整備を推進し、快適な住環境の創出を図ります。

2.公園の維持管理と利用促進
公園の施設整備や改善、定期的な除草、剪定などの維持管理を行い、誰もが快適に利用できる公園環境の確保に努めます。

3.緑地の保全および緑化の推進
公共施設や民有地における緑化を推進するとともに、既存緑地の適正な管理を通じて、緑地の保全に努めます。

4.幸田中央公園の整備
幅広い世代が利用する魅力ある公園を目指すため、交流施設、駐車場および進入通路の改修、遊具などの集約および増設、緑化空間の充実などに取り組み、公園の利便性向上および機能の充実を図ります。

みんなでできること

公園の整備や維持管理の意義について理解を深め、地域の憩いの場として公園･緑地を守り育てていくために、清掃活動や美化運動などを通じて連携･協力していくことが大切です。

関連計画
- 幸田町都市計画マスタープラン
- 幸田町緑の基本計画
- 幸田町公園施設長寿命化計画

用語解説

※1　地区公園･･･主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
※2　近隣公園･･･主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
※3　街区公園･･･主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
※4　緩衝緑地･･･騒音、振動などの公害防止および緩和などを図ることを目的とする緑地。
※5　都市緑地･･･主として都市の自然緑地の保全および改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

基本目標 2　みどり豊かなまち＜自然環境＞



取組方針1　自然環境を守る

取組分野1　自然環境の保全・再生

・多様な生態系の保全・再生を進めます
・豊かな自然と都市との調和および共生を図ります

現状と課題

【生物多様性※1と豊かな自然】

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定、景観などさまざまな恵みをもたらす「生物多様性」を基盤とする生態系に支えられていますが、世界的には、生物多様性は危機に直面し、その保全が急がれています。

本町においては、東部と南西部に丘陵が続き、里山の緑、河川、市街地周辺の農地やため池など、緑豊かな自然に恵まれ、特に広田川を中心とした河川には、さまざまな動植物が生息しています。

しかし、住民意識調査では、「生物多様性」について「あまり興味がない」という意見が多く、住民が自然とふれあう機会を増やしていくことが求められています。

【自然環境の保全と土地利用】

自然環境の保全と都市化との調和を図るため、既存資料や現地調査の結果から自然環境のデータベースを作成し、鳥類、魚類、植物などの種数を把握し、現状を正しく理解することが必要です。

その上で、自然的土地利用と都市的土地利用が調和した計画的な土地利用を展開し、開発行為については、自然環境への影響を低減するなど配慮することが必要です。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
農地、森林の土地利用面積に占める割合	農地20% 森林43%	自然環境の減少を緩やかな速度にとどめる	自然環境の減少を緩やかな速度にとどめる
環境に関する講座講習会などの開催回数	15回/年	20回/年	22回/年

主な取組

1.生態系の保全

自然観察会の開催や広報活動などにより、生物多様性への意識の啓発に努めるとともに、自然豊かな相見川、広田川合流部を中心に自然共生サイトへの登録に向けた取組を実施します。また、外来生物による被害を予防するよう意識啓発に努めます。

2.自然とのふれあいの場の整備

森林や水辺を、生物の生息･生育環境に配慮しつつ、自然とのふれあいの場として整備･活用し、動植物の分布状況などの情報提供に努めます。

3.自然環境に配慮した開発

開発行為については、自然環境への影響を低減するため、関係法令や県条例、町の要綱などに基づき制度の適正な運用を徹底します。

みんなでできること

住民一人ひとりが、自然観察会などを通じて町内の自然環境にふれる機会を持ち、自然の大切さを実感するとともに、身近な自然を守り育てていく意識を高めていくことが大切です。

関連計画

・第２次幸田町環境基本計画

用語解説

※１　生物多様性･･･全ての生物とその生息･生育環境の多様さを表す概念。さまざまな生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

取組方針1 自然環境を守る

取組分野2

公害対策の推進

・安心して暮らせる生活環境の保全を進めます
・生活環境に対するマナー意識の向上を図ります

現状と課題

【新たな環境問題】

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭といった環境問題は、住民の健康に影響を及ぼす重要な問題です。現在、本町では、大気汚染や河川水質、騒音・振動に関する調査の大半の項目で環境基準を達成しています。地下水や排水についても、それぞれの基準に基づいた調査を継続して行い、環境への影響を確認しています。

一方、ダイオキシン類※1やアスベスト※2、放射性物質などの有害物質に関する新たな問題が顕在化しています。これらは健康被害に直結するため、汚染防止への対策が重要となっています。

また、住民から寄せられる公害に関する苦情は年によって変動はあるものの、主に大気汚染に関するものが多くなっています。特に、近隣での野外焼却（野焼き）への不満など、住民のモラルに関わる内容が中心です。

【生活環境の保全】

生活環境を守るためには、有害化学物質に関する情報の収集、監視、指導が不可欠です。

また、ポイ捨てや野外焼却（野焼き）といった日常生活に密接した問題は、法的な対応だけでは根本的な解決が難しく、住民への意識啓発や継続的な指導を通じて、快適な生活環境を守る必要があります。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
環境基準達成率（大気汚染、騒音、地下水）	大気汚染は光化学オキシダントが未達成、騒音は達成、地下水は一部未達成	全て達成	全て達成
公害苦情件数	141件	130件	120件

主な取組

1.公害防止対策の推進

公害防止協定を遵守するとともに、協定の適切な見直しを行います。事業者への公害防止対策の指導に努めます。

2.有害化学物質対策の推進

PRTR制度※3の適正な運用により、工場や事業所に対し有害な化学物質の適正な管理を行うよう指導を強化します。また、化学物質の環境リスクに関する情報収集と住民や事業者への情報提供を積極的に行います。

3.住民の生活環境に対するモラルの向上

クリーン運動の実施などにより、本町と住民が協力して行う清掃･美化活動を推進し、住民の自主的な清掃･美化活動への支援を行います。

みんなでできること

本町が公表している環境調査結果にふれることで地域の環境の現状を正しく把握するとともに、家庭においては不適正なごみの焼却を行わず、健全な生活環境の保全に努めていくことが求められます。

関連計画

・第２次幸田町環境基本計画

用語解説

※１　ダイオキシン類･･･ごみの焼却などにより非意図的に発生する。ダイオキシン類の属性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐に及んでいる。

※２　アスベスト･･･天然に産する酸塩鉱物で、石綿の繊維は、肺線維(じん肺)、悪性中皮腫の原因となると言われ、肺がんを起こす可能性があることが知られている。石綿は、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、法律などで予防や飛散防止などが図られている。

※３　PRTR制度･･･人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、環境中への排出量および廃棄物に含まれて工場･事業所の外に移動する量を、事業者が自ら把握し、都道府県に報告を行い、国がこれを公表する仕組みのこと。

基本目標 2　みどり豊かなまち＜自然環境＞



取組方針2　地球にやさしい環境をつくる

取組分野1

ごみ問題への対応

・ごみの発生・排出を抑制する取組を推進します
・資源の再利用を促進し、循環型社会を目指します
・ごみの適正処理体制を整備・強化します

現状と課題

【ごみ排出量の減少】

本町のごみ排出量は、近年、住民一人当たりの量が減少傾向にあり、人口が横ばいであることから総排出量はわずかに減少しています。特に、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみのいずれも排出量が減少し、この傾向は、住民の間で3R（リサイクル・リユース・リデュース）の意識が浸透していることに加え、デジタル化による紙類の使用減少が資源ごみ減少につながっていると考えられます。

このような背景から、「処理しなければならないごみの一人一日当たりの排出量」「リサイクル率」「一人当たりの最終処分量」など、ごみに関する各種指標については、愛知県下でも良い水準を維持し続けています。

【さらなるごみの削減】

さらなるごみの削減を図るためには、3Rの推進に対する一層の理解と協力に加え、16種類に分別して排出されている分別収集の周知・啓発、徹底が重要です。

このような中、資源循環化の促進が求められているプラスチック類については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行にあわせ、2023年（令和5年）4月から、プラスチック使用製品ごみとプラスチック容器包装ごみの一括回収にいち早く取り組んでいます。

また、ごみの発生抑制や再資源化を図るためには、最終処分を限りなくゼロに近づける「ゼロ・エミッション」を達成する資源循環型社会の構築が求められています。具体的な取組としては、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、地元行政区である里区が主体となり、生ごみのたい肥化事業が実施されています。

家庭や事業所からの食品廃棄物を減らすことは、ごみ処理量の削減、環境負荷の軽減、資源の有効活用につながるため、住民・事業所が一体となって食品ロス削減に努める必要があります。さらに、使用済みの製品を同じ製品の原料として再利用する水平リサイクルは、新たな資源の投入を減らし、環境負荷を軽減できることから、今後も積極的に推進していきます。

【不法投棄への対応】

町内では一部に不法投棄が見受けられ、生活環境や景観への悪影響が懸念されています。このため、不法投棄に対する監視体制の強化や、発見時の迅速な撤去、再発防止に向けた住民との協力体制の構築もあわせて進めていく必要があります。

【ごみ処理体制の整備】

現在、燃やすごみは岡崎市中央クリーンセンターで焼却・溶融処理を行い、資源物は中間処理を経て資源化しています。また、陶磁器やガラスは埋立処理、不燃ごみは分別後にリサイクル原料として活用、処理残渣は埋立処分しています。

2030年度（令和12年度）に西尾市内で広域ごみ処理施設が竣工予定であり、これにあわせ、町内を北部と南部に分けて処理を行う計画です。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
ごみ総排出量（集団回収、直接搬入含む）	10,487 t /年	10,685 t /年	10,883 t /年
処理しなければならないごみの一人一日当たりの排出量	555 g /人・日	545 g /人・日	535 g /人・日
最終処分率（ごみ総排出量に占める最終処分量）	3.6%	3.5%	3.4%

主な取組

1. ごみ減量に対する意識改革

子ども向けの環境学習を通して、リサイクルなどのごみの減量化の必要性を伝え、家庭におけるごみ減量活動の活性化を図ります。また、食品ロス削減に向けたフードドライブの実施、事業者から排出される一般廃棄物の分別を徹底し、住民・事業者・町が一体となってごみ減量に取り組みます。
マイクロプラスチック問題をはじめ、ごみの発生による環境への影響などについて、住民への情報発信と啓発に努めます。

2. ごみのリサイクルの推進

ごみの分別を徹底するため、「家庭ごみの分け方・出し方」（全戸配布）および「事業系ごみの分け方・出し方」の活用を働きかけるとともに、外国人向けに多言語での説明看板や収集カレンダーを作成し、より分かりやすい分別方法の周知に努めます。また、住民団体による資源回収活動を一層支援します。

3. 適正処理の推進

家庭や事業所における不適切なごみの焼却防止に努めます。マニフェストシステム（産業廃棄物管理票制度）※1の適正な運用を周知・指導し、家庭や事業者による廃棄物の分別と適正処理を徹底します。

みんなでできること

ごみを減らす生活習慣を心がけるとともに、資源ごみを正しく分別し、リサイクルしやすい製品や再生品を使用した環境負荷の少ない製品を選ぶなど、購買・消費・廃棄の各段階において「3R」の取組を実践していくことが求められます。また、家庭における不適切なごみの焼却は行わないことが大切です。

関連計画

- 第２次幸田町環境基本計画
- 幸田町一般廃棄物処理基本計画

用語解説

※１　マニフェストシステム（産業廃棄物管理票制度）・・・事業者が発生させた産業廃棄物の運搬や処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に、マニフェストとともに廃棄物の適正処理と報告を行うこと。

基本目標 2 みどり豊かなまち＜自然環境＞



取組方針2 地球にやさしい環境をつくる

取組分野2 カーボンニュートラルの推進

・再生可能エネルギーの導入を進め、持続可能な地域を目指します
・次世代自動車の導入を促進し、脱炭素化を推進します
・2050年ゼロカーボンシティ※1の実現に向けて再エネ・省エネの取組を進めます

現状と課題

【ゼロカーボンシティ宣言】

本町は2022年（令和4年）2月に「幸田町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、その後、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進するため、さまざまな主体と連携を強化しています。

2022年（令和4年）11月にはフタバ産業株式会社、あいち三河農業協同組合、岡崎市との4者間で「カーボンニュートラル※2と農業で未来を創る連携協定」を締結しました。さらに、2023年（令和5年）10月には東邦ガス株式会社と、2024年（令和6年）3月には中部電力ミライズ株式会社と、それぞれ「カーボンニュートラル推進等に関する包括連携協定」を締結するなど、広範な連携を進めています。

【温室効果ガスの削減】

本町における二酸化炭素の排出量は、2014年度（平成26年度）にピークを迎えた後、減少を続けています。これは、民間事業者によるカーボンニュートラルへの取組の進展により、排出量の大半を占める産業部門の排出量が大幅に減少したためです。2022年度（令和4年度）には、環境基本計画の目標である「2013年度（平成25年度）比46%削減」を上回る約49%の削減が達成されました。

一方、産業部門以外の民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門の排出量はほぼ横ばいで推移しています。今後は各部門における一層の削減努力が求められるため、住民や事業者に対し、エネルギー効率の高い住宅や省エネルギー型設備・機器、次世代自動車の導入促進に加え、公共交通機関の利用やエコドライブの実践など、日常生活や事業活動における省エネルギー行動への意識変容を促す必要があります。

また、公共施設や事務事業からの排出削減を進めるため、新技術の積極的な導入などを行政が率先して行うこととします。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減については、引き続き、町内が一体となって積極的に取り組んでいく必要があります。

【再生可能エネルギーの活用】

菱池遊水地の上部利用では、「矢作川・豊川カーボンニュートラルプロジェクト」の一環として、愛知県により太陽光発電施設の設置が進められています。今後、そこで創出された再生可能エネルギーを地域において活用するなど、脱炭素社会の実現に向けた取組が期待されます。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
本町域からの温室効果ガス総排出量	1,222千t－CO_2（2013年度）	2013年度比-46%	2013年度比-100%（2050年度）
公共施設からの温室効果ガス総排出量（公用車の利用含む）	5,868t－CO_2（2013年度）	2013年度比-51%	2013年度比-100%（2050年度）

主な取組

1．温室効果ガス排出量の削減

2030年度（令和12年度）の温室効果ガス排出量を、2013年度（平成25年度）比46%以上の削減を目指します。住民へエネルギー効率の良い住宅や省エネルギー型設備・機器の普及を促進します。地球温暖化防止に向けての関連情報を共有するため、住民に分かりやすく発信します。

2．再生可能エネルギーなどの導入の推進

住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池システムといった住宅用の新エネルギーシステムの設置に対する補助制度を拡充し、普及促進に努めます。

3．次世代自動車の導入の促進

電気自動車や燃料電池自動車など、環境にやさしい次世代自動車の普及を促進するため、次世代自動車の導入に対する補助制度を拡充するとともに、インフラの整備にも努めます。

みんなでできること

移動、運送の際は自家用車に頼り過ぎず、バスや鉄道などの公共交通機関を利用し、事業者はエコ通勤を推奨するなど、省エネルギー行動を心がけるとともに、太陽光発電や太陽熱温水器などの再生可能エネルギーや蓄電池の導入を検討することが求められます。

関連計画

- 第２次幸田町環境基本計画
- 第４次幸田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

用語解説

※１　ゼロカーボンシティ･･･2050年（令和32年）にCO_2（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を公表した自治体。

※２　カーボンニュートラル･･･温室効果ガスの排出量と吸収量をつりあわせること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林や森林管理などの人為的な「吸収量」を差し引いて合計でゼロにする。

基本目標 3　活力とにぎわいのあるまち＜産業＞



取組方針1　地域の産業を応援する

取組分野1

農業振興

・遊休農地の活用、地産地消の推進、新規就農者支援を行い、新たな担い手を確保します
・道の駅の観光拠点機能を高め、来訪者の増加につなげます

現状と課題

【農業従事者の高齢化と後継者不足、遊休農地の増加】

現在、本町の農業は深刻な構造的課題に直面しています。その中心にあるのが、農業従事者の高齢化とそれに伴う後継者不足の問題です。農業者の平均年齢は70歳に迫り、体力的な限界から離農する高齢者が年々増加しています。その結果、農業を継ぐ若者が少なく、地域農業の存続そのものが危機に瀕しています。

高齢化と後継者不足が進む中で、相続をめぐる問題も深刻化しています。農地の相続人が農業に従事していない場合が増えることから、相続された農地が放置されたり、所有者不明となったりするケースが増加し、農地の利活用が困難になっています。

こうした背景から、耕作されなくなった遊休農地が増加しています。農地が荒廃することで、景観の悪化、害獣被害の増加、さらには周辺農地への悪影響など、生産の問題にとどまらない深刻な問題が、地域の安全や環境の面でも生じています。

【農業の維持・発展】

農業を維持・発展させるためには、多角的な対策が必要となり、遊休農地対策として農地の集約化など、担い手不足への対策を推進することが求められます。特に荻地区においては、道路が狭いことや農地が小区画であることから、大型農業機械の使用が困難な状況にあるため、将来的にこれらの農地を維持するためには、農地中間管理機構関連農地整備事業によるほ場整備事業とあわせて、担い手農家への農地集積を進めていく必要があります。

また、生産性・収益性の向上を図るためには、6次産業化や農商工連携を進めるとともに、スマート農業技術やデジタル技術の導入を支援する必要があります。

さらには、食育や地産地消を推進することで、特産品の生産を維持し、地域農業の基盤を強化することも重要となります。

【「道の駅」の活用と地域振興】

地域振興の拠点である「道の駅」は、2025年（令和7年）4月に第3ステージ※1応援パッケージに選定され、同年5月には防災道の駅※2としての指定を受けるなど、その役割が大きくなっています。

このような中、現在の来場者数に対する駐車スペースが不足しているため、国道23号の全線開通に伴う混雑が顕著になっています。防災道の駅としての防災機能の強化や、西三河地域における広域的な活動拠点としての役割を果たすために、駐車場の拡大は喫緊の課題です。また、来訪者ニーズに応じたサービス改善も必要とされています。

農地の有効活用を促すためにも、「道の駅」を通じて地元農産物の販路を確保し、農業への関心を高める取組や、新たな担い手を地域内外から呼び込む仕組みづくりが必要です。「観光」と「農業」を結び付けた地域振興の拠点として道の駅の役割を再定義し、農地の維持・活用にも寄与する施策を展開することが求められています。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
農産物収入	373万円/10a	450万円/10a	500万円/10a
遊休農地	11.2ha	10.0ha	8.0ha
道の駅「筆柿の里・幸田」来場者数（産直・飲食店）	407,782人	430,000人	470,000人

主な取組

1.担い手の確保および遊休農地の解消

新規就農者への支援や農業基盤の整備を進めるとともに、就農希望者への農地あっせんなどにより、遊休農地の解消を図ります。

2.農業経営者（物価高、暑さなど）支援対策

農業経営者に産業活性化プロジェクト補助金の活用を促し、町内ほ場での農業における国県補助では手の届かない少額の新しい取組を迅速に支援します。近年、農業経営者から要望や相談の多いコスト削減や環境負担軽減の農薬への切り替えなどの新しい取組や、耕作放棄地解消のための動きに対し、町単独で支援していきます。

3.特産物のブランディング

商品開発することにより、単に特産物を売るのではなく、特産物の価値を最大限に生かし、付加価値のある商品に変えることで、ブランドの認知度・収益性・持続性の向上を図ります。

4.「道の駅」の機能強化

防災道の駅の指定を受けたことを踏まえ、災害時における活動拠点としての機能強化や西三河地域における広域的な活動拠点として、駐車場の拡大を検討します。また、地域住民や来場者のニーズを把握し、マーケティングに活用します。

みんなでできること

住民一人ひとりが、地元農業への関心を高め、地産地消や農産物の購入を通じて農業振興に協力していくことが大切です。また、道の駅などを利用し、地域農業の魅力発信に努めることが求められます。

用語解説

※1　第３ステージ･･･1993年(平成５年)に道の駅制度が開始され、第１ステージとして「通過する道路利用者のサービス提供の場」を、その後道の駅の担う役割が拡大し、2013年（平成２５年）に第２ステージとして「道の駅自体が目的地」を、2020年（令和２年）からは第３ステージとして「地方創生・観光を加速する拠点」として役割を担う形で変化してきました。

※2　防災道の駅･･･通常の「道の駅」としての役割に加え、災害時の防災拠点としての機能を備えた道の駅のこと。

基本目標 3　活力とにぎわいのあるまち＜産業＞



取組方針1　地域の産業を応援する

取組分野2

商業振興

・地域資源と中小企業を生かし、持続可能で魅力ある商業を創出します
・住民と事業者が連携し、誰もが利用しやすい商業環境の整備を進めます

現状と課題

【商業構造の変化】

本町は、JR東海道本線の幸田駅、三ケ根駅、相見駅周辺、および国道248号沿いに商業施設が集中していることから、住民の日常の買い物需要には、一定程度対応が可能です。しかし、現在、商業構造の変化に伴う2つの大きな課題に直面しています。

1つ目は、中心市街地の衰退です。近年、大型商業施設の進出によって町外からの買い物客流入が見られる一方で、地元資本の中小商店や個人店舗では、高齢化や後継者不足が深刻化し、商店街の空き店舗化が進行しています。さらに、長年、幸田駅前商店街を会場としていた「幸田彦左まつり」が、近年の猛暑の影響なども重なり開催が困難となり、商店街文化の衰退を招いています。このため、空き店舗の活用を含む中心市街地の活性化が急務となっています。

2つ目は、生活利便性の格差です。大型店中心の商業構造は、交通手段を持たない高齢者や子育て世帯にとっては不便であり、生活圏内での買い物の選択肢が限られてしまうという問題があります。

【これまでの支援と今後の取組】

本町では、これまでもこれらの課題への対策を講じてきました。新型コロナウイルス感染症の拡大時には、消費喚起や商工業者の販促支援として、プレミアムチケット配布事業や産業活性化プロジェクト補助金の創設を行っています。また、2019年度（令和元年度）からは、町内飲食店などを中心にグルメ開発（幸田消防カレーや幸田角煮バーガーなど）に取り組んできましたが、町内外への情報発信や地域資源との連携という点では十分とは言えない状況です。

こうした背景を踏まえ、今後は、社会情勢や地域の特色を反映した戦略的な取組が求められます。新規事業者の創業支援や住民ニーズに即した店舗誘導、地域資源との連携による新たなビジネスモデルの構築や地域ブランドの創出などが必要です。特に、中小商店や個人店舗に対しては、幸田町商工会などと連携し、イベントなどを活用した販促活動の支援を強化していく必要があります。加えて、グルメ開発の強化を通じて地産地消や観光誘致を図り、住民や事業者への地域経済の活性化につなげていく取組を推進していくことが重要です。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
創業支援等事業計画の支援を受けて創業した人	4人	6人	9人
年間商品販売額	494億円	504億円	514億円

主な取組

1. 中小企業振興基本条例に基づく地域商業振興の推進と持続性を確保する仕組みづくり

中小企業振興基本条例制定に基づき、幸田町産業活性化補助金プロジェクト補助金をはじめとした中小企業や個人事業主の創業や経営支援を継続して推進します。町と幸田町商工会が協力し、地域の特性に応じた商業の活性化に向けた仕組みづくりに努めます。

2. 高齢者や交通弱者にも優しい買い物環境の整備

高齢者などの交通弱者を含む全ての住民が、移動手段の有無に関わらず安心して買い物ができる環境整備に努めます。

3. 地域資源を生かした商業・観光・農業の連携強化

本町の特産物を取り入れて生まれた「幸田消防カレー」をはじめ、グルメ開発事業で開発した商品を地域ブランド化に発展するため、観光イベントなどとの連携強化を図ります。

みんなでできること

地域の中小商店を支え、新規事業者の進出を促し、地域経済が循環するためには、住民が地域を応援する消費行動を意識することが重要です。

基本目標 3　活力とにぎわいのあるまち＜産業＞



取組方針1　地域の産業を応援する

取組分野3

工業振興・企業立地・新産業創出

・新たな工場の立地を促進し、地域産業を活性化します
・町内企業での就業促進により、地域定着を図ります
・企業のDX※1化を支援し、事業の安定的な継続を促進します

現状と課題

【工業用地の確保】

現在、企業から新規工場の建設や工場の集約化に伴う用地の相談が多く寄せられています。しかし、町内には企業が求めるまとまった規模の用地が確保できず、候補地を紹介できないケースが多発しています。その結果、企業が本町での立地を断念することや、町外への移転を選択する事例も見られ、企業誘致や地元企業の事業拡張を推進するためには、立地可能な工業用地の確保が喫緊の課題となっています。

【深刻化する人材不足と労働環境の悪化】

町内企業においては、人口減少や働き方の多様化の影響により、人材確保が年々難しくなっています。地元の若者が町外の企業へ就職する傾向も強まっていることから、人手不足による長時間労働や休暇取得の減少が生じています。これは、従業員の健康への悪影響や離職者の増加といった労働環境の悪化を招くことが懸念されます。

【人材の定着・確保とDX推進】

地元企業の安定した事業継続を実現するためには、まずは町内での人材定着と確保が不可欠です。特に、住民が地元企業の魅力や働きがいを再認識し、地域で働く選択肢が持てるよう、企業情報の見える化や幸田高校や愛知工科大学などの教育現場との連携、キャリア形成支援を通じて、町内企業への就職を促すことが求められます。

また、人材不足の対策としてDXによる業務効率化も期待されています。しかし、導入には外部委託などの費用がかかり、企業経営を圧迫しているのが現状です。さらに、従業員のデジタルリテラシーの不足も大きな障壁となっています。このため、企業が自社でDXを導入・運用できるよう、幸田ものづくり研究センターを活用したデジタル化に関する知識を持った人材の育成が求められます。

【持続的な産業基盤の構築】

今後、持続的な産業基盤を構築していくには、地域の産業と名古屋大学や愛知工科大学などとの連携により、継続的な地域発のイノベーションに取り組むとともに、高齢者をはじめ多様な人材が生産活動に貢献できる体制を整備していく必要があります。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
製造業の事業所数	100事業所	103事業所	106事業所
製造品出荷額等	10,620億円	13,620億円	16,620億円
製造品付加価値額	2,616億円	3,000億円	3,455億円

主な取組

1.工業用地の確保
工業用地確保のため、工業団地の造成を目指します。

2.産学官連携による人材確保と就業促進
町内企業を紹介するガイドブック作成や、町内企業と幸田高校との就職活動に関する座談会を開催することにより、町内企業への就業促進を図ります。

3.企業内のデジタル化や現場改善を行うことができる人材の育成
幸田ものづくり研究センターにおいて「デジタル塾」や「情報活用塾」を開催し、デジタル化に関する知識を持った人材育成を図るとともに、「改善スクール」とあわせて企業活動の効率化を図ります。

みんなでできること

住民が、町内企業への就職を積極的に選択肢として考え、地域経済の活性化につなげていく意識を持つことが重要です。

用語解説

※1　DX…【Digital Transformation：デジタル・トランスフォーメーションの略】　デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出すること。

基本目標 3　活力とにぎわいのあるまち＜産業＞



取組方針2　まちの魅力をみがく･伝える

取組分野1

観光振興

･町が一体となり住民と来訪者に愛される観光地づくりを進めます
･映像やSNSと連動したロケツーリズムと情報発信を強化します

現状と課題

【観光資源】

本町には、三ヶ根山や本光寺などの観光資源、地元特産品、史跡など、地域固有の魅力あるものが数多く存在します。しかし、観光地としての知名度は県内外で高くなく、隣接自治体と比べても観光目的で訪れる人は多くありません。

この背景には、観光受け入れ環境の不十分さが挙げられます。駅周辺や主要道路沿いに商業施設はあるものの、宿泊施設や案内所、観光拠点などの整備が不足し、観光客をスムーズに導くための観光動線も未整備です。

【ロケ誘致】

観光を地域活性化の手段と位置づけるため、本町はロケ誘致に注力してきました。2019年度（令和元年度）から映画やドラマなどのロケ誘致を開始し、2024年度（令和6年度）末時点では55件のロケを受け入れ、実績を積んでいます。2024年度（令和6年度）には一層のロケ誘致を図るため、「幸田フィルムズ推進協議会」を設立しました。

【観光振興策】

ロケ地としての実績を積んでいるにもかかわらず、その実績やその他の観光資源を一体的にPRする仕組みが確立されていません。また、観光資源と地元商業との連携も弱いため、観光による経済効果を十分に生かしきれていないという課題があります。

また、情報発信力の強化、新たな観光資源の発掘、そして受け入れ環境の整備も課題として挙げられます。特に、観光資源があっても訪問の動機づけが弱く、統一感あるプロモーションが行われていないため、周遊性や体験型観光への発展が進んでいません。

【広域的な連携】

本町は、この観光拠点の不足や情報発信力の弱みを補うため、近隣市町村と広域的な連携を図っています。奥三河三町村（設楽町、東栄町、豊根村）との「三河町村観光交流宿泊施設利用助成事業」や、蒲郡市、西尾市と協力した映画製作などのロケを通じた情報発信を実施し、広域的な観光客誘致に取り組んでいます。

【持続可能な観光戦略】

持続可能な観光戦略を構築し、産業･文化･住民と連携した観光を推進するためには、核となる機関の設置と体制づくりが必要です。それに加えて、宿泊･飲食施設、公共交通、案内機能など、観光客を迎えるための受け入れ環境の整備も重要です。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
幸田町関連SNSのフォロワー数（幸田町公式アカウントおよび幸田町観光協会インスタグラム）	3,700	5,550	8,325

主な取組

1.地域資源を再発掘し、新しい観光コンテンツの創出

既存の観光資源の活用を推進するとともに、三ヶ根山をはじめ本町の自然や歴史、文化、農産物などの多くの地域資源の背景にある歴史や文化、人の営みを物語として伝え、訪れる人のこころに残る新たな観光コンテンツの創出を目指します。

2.ロケ誘致を生かした情報発信力の強化

ロケ誘致を推進し、ロケ地を生かした本町の魅力をＳＮＳやイベントなど、さまざまな方法で情報発信します。

3.持続可能な観光経済をつくるための体制整備

それぞれの観光資源による経済効果を一過性のものにせず、観光による持続的な経済循環を生み出すために、町や事業者などが連携して観光推進に取り組む体制の整備に努めます。

みんなでできること

観光振興は、住民の理解と協力なしには成り立ちません。住民一人ひとりが町の魅力を再認識し、地域資源や暮らしの良さを発信することが持続可能な観光につながります。



基本目標4 健やかに暮らせるまち＜健康・福祉＞



取組方針1 みんなの健康を支える

取組分野1 健康づくりの推進

・子どもから高齢者までが健康に暮らし、生涯を通じて健康で自分らしく生きられる地域を目指します
・関係機関と連携し、健康への関心が低い人も自然に健康になれる環境づくりを進めます
・生涯を通じて継続的に健康課題を的確に把握できる体制を整え、地域保健を推進します

現状と課題

【生活習慣病の予防】

本町では、老衰による自然な最期を迎える人が多い一方、特定健康診査※1の結果から、血糖値が高い人の割合と脂質異常に該当する人の割合が、愛知県平均より高くなっています。高血糖や脂質異常などの生活習慣病を予防するためには、「栄養・食生活」や「身体活動・運動」といった日常の習慣改善が重要であり、これらの取組を一層推進していく必要があります。特に、働きざかり世代における生活習慣の改善は、その基盤となる子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立が重要です。また、若年期の生活習慣が将来の高齢期の健康にもつながることから、ライフコースアプローチ※2による健康づくりが求められています。

【心の健康】

社会生活の中で悩みや不安、ストレスを抱える人が増加しています。住民が自分や身近な人の心の不調に気づき、適切な対処ができるよう支援していくことが必要です。今後の社会変化を見据え、心の健康を維持するための知識の普及啓発、支援体制の強化が求められています。

【住民健診の実施体制】

健康診査および特定健康診査について、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、実施場所を保健センターのみに変更したことで、受診率は一時低下しましたが、2024年度（令和6年度）には回復傾向にあります。今後は、受診者の来場に係る利便性や受診・待合環境に配慮して「新たな地区巡回」の整備を進めるとともに、将来的にはかかりつけ医で受診できる個別健診の実施を検討します。

【高齢者施策と地域連携の強化】

2024年度（令和6年度）からは、健診結果や医療レセプトを活用した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業※3」を実施しています。この事業では、健康増進および介護予防を目的とした健康教室などを行い、被保険者の暮らしを地域全体で支えることを通して、地域包括ケアシステム※4の構築・実現を目指します。

住民一人ひとりが自然と健康になれる環境を整えるため、地域、企業、行政など多様な関係団体が連携した継続的かつ効果的な取組体制の構築が重要な課題となっています。





目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
健康寿命	男性　81.8歳 女性　86.7歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
普段から健康に心掛けている住民の割合	81.9%	86.6%	91.3%
健康診査受診率	52.9%	60%（2029年度）	—

主な取組

1．多様な主体と連携した健康づくりの推進

第３次健康こうた２１計画推進ワーキング部会を開催し、地域、町内企業、関係団体などと連携しながら、取組内容の検討や情報共有を行い、幅広い健康づくりの推進を図ります。

2．健康づくりに向けた社会環境の整備

地域、企業、行政など多様な関係団体が連携し、健康への関心が低い人も含め、誰もが無理なく自然に健康づくりに取り組める社会環境の整備を推進します。

3．健診（検診）の受診率の向上

健康寿命の延伸や医療費の抑制を目的に、関係機関と連携しながら受診環境の整備および受診勧奨の方法を検討し、さらなる受診率の向上を図ります。

みんなでできること

持病の有無にかかわらず年に一度は健康診査を受けることで、自身の健康状態を客観的に把握し、健康への理解を深めるとともに、主体的に健康づくりに取り組んでいくことが大切です。

関連計画

- 第３次健康こうた２１計画
- 愛知県後期高齢者医療広域連合　第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 幸田町国民健康保険　第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画

用語解説

※１　特定健康診査･･･４０歳から７４歳までの人を対象に、生活習慣病の早期発見と予防を目的として行われる健康診断。
※２　ライフコースアプローチ･･･胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりの考え方。
※３　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業･･･高齢者の健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で安心して健康的に自立した生活を送れるようにするための取組。
※４　地域包括ケアシステム･･･介護や支援が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援など、地域が一体となり支援体制を構築する仕組み。



取組方針1 みんなの健康を支える

取組分野2

医療体制の充実

・多様化する医療ニーズに応えるため、医療圏※1内で完結する医療連携体制を構築します

現状と課題

【医療ニーズの変化】

住民の年齢層やライフスタイルの多様化に伴い、医療に対するニーズは複雑化しています。誰もが安心して必要な医療が受けられるよう、町内外の医療資源を有効に活用し、医療圏内で完結できる持続可能な医療連携の推進が求められています。

【町内医療機関（診療科）の不足】

町内の医療機関においては、住民からは、診療科が不足していることや、全国的に医師不足が深刻な産科や小児科の確保が望まれ、安心して受診できる医療体制の整備を求める声が上がっています。

【救急医療体制の進展】

救急医療※2体制については、2020年（令和2年）4月に藤田医科大学岡崎医療センターが開院したことで、24時間365日体制での救急医療の受け入れが可能となり、住民の安心感向上につながっています。

【近隣医療機関との連携と啓発活動】

軽症にもかかわらず「近いから」という理由で、2次救急医療や3次救急医療※3が行える医療機関を安易に受診するケースも見受けられ、重篤な患者の対応に支障をきたす恐れがあります。愛知県地域保健医療計画に沿って、近隣医療機関との連携を進めるとともに、救急医療の適正利用や、かかりつけ医の重要性を周知・啓発していく必要があります。これらの取組により、住民一人ひとりが必要なときに必要な医療を受けられる地域医療体制を構築します。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
「医療体制の充実」に満足している、やや満足している住民の割合	43.0%	45.0%	45.0%以上

主な取組

1．医療圏内の医療機関などとの緊密な連携

町内に不足している診療科については、愛知県地域保健医療計画に沿って、ニーズに応じた医療サービスが提供できるよう、医療圏内の医療機関および市町など関係機関との連携から、地域の実情に応じた方策について協議していきます。

2．医療体制の確保

平日診療時間外や休日でも必要な医療サービスが受けられるよう、休日急病診療所、救急輪番制などへ参加する医療機関の運営などに対する補助を行い、救急医療体制を確保していきます。町内で安心して子どもを産み育てられるよう、産科医院の誘致に向けて、医療関係者との情報共有や協議調整を進めていきます。

みんなでできること

かかりつけ医を持つことや、症状に応じた適切な医療機関を選ぶなど、医療の適正利用への協力が求められます。また、地域の医療体制を守るため、医療に関する正しい知識を身につけることも大切です。

関連計画

・愛知県地域保健医療計画

用語解説

※１　医療圏･･･医療法第３０条の４第２項第１４号に定める区域。疾病予防から入院治療までの救急医療を含む一般的な医療が完結することを目標として整備され、複数の市町村をまとめて１単位とされる。幸田町と岡崎市は西三河南部東医療圏となる。

※２　救急医療･･･入院や手術を要する重症患者を２４時間体制で受け入れる医療。

※３　２次救急医療および３次救急医療･･･２次救急医療は、入院または緊急手術を要する救急患者の医療を、３次救急医療は脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷などにおける重篤救急患者の救命医療を担う。

感染症への備え

近年、新型コロナウイルスをはじめとした感染症の脅威が拡大し、国民の生命および健康に重大な影響を及ぼしています。新たな感染症の発生やまん延に対する備えは、住民の安全・安心な生活を確保するために極めて重要です。

現状と課題

・新型コロナウイルス感染症は、2020年（令和２年）に国内初の感染事例が確認され、7月17日には本町初の陽性者が確認されました。その後、ウイルスは変異を繰り返しながら拡大し、延べ7,788人が感染しました（2023年（令和5年）5月7日時点）。2023年（令和5年）5月8日から季節性インフルエンザと同様の５類感染症に位置づけられ、大きな転換期を迎えました。この間、感染拡大の防止、医療提供体制の確保、ワクチン接種、社会経済活動の維持・両立、広報・啓発など、住民の「いのちと暮らし」を守るためのあらゆる対策を講じ、全庁を挙げて懸命に対応してきました。
・感染症危機への対応は、事態を的確に把握し、住民の安全確保と感染拡大の抑制に向けた総合的な対策を講じることが重要とされています。特に発生初期の初動対応では、関係者間で情報共有を図り、迅速かつ効率的な対応が求められます。

本町の感染症対策

この現状を踏まえ、関係部署が連携して総合的な感染症対策を推進します。

●予防対策

ワクチンに関する正しい知識を普及し、住民の理解を得つつ、医療機関と連携し、積極的に予防接種を促進します。

●体制整備

国や県と連携し、感染症の発生の予防およびまん延の防止のための施策を講じます。また、医師会などの医療関係団体などと緊密な連携を図り、安定した医療体制の確保に努めます。

●啓発活動

住民に対して、感染症患者の発生状況や医学的知見など感染予防などの対策に有益な情報を、可能な限り複数の媒体を活用し、理解しやすい内容で提供します。

住民の備え

感染症から身を守るためには、行政の「公助」だけでなく、一人ひとりの「自助」と地域の「共助」が不可欠です。

感染症に対する正しい知識を持ち、セルフメディケーション※1の考え方も参考にしながら、予防に努めることが重要です。また、感染症の患者などに対して偏見や差別を持たず、人権を尊重するよう心がけることで、地域全体で感染症に立ち向かう体制を築くことができます。

関連計画

・幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画
・愛知県地域保健医療計画

用語解説

※1　セルフメディケーション･･･自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること。

暑さ対策

近年の地球温暖化の進行により、夏の猛暑が深刻化していることから、熱中症への対策がますます重要となっています。熱中症の予防や対応方法を普及し、気候変動に適応できる地域環境を整備することが急務です。

現状と課題

・気象庁の観測によれば、1980年（昭和55年）以降、年平均気温は上昇傾向にあり、熱中症の危険性が高まっています。これを受けて、気象庁と環境省では「熱中症警戒アラート」を運用し、2024年度（令和6年度）からは「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されました。
・高齢者が屋内で冷房を使用せずに過ごすことによる熱中症の救急搬送事例が増加傾向にあります。
・夏季には、熱中症予防の啓発とともに、リーフレットを活用し、熱中症の対処法についても周知を進めています。

本町の暑さ対策

この現状を踏まえ、関係部署が連携して総合的な暑さ対策を推進します。

●予防啓発

リーフレットを活用しながら、望ましい生活習慣および熱中症予防に関する啓発活動を行います。また、講習会において熱中症の症状、対応方法などを説明し、必要に応じて救急車の適正利用を促します。水分補給の啓発に加え、日頃からの十分な睡眠やバランスのとれた食生活の重要性について広く周知します。

また、近年の猛暑などの環境の変化に対し、屋外だけでなく、公共施設や住宅などの建物内で過ごす際の対策を提案していくことが必要です。

熱中症にかかりやすい高齢者に対しては、介護予防教室や見守りの配食などの機会を通じて、こまめな水分補給や室内の温度管理など、日常でできる予防策を分かりやすく伝え、意識づけを行っていきます。

●環境整備

小中学校の教室や体育館・公共施設などへ空調設備を設置し、暑さ対策を行っています。

また、クーリングシェルター※1の指定により、暑さをしのげる安全な場所を確保するとともに、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の防止を図ります。

●イベント開催時期の見直し

暑さを避け、安全・安心に楽しめるイベントとなるように開催時期を見直します。

住民の備え

熱中症について正しく理解し、予防に努めるとともに、発症時には適切に対応できるようにすることが重要です。夏季は熱中症対策を徹底し、クーリングシェルターなども積極的に活用することで、地域全体で暑さに立ち向かう体制を築くことができます。

用語解説

※1　クーリングシェルター・・・熱中症による健康被害の発生を防止する目的で、一時的に暑熱から避難するために町が指定した施設。

基本目標4 健やかに暮らせるまち＜健康・福祉＞



取組方針2 子育てを応援する

取組分野1 子育て支援の充実（子育て支援・少子化対策）

・安心して妊娠・出産・子育てできるよう、相談・支援体制の充実を図ります
・共に働き、共に子どもを育てる「共働き・共育て」を推進します
・地域における互助・共助による子育て支援の仕組みを強化し、子育てに困難を抱える家庭への支援を充実させます

現状と課題

【子育て環境の変化】

近年、女性の社会進出による共働き世帯の増加や核家族化の進行により、家族だけで子育てを抱え込み孤立する「孤育て」が増加しています。また、地域のつながりの希薄化や、雇用環境の変化から、経済的不安や育児負担を感じる保護者が増加し、身近に相談できる相手がいないと感じる家庭も少なくありません。子育て家庭を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、親だけでなく、家庭、地域、保育施設など、社会全体で子育てを支える「共育て」の重要性が高まっています。

【切れ目のない支援体制の整備】

本町では、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えるため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合した「幸田町こども家庭センター※1」を設置し、妊産婦および乳幼児の健康の保持・増進に向けた支援に加え、子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する支援を切れ目なく包括的に提供することに努めています。

妊婦から子育て家庭を対象に、講座や相談事業などを実施し、対象者に寄り添った支援を行っています。特に、出生後早期の育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、赤ちゃん訪問員が家庭訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、必要に応じて専門職による継続支援につなげています。一方で、支援体制の継続に向けた担い手（訪問員など）の確保が課題となっています。

【支援の担い手不足】

家事負担を軽減する「子育て応援・家事サポート事業」については、利用者から高評価を得ています。一方で、ヘルパーの確保が課題であり、民間事業所との連携強化が必要です。

児童クラブでは、支援員の高齢化により人員不足が常態化し、人材の確保と育成が課題となっています。

【経済的支援の充実】

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、2～5歳児で保育所などを利用していない在宅子育て世帯に「在宅子育て応援金」などの経済的支援を行っています。

【施設の老朽化】

乳幼児などの保健活動として利用される保健センターは老朽化が見られるため、改築するなど時代に合った環境整備が必要です。

【早期支援体制と関係機関の連携強化】

近年、発達障害や貧困、ヤングケアラーなどの複雑な事情を抱える家庭が増加していることから、早期に相談や支援につながる体制の整備と、庁内外の関係機関の緊密な連携が必要です。

【包括的な支援の実現】

今後は、全ての子育て家庭が安心して子育てをできるよう、経済的支援の充実を図るとともに、支援体制の持続可能性を確保し、複雑化・多様化するニーズに対応できる「誰も取り残さない丁寧な支援の仕組みづくり」が求められています。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	99.0%	100%	100%
児童クラブの待機児童数	0人	0人	0人
子育て応援･家事サポート事業の利用者数	延べ72人	延べ100人	延べ100人

主な取組

1.妊娠期からの支援

母子健康手帳の交付時から、妊産婦に寄り添った支援（利用者支援事業など）を実施し、妊娠期から子育て期にかけての情報提供や、地域の社会資源の活用を図ります。「妊婦のための支援給付金等」を支給し、経済的支援の充実に努めます。

2.安心して妊娠･出産･子育てできる体制の確保

安心して妊娠･出産･子育てができるよう、「在宅子育て応援金」などの子育て家庭への経済的支援の充実を図るとともに、相談･支援体制の強化を進めます。

3.こども家庭センターの充実

「こども家庭センター」では、庁内にとどまらず、妊産婦や子育て家庭の状況を継続的かつ包括的に把握し、関係機関、医療機関、地域の社会資源提供先と連携し、安心して子育てができる支援体制の構築を進めます。加えて、子育てにおける孤立の防止や虐待予防の観点から、こども家庭センターや地域の相談窓口の周知を図り、早期の支援につなげます。

4.子どもの貧困の解消

教育支援、保護者の生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、子どもの貧困の解消に向けた包括的な支援を行います。

5.家庭支援事業や児童クラブなどの充実

子育て応援･家事サポート事業の担い手を確保し、事業を継続するとともに、子どもと家庭を支援する事業の充実を図ります。
児童クラブの支援員の確保および運営の質の向上のために、民営化を推進します。

みんなでできること

住民一人ひとりが、子育てにおいて心配ごとや困りごとを一人で抱え込まず、家族への相談や、相談窓口の活用など、地域の支援や資源を活用しながら安心して子育てに取り組んでいくことが大切です。また、地域で子育てをしている人同士が互いに理解し合い、子どものウェルビーイングの向上を支える意識を持つことが求められます。

関連計画　・幸田町子ども・子育て支援事業計画

用語解説

※1　幸田町こども家庭センター･･･全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健･児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。



取組方針2 子育てを応援する

取組分野2

保育の充実

・保護者が保育サービスを利用できる環境を整えます
・保育士の職場環境を整え、保育士の人材確保に努めます

現状と課題

【ニーズの変化】

現在の保育制度では、保護者が就労している場合など、保育の必要性が認められた家庭のみが保育サービスを利用できる仕組みとなっています。一方で、子どもの人数が減少傾向にある中、一部の小規模保育事業所では受け入れに余裕が見られる状況も見受けられます。

また、保護者のライフスタイルにかかわらず、子育ての孤立感を軽減し、子どもの成長機会を確保することの重要性が認識されています。

【新たな支援策】

子育て家庭の孤立防止や子どもの健やかな成長を支える、保護者のライフスタイルにかかわらず、全ての子どもが利用できる「こども誰でも通園制度」を導入しました。今後は、制度の円滑な運用と柔軟な支援体制の構築が求められます。

また、経済的負担の軽減として、2023年（令和5年）4月から給食主食費の無償化を、2025年（令和7年）10月からは第二子保育料の無料化を実施しています。

【保育人材の確保】

保育士不足により、一時保育を希望する全ての家庭を受け入れられない状況があり、保育人材の確保が喫緊の課題となっています。

【利用ニーズの多様化】

町立保育園の受入対象年齢は生後10カ月から（一部は生後６カ月から）ですが、低月齢での預かりを希望する保護者が増加しています。また、育休取得による途中退園については、育児負担の増加につながることから、より利用しやすい保育サービスの提供が求められています。

【保育現場の業務負担】

保育士は保育業務に加え多くの周辺業務も担っている現状から、業務効率化が必要です。処遇改善やDX※1の推進により、働きやすい職場環境の整備が求められています。

【施設配置】

子どもの人数減少といった背景や、保育士確保に課題がある中、町立保育園、認定こども園、小規模保育所などについて、地域の保育ニーズに応じた施設配置と適切な定員設定が必要です。町立保育園については、施設整備を計画的に継続実施し、魅力ある保育園づくりに取り組んでいます。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
こども誰でも通園制度の利用者数	-	33人/日	33人/日
保育園ICTシステム利用満足度（保育士）	70.0%	90.0%	95.0%

主な取組

1. こども誰でも通園制度の実施
制度の趣旨について地域への理解促進を図るため、必要な情報提供や関係機関との連携を進めます。また、利用者の状況に応じた支援ができるよう、体制整備に努めます。

2. 保育所のICT化
ICT※2の活用を含むDXを推進し、業務負担の軽減と定着率向上を目指します。

3. 事務補助員の導入
保育士が本来の保育業務に専念できるよう、事務補助員を配置し、保育士以外が対応可能な事務作業などを担うことで、業務効率化と職場環境の改善を図ります。

4. 魅力ある保育園づくり
老朽化している町立保育園の施設整備を計画的に実施し、魅力ある保育園づくり事業も継続して実施します。

5. 育休退園の緩和
入園希望者への影響を踏まえながら、育休退園の取り扱いを段階的に緩和します。

6. 受入対象年齢の引き下げ
町立保育園の受入対象年齢を生後10カ月から６カ月へ引き下げます。

7. 経済的支援の充実
給食費を含む保育料の無償化など、経済的支援の拡充に努めます。

みんなでできること

全ての子どもが安心して通える環境づくりのため、地域で保育を支え合う意識や協力が求められます。

関連計画
・幸田町子ども・子育て支援事業計画

用語解説

※１　DX…【Digital Transformation：デジタル・トランスフォーメーションの略】　デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出すること。

※２　ICT…情報通信やその関連技術の総称。



取組方針2 子育てを応援する

取組分野3

子どもの居場所の充実

・子どもが「居たい、行きたい、やってみたい」と感じられる居場所を増やします
・子どもが行きたい時に行きやすい居場所をつくります
・子どもと一緒により良い居場所づくりを行います

現状と課題

【居場所に対するニーズの多様化】

地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、地域の中で子どもが育つ環境が困難になっていることに加え、価値観の多様化に伴い、居場所に対するニーズも多様化しています。2023年度（令和5年度）に実施した子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査では、就学前児童の保護者からは「遊び場の充実」が、小学生の保護者からは「放課後の居場所づくり」に関する意見が多く寄せられました。

本町では子どもの居場所として、児童館3館、多世代交流施設1施設、児童クラブ15カ所を運営しています。児童館および多世代交流施設では、飲食スペースや公衆無線LANの整備などにより、利用者数が増加しています。児童クラブでは待機児童が発生しておらず、高学年の児童も利用可能な状況です。

【地域間の格差】

坂崎・幸田小学校区には児童館などがなく、放課後の居場所が不足しています。一方で、幸田・横落・深溝児童館は老朽化しているため、大規模修繕や備品更新を計画的に行う必要があります。

【多様な年代への対応】

中高生の不登校の増加も懸念され、年代に応じた居場所づくりが求められています。開館時間の延長や魅力的な設備の整備、信頼関係を築くことができる職員の育成が重要です。

【居場所の整備・拡充】

坂崎小学校区では、2028年度（令和10年度）供用開始を目指し多世代交流施設の整備を進めています。幸田小学校区では、鷲田公民館移転にあわせた多世代交流施設の整備を検討し、大草広野地区でも福祉施策推進構想に基づき、地域住民を含む子どもの居場所を整備していく予定です。

【担い手の発掘と育成】

学校を含む子どもが過ごす場所、時間、人との関係性の全てが「居場所」となりえることから、子どもの主体性を尊重した多様な居場所づくりが必要です。そのため、居場所づくりの担い手を発掘・育成することが求められています。

【地域団体の持続性】

仲間づくりや社会性を育む「子ども会」が子どもの居場所として機能していますが、ライフスタイルの変化や役員負担の増加などにより加入率が低下しています。「子ども会」の今後のあり方について、保護者などとの意見交換を通じた検討が求められています。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
児童館などの整備	4カ所	5カ所	6カ所
居場所づくりの担い手（団体）の発掘	1団体	2団体	3団体

主な取組

1．坂崎多世代交流施設の建設

子どもたちの年代や地域のニーズに対応する居場所の整備を進めます。特に坂崎小学校区において2028年度（令和10年度）の供用開始を目指して多世代交流施設の整備を進めます。

2．児童館などの魅力向上および情報発信

児童館のイベント企画や運営ルールづくりに子どもたち自身が参加できる仕組みを整え、主体的な関わりを促します。また、設備やおもちゃ、書籍などの充実を図り、より楽しく安心してすごせる環境づくりを進めます。さらに、児童館などで行われるイベント情報を積極的に発信し、周知に努めます。

3．新たな居場所づくりの担い手の発掘、育成

地域における新たな居場所づくりを支える人材を発掘・育成するため、立ち上げや運営に役立つノウハウを整理・提供します。また、運営者同士がつながり、情報交換や協力ができるネットワークづくりを進めます。

みんなでできること

地域の居場所づくりを担う民間団体などの取組に関心と理解を深めるとともに、自らも積極的に参加し、誰もが安心して過ごせる地域づくりに貢献していくことが大切です。

関連計画　・幸田町子ども・子育て支援事業計画

基本目標 4　健やかに暮らせるまち＜健康・福祉＞



取組方針3　誰もが笑顔ですごせる社会をつくる

取組分野1　地域福祉・高齢者福祉の充実

・人と人がつながり、“幸田町（しあわせ）”の輪が広がる共生のまちを目指します
・住み慣れた地域で安心して自分らしく最期まで暮らせるよう、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステム※1の深化を進めます

現状と課題

【少子高齢化と課題の多様化】

少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、ライフスタイルの多様化により、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合う力が弱まっています。これに伴い、孤立や孤独、虐待、ひきこもり、見守りを必要とする人の増加など、地域福祉に関する課題も複雑化・多様化しています。

近年では、親と中高年の子が共に困窮する「8050問題」や、育児と介護が同時に発生する「ダブルケア」といった、複数の困難を抱える世帯の存在も顕在化し、より重層的な支援の必要性が高まっています。地域での見守りなど支援体制の充実が喫緊の課題となっています。

【地域での活動】

地域福祉を支える団体では、運営側の高齢化や人材不足が課題となり、将来を担う人材の育成が急務です。また、高齢者の嗜好の多様化に伴い、老人クラブのあり方を見直す必要があります。住民同士のつながりが薄れる中、住民一人ひとりが地域の福祉課題に対して理解と関心を深めるとともに、ひとり暮らしの高齢者や子どもたちが、安心して過ごせる「居場所づくり（通いの場・こども食堂）」や、世代を超えた交流の場の整備も求められています。こうした課題に対応するため、高齢者生きがいセンターを中心とした「大草広野地区福祉施策推進構想」により、魅力ある居場所づくりを推進します。

【包括的な支援体制】

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるようにするためには、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」が一体的に提供される包括的な支援体制の整備が必要です。医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加を見据え、在宅介護サービスの強化に加え、障害者福祉を含む地域福祉の拠点（福祉村構想（仮））に必要な施設の整備を長嶺北部地区において進めていきます。

また、ひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て世帯など、住まいに不安を抱える方が地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り支援と連動した住環境の改善や、地域と協力した住まいづくりに努めます。

本町では、庁内の関係課との横断的な連携に加え、町内３カ所の地域包括支援センターをはじめ、福祉関係機関などとの協力体制を強化し、地域包括ケアシステムの深化と重層的な支援体制の整備を進めていきます。

また、地域福祉を支える幸田町社会福祉協議会のニーズ拡大にあわせ、施設の移転などを検討します。





目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
チームオレンジ※2	設置なし	1チーム･10人	1チーム･20人
一般介護予防教室の参加者数	1,404人	1,750人	2,100人

主な取組

1.地域福祉を進める意識づくり

地域福祉に対する理解を深めるため、支え合いの意識啓発や地域福祉教育を多世代に推進します。また、さまざまな媒体を活用して、支援が必要な方に対して広く情報を周知します。

2.地域福祉を進める仕組みづくり

地域の課題について協議し、解決に向けて取り組める体制の整備を推進します。また、幸田町社会福祉協議会との連携により、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。さらに、多様な人が集える場を設け、地域の居場所や課題共有の場として活用し、交流を通じた相互理解の促進につなげます。

3.地域共生に向けた支援体制づくり

庁内関係課の連携をはじめ、幸田町社会福祉協議会や関係団体、多職種との連携を図り、包括的相談支援体制（重層的な支援体制）の整備を進めます。これにより、つながりと支え合いのある地域共生社会の実現を目指します。

4.地域で安心して生活できる環境づくり

日頃の防災･防犯の活動や保健･福祉サービスの充実を通じて、いつまでも安心して生活できる環境づくりを進めていきます。

みんなでできること

住民一人ひとりが、「自助･互助･共助･公助」の連携の重要性を理解し、地域共生社会の実現に向けた柔軟で効果的な支援体制づくりに協力していくことが求められます。また、地域福祉の推進には、行政だけでなく住民や企業、団体などが連携し、年齢や立場を超えて支え合う地域づくりを進めていくことが大切です。

関連計画

- **第3期幸田町地域福祉計画**
- **第9期幸田町高齢者福祉計画および介護保険事業計画**

用語解説

※1　地域包括ケアシステム･･･介護や支援が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援など、地域が一体となり支援体制を構築する仕組み。

※2　チームオレンジ･･･認知症と思われる初期の段階から、心理面･生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズなどと認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。



取組方針3 誰もが笑顔ですごせる社会をつくる

取組分野2

障がい者福祉の充実

・誰もが支え合い、地域の中で元気に暮らせる福祉のまちを目指します
・年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように理解と支援を深めます

現状と課題

【障がい者ニーズの多様化】

差別解消や共生社会の実現に向けて前進している一方、制度面や意識面では依然として課題が残っています。障害福祉サービスの利用ニーズは多様化し、障がいの特性やライフステージに応じた柔軟な支援の提供が求められています。また、障がい者の高齢化が進む中、「親なき後」の生活や権利を支える体制整備も重要な課題となっています。

さらに、同居家族が主な支援者であるケースが多く、支援者自身の高齢化への支援も新たな課題となっています。複雑化するニーズに対応するため、支援の担い手の確保や相談支援の質の向上が求められています。

【共生社会の実現】

障がい者が安心して暮らせるまちづくりや、社会参加の機会を拡大するためには、障がい者への理解促進に向けた啓発活動の推進が不可欠です。また、日常生活における支援を必要とする人がいつまでも安心して暮らせるよう、障害者支援施設などの誘致に努めます。

しかし、地域社会全体で共に暮らすという意識の浸透が十分とは言えず、障がい者に対する理解や配慮の不足が課題となっています。

誰もが互いに尊重し支え合う社会を築くためには、一人ひとりが障がいに対する理解を深め、行動することが求められます。

障がいの有無に関わらず、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、住環境の整備をはじめとする多様な支援を提供できる体制の構築が求められています。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
地域生活移行者数※1	1人	1人	1人
就労継続支援（B型）利用者数	104人	130人	162人

主な取組

1.障がいに対する理解の啓発

心のバリアフリーを目指し、全ての住民が障がいについて理解を深め、合理的な配慮を行いながら、あらゆる媒体・機会を通じて、住民への福祉教育、福祉情報の提供、交流の充実など、ふれあいのあるまちづくりを推進します。

2.包括的相談支援体制の構築（重層的支援体制整備事業※2）

継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談体制の構築を推進します。老々介護やひきこもり、生活困窮など、複合的な課題を持つ住民に対し適切な支援を行うため、福祉分野に限らず幅広い相談支援のネットワークづくりを推進します。

3.障害福祉サービスなどの充実

障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう努めます。将来、障がい者が自立した生活を送れるように「宿泊型自立支援施設みらい」の有効活用を推進します。また障がい者の活躍と生きがいづくりとして農福連携を推進します。必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、個々の障がいの特性やライフステージ、家族のニーズに応じた各種サービスの提供に努めます。

みんなでできること

住民一人ひとりが、日頃から地域福祉に関する話題や情報に関心を持ち、高齢者や障がい者など、地域で支援を必要としている人の存在を理解し、身近な助け合いの意識を高めていくことが大切です。

関連計画

- 第３期幸田町地域福祉計画
- 第５次幸田町障がい者計画
- 第７期幸田町障がい福祉計画
- 第３期幸田町障がい児福祉計画

用語解説

※１　地域生活移行者数･･･障害者支援施設や病院などの入所・入院生活から、生活の場を自宅やグループホーム、公営住宅などの地域での生活へ移行する者の人数のこと。

※２　重層的支援体制整備事業･･･地域生活に課題を抱える地域住民およびその世帯に対する支援体制並びに地域住民などによる地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業のこと。

基本目標5　誰もが学べるまち＜教育･文化＞



取組方針1　学びを広げる

取組分野1　学校教育の充実

･学校･家庭･地域が連携して子どもたちを育てる体制を整えます
･子ども一人ひとりが幅広い教育を受け、心身共に健やかに育つよう支援します
･子どもたちが安全･安心に過ごせる教育環境を整備します

現状と課題

【教育環境の整備】

本町では、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進を目指し、安全･安心な学習環境の整備を重点的に進めてきました。2019年度(令和元年度)から全9小中学校の普通教室と特別教室に空調設備を整備し、地域の避難所となる小中学校の体育館についても、災害発生時に電気が遮断されても使用可能な空調設備を全校に導入しました。今後は武道場などの施設についても、体育館と同様の空調設備の整備が求められています。また、学校プールについては、現在1校で民間委託を実施していることから、他校についても委託を検討していく必要があります。子どもたちが安心して学べるよう学校や給食施設については、長寿命化などの老朽化対策や施設整備を計画的に進めることが重要です。

教育DX※1推進の取組としては、2020年度(令和2年度)にGIGAスクール構想※2第1期により、学校内ネットワークの整備と「1人1台端末」を配備しました(2025年(令和7年)4月現在、4,741台)。今後は、GIGAスクール構想第2期として、これらの端末の更新が必要となります。

不登校対策や、教員が子ども一人ひとりに向き合える教育環境の充実、教員の労働環境改善のため、さまざまな支援を拡大してきました。その一環として、日本語指導教員、養護教諭補助教員、教員補助員、校務員、授業担当教員、介助補助職員、教育相談室指導員および相談員といった会計年度任用職員を増員しました。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー※3、特別支援アドバイザーおよび心の支援員を新規で配置しています。

【安全･安心な学校給食】

子どもたちの健全な成長のために、安全･安心な学校給食を提供しています。コロナ禍での給食無償化や、物価高騰分の町負担などを実施してきましたが、今後も社会変化に応じた取組が必要です。

【地域との連携強化】

本町は、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を構築するため、町内全ての小中学校に学校運営協議会※4を設置し、地域との連携を深めています。また、教員の負担軽減と地域との連携強化という観点から、学校部活動については、地域が主体となって活動を行う地域展開の取組を進めていく必要があります。

用語解説

※1　教育DX･･･教育データの標準化や基盤的ツールの整備を通じて、教育機関がデジタル技術を活用し、教育の質を向上させることを目指して、文部科学省が推進している取組。
※2　GIGAスクール構想…児童･生徒に1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。
※3　スクールソーシャルワーカー…児童･生徒の生活家庭環境などに関わるさまざまな課題解決への対応を図っていく専門職。
※4　学校運営協議会…学校と地域が協力して学校運営に携わる仕組み。
※5　コミュニティ･スクール…学校運営協議会を設置した学校。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
「学校へ行くことが楽しい」と回答した児童・生徒の割合	86.3%	90.0%	93.0%
「学校教育の充実」に満足している、やや満足している住民の割合	31.7%	35.0%	40.0%

主な取組

1. 地域と連携した教育の推進
コミュニティ・スクール※5を推進し、地域と共にある学校を目指します。

2. GIGAスクール構想の推進
1人1台端末の更新を中心としたICT機器の有効な活用を進めます。

3. 部活動の地域展開
部活動の地域展開を進め、子どもたちの多様な活動機会を創出します。

4. 細やかな教育の推進
特別な支援が必要な子どもへの適切な対応に努めます。心の不安や悩みを抱える児童・生徒および保護者の支援体制を整えていきます。教員の多忙化を解消し、きめ細やかな指導が行えるよう労働環境の改善に努めます。

5. 安全・安心な給食の提供
安全・安心な給食を提供するために、学校給食への支援と学校給食センターの整備を進めます。

6. 安全・安心な教育環境の充実
校舎の長寿命化やトイレの完全洋式化など、安全・安心で快適な教育施設を整備します。

みんなでできること

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動（地域ボランティアなど）および部活動指導員などを通じて、地域で子どもたちの成長を支援することが大切です。

関連計画
- 幸田町教育大綱
- 幸田町学校施設長寿命化計画



取組方針1 学びを広げる

取組分野2

健やかな青少年の育成

･健全な心と人間性を育む子どもを育成します
･心豊かで楽しさあふれる教育環境を整備します

現状と課題

【深刻化する青少年問題】

全国的に社会の規範意識やモラルの低下が指摘される中、いじめ、不登校、ヤングケアラー、児童虐待、少年による不法行為、子どもが被害者となる事件の増加など、青少年を取り巻く課題は多岐にわたり、深刻化しています。

【情報環境への適応】

デジタル技術の急速な発展により、多様な情報へ容易にアクセスできる一方、不確かな情報に影響を受けやすい環境にあることが、心身の健全な成長を妨げる要因となる可能性があります。このため、情報の受け止め方や判断力を養う「情報リテラシー※1」の向上が必要です。

【青少年の健全育成】

本町では、青少年健全育成地域推進員連絡協議会などの地域団体と連携し、日常生活における子どもたちの見守り活動を実施することで、安全･安心な育成環境の改善を進めています。青少年の情緒を育てることや地域とのつながりを深める機会として、「こうた夏まつり」や「こうた凧揚げまつり」などをライフサークル事業の一環として実施することで、世代間交流の場としても機能し、地域全体で青少年を育てる基盤づくりにつながっています。また、心の豊かさを育むため、読書活動を通じた心の成長支援にも力を入れています。

【環境変化への対応と今後の課題】

地球温暖化の影響などにより、これまで実施してきた行事を同じ場所･時期･時間帯で行うことが困難になるケースも見られます。今後は青少年の健全な育成を図る上で、地域との連携を一層強化するとともに、情報リテラシーの育成や、環境変化に柔軟に適応できる力を育む取組を進めていくことが求められています。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
子ども被害状況の減少	5件	5件以下	5件以下
小学校5年における不読率の低下	8.0%	5.0%以下	5.0%以下

主な取組

1.大人と子どもが、相互の友愛と親睦を深めることのできる環境の整備

こうた夏まつり、(仮称)スポーツフェスティバル、こうた凧揚げまつりなどの内容を充実させ、家族で参加できるような魅力ある催事を目指します。

2.子どもが安心して登下校できる環境の整備

青少年健全育成活動を通した見回り活動を充実します。

3.子ども読書環境における不読率の減少

学校・幼稚園・保育園などと連携し、読書への興味と関心を深めてもらえるような環境を構築します。

みんなでできること

住民一人ひとりが、子どもたちが健やかに成長できる環境の大切さを理解し、地域全体でその環境づくりに関わっていく意識を持つことが大切です。

関連計画

・第４次幸田町子ども読書活動推進計画

用語解説

※1　情報リテラシー･･･情報を目的に応じて適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力のこと。



取組方針1 学びを広げる

取組分野3

生涯学習の推進

･全年齢層が学び続けられる環境を整備します
･生涯学習施設を充実させ、学びの機会を広げます

現状と課題

【多様なニーズに対応する学習機会の提供】

本町では、住民が年齢を問わず継続して学べる環境づくりを目指し、子どもから高齢者までの各年代に対応した生涯学習講座を計画的に実施しています。住民が興味や関心に応じて自由に学びの場を選べるよう、多様な分野の講座を企画し、中央公民館のほか、地区公民館や町内施設を活用するなど、内容に応じて最適な会場で開催しています。

こうした学習機会の提供を通じて、自己実現や地域活動への参加促進にもつながっています。特に、2019年度（令和元年度）からの「働く人のための図書館講座」は、働く世代のニーズに対応した人気講座となっています。

【生涯学習講座の最適化】

受講者の年齢層の拡大や関心の多様化に伴い、どの年代を中心に講座を企画するかについても検討が必要です。高齢者向け講座へのニーズが高まる一方で、子育て世代や若年層へのアプローチも重要となり、対象年齢層やテーマのバランスを考慮した柔軟な企画運営が課題となっています。物理的･人的資源の制約を踏まえつつ、住民一人ひとりが公平に学びの機会を得られるよう、生涯学習講座の内容･形式･対象層の最適化を図る必要があります。

【図書館の進化】

図書館は、誰もが生涯にわたり学び、成長できる「知の拠点」としての機能を担っています。加えて、地域住民が交流を深め、新たな価値を共に創り出す「共創の場」としての機能強化が求められています。地域が抱える課題を解決する重要な拠点へと進化していくことが求められているため、地域に根ざした持続可能な学習環境の整備を推進していくことが重要です。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
生涯学習講座への参加者数	1,568人	1,700人	1,800人
公民館等施設の利用者数	29,066人	30,000人	30,000人

主な取組

1.需要にあわせた講座の企画

受講者の声や、住民意識調査などを踏まえ、行政だからこそ実施可能な魅力ある講座を企画します。また、各種講座などを周知する「生涯学習ガイドブック」の電子化を進めます。

2.地域生涯学習支援の推進

地域に根差して活動する経験者と協力し、講座の運営を進めていくとともに、経験者と学校などとの連携を図ります。

3.生涯学習施設の整備

施設の長寿命化を図りながら、利用者が使用しやすい設備・備品などを用意します。

みんなでできること

住民一人ひとりが、いつでもどこでも学べるという意識を持ち、学ぶことの大切さや楽しさを日常の中で実感しながら、主体的に学習に取り組んでいくことが大切です。



基本目標5　誰もが学べるまち＜教育･文化＞

取組方針2　文化･スポーツで心を豊かにする



取組分野1

歴史･伝統･文化の振興･継承

･地域の歴史や伝統文化を把握し、保護･活用を進めます
･博物館の整備や文化財ネットワークの構築を推進します
･誰もが文化芸術に親しむことができる環境を整えます
･文化活動の中心的な役割を果たす文化交流拠点を整備します

現状と課題

【地域の歴史･文化財の保護】

本町では、1974年（昭和49年）刊行の『幸田町史』や1995年（平成7年）の『愛知県遺跡地図』、各種文化財関係書籍をもとに、地域の歴史や文化財の保護･調査･活用を進めてきました。このほか、島原藩主深溝松平家墓所、三河地震による地震断層、青塚古墳などの整備や、三河万歳の保存に取り組んでいます。

一方で、町全体の歴史や文化財の把握が十分ではなく、情報の古さから開発により固有の財産が失われるケースが見られます。また、住民への周知も不十分であるため、文化財の価値が共有されにくい状況にあります。

【郷土資料館の整備】

地域の歴史･伝統･文化の保護の拠点となる郷土資料館は、保存･調査･公開事業を行うことで、住民の文化理解の促進に寄与してきました。しかし、設備の老朽化や狭さ、展示環境の不備により、十分な機能を発揮できていません。

2027年度（令和9年度）には開館50年を迎えることから、安全確保を念頭に、適切な施設整備や管理運営が喫緊の課題です。

【文化･情報発信拠点の運営】

ハッピネス･ヒル･幸田と中央公民館は、文化･情報発信の拠点として、芸術や文化にふれる場であるとともに、住民同士の交流の場としても活用されています。

ハッピネス･ヒル･幸田は、民間のノウハウを生かすため指定管理者制度が導入されています。新型コロナウイルス感染症の影響で施設利用者数が一時的に大きく減少しましたが、徐々に回復しています。

今後は、利用者数のさらなる増加を図るとともに、文化協会との連携による教室･講座･イベントの充実を通じて、住民の主体的な参加を促し、文化･芸術の裾野を広げる取組を進めます。加えて、施設の安全性･利便性を高めるために、計画的な改修や設備更新に努めます。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
郷土資料館入館者数	4,133人	4,400人	4,700人
国·県·町、各指定文化財数	40件	50件	60件
町民会館利用者数	116,152人	123,000人	131,000人

主な取組

1．歴史·文化財の保護と活用

町全体の歴史や未周知の文化財について、地域と連携しながら保護·調査·活用を進めます。「文化財保存活用地域計画」の策定と運用を通じて、文化財の保存と活用を両立させるとともに、講座や展示などの周知事業によって住民の理解と関心を高めていきます。その一つとして「青い目の人形」が来日100周年を迎える2027年度(令和9年度)には、記念事業を展開します。

2．新博物館の建設

老朽化した郷土資料館に替わる新たな博物館の建設に向け、本町にふさわしい博物館のあり方について検討します。

3．文化活動の推進

ハッピネス·ヒル·幸田、中央公民館を拠点に、講演や教室·講座を充実させ、住民の文化活動への参加を促進します。

4．文化施設の更新と設備の拡充

施設の安全性や利便性を高めるための改修や設備更新を行います。

みんなでできること

住民一人ひとりが、地域の歴史に関心を持ち、その保護に取り組むとともに、質の高い文化や芸術にふれることで理解を深め、文化·芸術の裾野を広げていくことが大切です。

関連計画

- （仮称）幸田町郷土博物館基本構想
- 幸田町新博物館基本計画
- 史跡島原藩主深溝松平家墓所保存管理計画

基本目標5　誰もが学べるまち＜教育･文化＞



取組方針2　文化･スポーツで心を豊かにする

取組分野2　スポーツ振興

･誰もがスポーツを楽しむ機会を充実させます
･スポーツ教室や大会の開催、社会体育施設の整備により、機会と場所の両面からスポーツの充実を図ります

現状と課題

【スポーツの意義と健康づくり】

スポーツは、単に身体を動かすことによる爽快感や楽しさを得るだけでなく、人とのつながりを深め、心身の健康や活力をもたらす重要な活動です。近年、健康志向の高まりによりスポーツを始める人が増加しています。本町では、ウォーキングなど手軽に始められるコースを設定し、住民の健康増進や高齢期の介護予防のための取組を進めています。

また、より多様なスポーツ活動の推進が求められていることから、スポーツ推進員を中心に、初心者でも気軽に参加できるスポーツや、子どもから高齢者まで誰もが楽しめるスポーツの普及活動を行っています。

【施設の充実】

本町には、屋外運動場4カ所、庭球場3カ所、そして全国的にも有数の規模を誇るグラウンド･ゴルフ場など、一定の社会体育施設が整備されています。一方で、屋内施設は「勤労者体育センター」のみに限られていることから、体育館の整備が求められています。

2025年（令和7年）3月に報告された「スポーツ施設等の充実を図るための調査研究」（幸田町および一般財団法人地方自治研究機構による共同調査）においても、利用者のニーズが満たされていないことが明らかとなったため、屋外施設については菱池遊水地の上部利用計画により充足を図り、屋内施設については総合体育館の建設を検討しています。

今後、社会体育施設の充実、利便性の向上を図るためには、従来の公共施設整備の手法のほか、民間の活力を活用する公民連携なども含めた検討を行っていく必要があります。

【地域との連携強化】

2024年度（令和6年度）をもって町民大運動会を廃止しましたが、今後は誰もが自由に参加できる（仮称）スポーツフェスティバルの開催を検討し、新たにスポーツを楽しめる機会の創出を図ります。

中学校部活動の段階的な地域移行が進む中、関係団体との連携を強化し、子どもたちがスポーツを楽しめる環境の整備と機会の創出を図る必要があります。初心者でも参加しやすい機会の提供や、分かりやすい仕組みづくりが重要な課題となります。

菱池遊水地の上部利用イメージ



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
スポーツ施設利用者数	402,990人	420,000人	454,000人
スポーツ施設予約抽選の落選率	78.0%	75.0%	70.0%

主な取組

1.予約システムの改修
当日予約や雨天振替の取扱などを見直し、スポーツ施設の利便性向上に努めます。

2.菱池遊水地の上部利用
菱池遊水地の上部を活用し、テニスやサッカー、バスケットボール、スケートボードなど、多様な競技が楽しめる屋外施設を整備します。

3.社会体育施設の充実
総合体育館の建設に向けた準備委員会を設置し、計画を具体化していきます。そのほか、武道館など屋内施設を、誰もが安心してスポーツに取り組めるように整備し、地域のスポーツ活動の拠点として機能させます。

みんなでできること

スポーツに取り組むことで、気力と体力を維持し、いつまでも元気に生きがいを持って暮らすことが大切です。



基本目標 6　みんなで支えるまち＜協働・参画＞



取組方針1　多様性が輝く社会づくり

取組分野1

男女共同参画・パートナーシップの推進

・男女共同参画社会に向けた意識を醸成します
・あらゆる分野で誰もが活躍できる環境を整備します
・誰もが安心していきいきと暮らせる社会を実現します

現状と課題

【多様性を尊重する社会づくり】

本町では、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、多様性を尊重するまちづくりに取り組んでいます。2023年（令和5年）7月には「幸田町パートナーシップの宣誓に関する要綱」を施行し、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが尊重される環境づくりを進めています。

【男女共同参画の推進体制】

男女共同参画社会の実現に向けた取組を本格的に推進するため、2024年（令和6年）3月には「第3次幸田町男女共同参画プラン」を策定しました。このプランに基づき、町は住民、事業者、教育関係者、関係団体と連携し、啓発イベントや講演会など、多様な事業を協働で展開しています。

【意識変容の進展と限界】

男女平等に対する住民の意識は徐々に変化しているものの、社会における女性の活躍や家庭における男性の参加は依然として限定的であり、男女共同参画の理念が十分に浸透しているとは言えない状況です。

特に、固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス※1といった構造的な障壁が残っています。これらの障壁の解消には、行政だけでなく、家庭、地域、学校、企業など、多方面での継続的な啓発が必要とされています。

【対話と理解の推進】

町全体が一体となって、あらゆる場面での対話と理解を深め、性別にとらわれない生き方が尊重される環境づくりを進めていくことが求められています。誰もが対等な立場で能力を発揮できる社会の実現に向けて、日常生活に根ざした取組を積み重ねていくことが重要です。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
「男女共同参画の推進」に満足している、やや満足している住民の割合	17.9%	23.0%	25.0%
各種審議会・委員会などの女性委員の割合	27.2%	30.0%	33.3%

主な取組

1.男女共同参画意識の向上
講演会の開催、イベントの企画を通じて性別による役割分担や差別意識の解消など、男女共同参画意識の醸成を図ります。

2.女性の登用および活躍の推進
各種会議体（審議会や委員会など）への女性登用を促進し、職場や地域において性別に関わらず個人の能力を十分に発揮できる環境を整えます。

3.性的マイノリティへの理解の促進
パートナーシップ宣誓制度を始めとした情報の周知などを通じて、性的マイノリティ※2に対する偏見や差別をなくし、さらなる理解の促進に努めます。

みんなでできること

男女共同参画の趣旨を正しく理解し、性別による役割分担や差別をなくす意識を持つとともに、社会や家庭などあらゆる場面で対等な立場で協力し合える風土を育んでいくことが大切です。

関連計画
・第３次幸田町男女共同参画プラン

用語解説

※１　アンコンシャス・バイアス･･･「無意識の偏見」、「無意識の思い込み」と訳され、自分では気づいていないものの見方やとらえ方のこと。
※２　性的マイノリティ･･･性的少数者を総称する言葉。具体的には、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人）などが含まれる。

基本目標 6 みんなで支えるまち＜協働・参画＞



取組方針1 多様性が輝く社会づくり

取組分野2 多文化共生の推進

・外国籍住民も安心して暮らせる環境を整備します
・多文化共生※1に向けた相互理解を深めます

現状と課題

【外国籍住民の状況と求められる体制整備】

本町の総人口に占める外国人登録者の割合は2021年（令和3年）に3.27%に達しました。その後、新型コロナウイルスの影響により一時的に低下しましたが、現在は2.8%前後で推移しています。

外国籍住民への対応としては、行政手続きや生活の悩みが相談できるよう、ポルトガル語通訳の雇用、三者間通訳、翻訳機の導入などを進めていますが、今後も一定数の外国籍住民の増加が見込まれることから、持続的な受け入れ体制の整備が必要となります。

【生活支援と交流支援】

本町では、外国籍の子どもを対象とした日本語教室の開催や、外国籍住民が気軽に立ち寄れる多文化共生拠点施設の整備など、生活支援や交流促進の取組を展開しています。また、幸田町国際交流協会（KIA）も、日本語指導、ホームステイ受け入れ、国際理解を深めるイベント開催などを通じて、地域における国際交流の発展に寄与しています。こうした官民の協働により、外国籍住民の地域への定着と相互理解を進めています。

国際交流事業においては、2005年日本国際博覧会（愛知万博）のフレンドシップ事業を契機に交流してきたカンボジア王国との関係を継続し、関係機関と連携しながら交流を図っていきます。

【地域ルール理解の不足】

ごみの分別や収集ルールなど、生活に密着した地域ルールの理解不足は依然として課題であり、文化の違いに起因する誤解や摩擦も発生しています。これらの問題に加え、地域住民と外国籍住民との交流機会が不足していることも、相互理解を妨げる要因となっています。

【多文化共生の推進】

外国籍住民が「幸田町で暮らしてよかった」と実感できるよう、「子どもの教育」「子育て支援」「働きやすい環境づくり」「防災・安全情報の共有」など、複数分野にわたる支援を強化するとともに、地域全体で外国籍住民を受け入れ、共に暮らしていく多文化共生のまちづくりを推進していきます。



目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
「多文化共生の推進」に満足している、やや満足している住民の割合	16.6%	20.0%	25.0%

主な取組

1.外国籍住民相談窓口の整備

通訳者の配置、多言語対応の電話通訳システム・翻訳機など、外国籍住民が行政窓口の手続きや日頃の生活における悩みなどを、不便なく相談できる体制の整備を進めます。

2.外国籍住民に向けた日本語教室などの実施

外国籍住民、特に、外国につながりのある未就学児・小学生に日本語や文化・生活について学ぶ機会を提供することで、日々の暮らしをサポートするための事業を推進します。

3.国際交流団体への支援

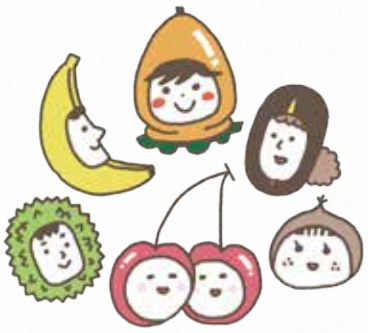
国際交流に寄与する団体の活動を支援し、外国籍住民と地域住民の交流や多文化への理解を促進します。

みんなでできること

地域が外国籍住民も地域社会の一員として受け入れ、交流を深めるとともに、異なる文化や価値観を尊重し合い、共に暮らせる関係づくりに努めていくことが大切です。

用語解説

※1　多文化共生･･･国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、共に生きていくこと。



基本目標6 みんなで支えるまち＜協働・参画＞



取組方針2 みんなでつくるまちづくり

取組分野1

地域活動・多世代交流の推進

・地域の課題やニーズに対応し、持続可能な地域社会を構築します
・現役世代も区の活動に参加しやすい行政区づくりを目指します
・地域住民と行政が連携し、生活環境や福祉の向上に向けた取組を推進します
・地域のあらゆる人・団体が活動できる場所を提供します
・地域の人が交流拠点施設の運営にボランティアとして関与できるようにします

現状と課題

【地域コミュニティの重要性】

近年、ライフスタイルの多様化や家族形態の変化により、住民相互のつながりが希薄化しています。地域活動への参加機会が減り、住民自治の基盤である地域コミュニティの機能低下が懸念されています。

こうした状況の中で、地域コミュニティの重要性はこれまで以上に高まっています。地域活動を通じて、住民同士のつながりや地域への愛着を深めることは、地域の活性化、孤立の防止、生活の質の向上、そして防災力の向上に寄与します。本町でも、防災訓練などを通じて地域力の向上を図る中で、地域コミュニティの重要性が改めて認識されています。

【交流拠点の整備】

本町では、交流拠点の整備を順次進めています。2022年（令和4年）7月に「幸田町ひと・しごと交流施設（通称：古民館ogi）」、2023年（令和5年）4月には「幸田南部まちづくり交流拠点施設（通称：やまびこ館）」を供用開始しました。これらの施設は、地域コミュニティ拠点および防災啓発拠点としての役割に加え、新旧住民や各種団体が地域性や地域の歴史文化を生かした交流を促進する場として整備しています。

【地域活動への支援】

人口減少や少子高齢化による地域課題の複雑化に対応するため、コミュニティ活動のさらなる充実を図る施策にも取り組んでいます。各学区コミュニティ推進協議会に対して補助金を交付し、防災、消防活動、女性の活躍支援、社会貢献など身近な地域課題に取り組む活動の支援をしています。

【地域活動の担い手と区の運営】

地域活動を支える担い手の高齢化が進む中で、若い世代が参画できる仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

働き方の変化により、区の役員のなり手不足や区への加入世帯の減少、いわゆる区離れが進行し、区の活動の停滞が懸念されています。このため、今後は若い世代が参加しやすい区の運営を目指すとともに、業務の改廃について調査研究する必要があります。

【多世代交流施設の運営】

建設予定の多世代交流施設では、中高生や地域人材が運営ボランティアやイベントスタッフとして参加できるようにします。しかし、これまで施設を利用した経験が少ない高校生や地域人材の発掘・育成については、具体的なノウハウが不足し、今後の検討が求められます。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
多世代交流施設の来館者数	36,931人	38,000人	38,000人
自治会活動に参加している住民の割合	53.8%	55.0%	58.0%

主な取組

1.コミュニティ活動推進事業費補助金の維持
コミュニティ活動に対しての事業費補助金、特に本町独自の補助金である地域課題解決分を継続的に交付できるように努めます。

2.地域の実態や住民のニーズにあわせた新たな補助金の検討
地域の実態や住民のニーズを的確に把握し、効果的な支援を提供できる補助金制度を検討します。

3.交流拠点施設の建設
さまざまな年代や各種団体が交流および活動できる拠点の整備を進めます。

4.ボランティアの受け入れ方針の明確化
ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方や方針を明確にし、関係者に分かりやすく伝えることで、安心して参加できる環境づくりを進めます。

みんなでできること

住民一人ひとりが、地域の活性化に向けて地域活動やイベントに積極的に参加し、地域課題の解決や行事の成功に貢献していくことが大切です。また、所属する団体として地域施設を活用するとともに、運営ボランティアとして施設運営を支える意識を持つことが求められます。



持続可能な行財政運営

取組分野

効率的で健全な行財政

・事業の選択と集中を行い、限られた財源で住民のニーズに応える行財政運営を展開します
・誰もが働きやすく、能力を十分に発揮できる人材マネジメントを実施します
・公共施設の適切な維持管理を確実に実施します
・他自治体や民間事業者などと連携することで、より効果的で効率的な行政サービスを提供します

現状と課題

【厳しさを増す財政状況と財源確保】

行財政運営は、人件費や扶助費などの増加に加え、公共施設の老朽化に伴う修繕・長寿命化対策が大きな負担となっています。今後も、物価高騰、医療施設整備、土地区画整理事業などによる歳出拡大が見込まれるため、事業の評価と廃止を含む見直しを適切に行い、財源確保と支出の適正化を行うことが喫緊の課題です。

その一環として、行政サービスに係る負担の公平性や均衡の観点から、各種の負担金、使用料、手数料、参加費などについて、コスト算定などを行いながら検証し、受益者負担の適正化に努める必要があります。

【計画的な公共施設マネジメントの推進】

多くの公共施設が築40年以上経過し、建て替えや大規模改修が必要な状況にあります。限られた予算の中で、緊急度や重要度を評価し、優先順位を設定した上で、対応を進める必要があります。

道路、公園、上下水道などの施設についても、安全で安心な状態を維持するため、計画的な維持管理を行う必要があります。特に、公共施設などの長寿命化や維持管理にかかる費用の縮減、更新に伴う費用の削減、そして財政負担の平準化が求められます。なお、主要公共施設における1,000万円を超える大規模修繕については、町の負担で実施します。

【人材の有効活用】

行財政運営を取り巻く環境が大きく変化する中、人材の有効活用も重要です。限られた人材を最大限に活用するため、業務の見直しやデジタル技術の活用、組織体制の最適化など行政改革を引き続き進めます。

人事部門では、職員の採用から育成、勤務管理、制度対応まで幅広く担い、組織運営の基盤づくりを進めています。定年延長や会計年度任用職員制度、テレワークやフレックスタイムの導入など制度面の変化に対応するとともに、職員の年齢構成の偏りに対応した若手育成と中堅職員のマネジメント力強化が課題です。

また、DX推進や住民ニーズの多様化に伴い、職員に求められる能力も変化し、人材育成の体系見直しや職場環境の改善が重要となっています。

【広域的な連携】

多様化する社会課題に迅速に対応するため、日頃から情報収集に努めるとともに、他自治体や民間事業者との連携強化が求められます。

本町では、ごみ処理、消防通信、下水道、火葬などの生活に密着した事業で、岡崎市や西尾市、蒲郡市と協力体制を構築しているほか、長崎県島原市や長野県箕輪町との姉妹都市協定や、設楽町・東栄町・豊根村との広域交流協定などを締結し、町の魅力を広域的に発信しています。

用語解説

※1　経常収支比率･･･地方公共団体の財政構造の弾力性を表す指標で、毎年度経常的に収入される財源のうち、毎年度経常的に支出される経費に充当された割合を示すもの。
※2　PPP･･･行政と民間が連携して行うことにより、財政および行政の効率化を図るもの。
※3　PFI･･･公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法。

目標指標

目標指標	基準値（2024年度時点）	中間値（2030年度時点）	目標値（2035年度時点）
経常収支比率※1	92%	90%	85%
職員１人当たりの年間平均年次休暇取得日数	14.2日	15日	16日
「広域行政の推進」に満足している、やや満足している住民の割合	22.1%	26%	30%

主な取組

1.各種基金の積み立て
企業立地促進基金、都市施設整備基金、福祉施設整備基金などに対して、将来の事業に備えて計画的に積み立てを行い、安定した行財政運営を支えます。

2.予算編成方針前の概算要求
近年の厳しい財政状況を踏まえ、予算編成を前倒しで進め、事業の優先順位を見極めながら効率的な予算編成方針を策定します。

3.できる組織づくりの推進
テレワークやフレックスタイムなどにより、年齢やライフステージに応じた柔軟な働き方を整備します。若手職員の育成や管理職登用を見据えたキャリア支援プログラムを実施し、育児や介護と両立できる職場環境を整え、職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指します。また、障がい者の雇用促進・定着支援にも取り組みます。

4.持続可能な人材確保と育成の推進
多様な人材の確保に向けて、採用試験制度の柔軟化を図り、将来を担う職員の育成と定着を支援します。

5.主要公共施設の改修および統廃合の検討
各施設の緊急度や重要度を把握し、建物の改修や補強を計画的に進めます。また、運営の効率化や管理コストの削減を図るため、施設の統廃合を検討します。

6.広域連携の推進
岡崎市や西尾市、蒲郡市などの近隣自治体に加え、共通課題を持つ自治体と連携し、効率的な事務・事業の積極的な推進を図ります。

7.公民連携の推進
PPP※2およびPFI※3などの手法を研究し、民間の強みを生かしたより質の高い公共サービスの提供を目指します。

関連計画
- 幸田町行政改革大綱
- 幸田町特定事業主行動計画
- 幸田町公共施設等総合管理計画、各個別施設計画など

取組分野

情報の発信と管理

・まちづくりについて広く住民へ情報を共有し、町政への関心を高めるとともに、住民がまちづくりにより参加できるような環境を整えます

現状と課題

【情報発信の強化】

活力あるまちづくりには、住民の積極的な町政への参画が欠かせません。住民が町政へ参画するには、広く情報を共有することが重要となり、住民自身が情報の受け取り方を選択できるよう、さまざまな方法で情報を発信する必要があります。

そのため、従来の広報紙「広報こうた」に加え、Facebook、X（旧Twitter）、LINE、InstagramなどのSNS※1や、地域のケーブルテレビである三河湾ネットワークなどのメディアを活用し、町政情報を広く、正確かつ分かりやすく発信することで、住民の理解と協力を促しています。

また、SNSを活用した情報発信の充実により、必要な情報を必要な住民に確実に届けるとともに、政策や活動の進捗状況を定期的に分かりやすく公開し、住民が容易に受け取れる形で情報を提供することが重要です。

特に、町のホームページでは、探しやすく見やすいレイアウトへの改善や多言語対応を進め、外国人を含む全ての住民への情報提供を強化し、情報格差の解消に取り組んでいます。

【双方向コミュニケーションの推進】

住民の意見や要望を施策に反映できる仕組みの構築が求められていることから、双方向のコミュニケーションの推進が課題となっています。町政への関心を高め、住民が主体的に関わる機会を創出することで、より開かれた行政運営と地域の活性化につなげていく必要があります。

【情報セキュリティの徹底】

マイナンバー制度により、さまざまなデータの連携が進む中、個人情報保護やシステムの安定稼働のため、情報が漏れない（機密性）、間違いない（完全性）、いつでも使える（可用性）ことを最優先にしなければなりません。最新技術による安全対策に加え、職員の情報セキュリティ意識向上と継続的な研修の実施を徹底します。



目標指標

目標指標	基準値 (2024年度時点)	中間値 (2030年度時点)	目標値 (2035年度時点)
「情報の発信と管理」に満足している、やや満足している住民の割合 ※広報こうた、ホームページやSNSでの情報発信、個人情報の保護	43.1%	50.0%	60.0%
広報こうたを読んでいる住民の割合	80.0%	85.0%	90.0%
公式LINEの登録者数	4,480人	12,000人	16,000人

主な取組

1.情報発信の強化

広報紙「広報こうた」の定期発行に加え、多言語対応のホームページを通じて、誰もが必要な情報を得られるよう努めます。Facebook、X(旧Twitter)、LINE、InstagramなどのSNSを活用し、タイムリーで身近な情報発信を強化します。

2.住民との双方向のコミュニケーションの推進

本町の施策や活動の進捗状況を定期的に公開し、住民が分かりやすく受け取れる情報提供を目指します。住民の声を大切にし、意見や要望を施策に反映できる仕組みづくりを進めます。

3.情報格差対策

紙媒体の広報こうたの発行を継続しつつ、デジタル機器へ対応するための啓発に努めます。公共施設に無料Wi-Fiを設置し、誰もがインターネットを利用しやすい環境整備に努めます。

用語解説

※1　SNS･･･Social Networking Service(Site)の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。



取組分野

DXの推進

・デジタル技術を活用し、誰一人取り残さず、一人ひとりに合ったサービスを提供します
・オンライン化や書かない窓口など、デジタル技術を活用して行政サービスの利便性を向上します
・窓口業務の運営方法や庁舎の空間配置を見直し、職員の動線を効率化します

現状と課題

【デジタル技術の活用】

本町では、少子高齢化の進展により、今後、人口減少が想定されています。このような中、持続可能な行政サービスを提供していくためには、業務の見直しとともに、デジタル技術やデータの活用による利便性の向上が求められています。

そこで、住民サービスの向上と業務効率化を目的に「幸田町DX推進方針」を策定し、AI（人工知能）やデジタル技術の活用を進めることとしています。

【デジタル技術活用に必要な人材と財政】

DX※1推進にあたっては、各種制度の複雑化や業務量の増加により職員の業務負担が大きく、DXに取り組む時間の確保が困難な状況にあります。また、情報システム担当のみでは推進に必要なスキル・人材が不足していることから、デジタルを活用できる職員の育成が急務です。加えて、デジタル化には多額の費用が伴うことから、財政面での課題も抱えています。

【デジタルデバイドへの対応】

高齢者や障がいのある方など、デジタル活用に不慣れな住民への支援体制を整備し、「デジタルデバイド※2」の解消を図る必要があります。

【窓口業務の効率化】

窓口業務では、住民登録や戸籍届出、マイナンバーカード交付、パスポート発行など多岐にわたる手続き申請があるため、その対応時間が長くなる傾向にあります。このため、ペーパーレス化およびキャッシュレス化を推進し、窓口での対応時間の短縮を図る必要があります。

また、各種手続きのオンライン化や証明書のコンビニ交付などの利用普及により、開庁時間の見直しについても検討していきます。一方で、受付窓口はワンストップとして機能するようにレイアウトされているものの、職員の動線が手狭で業務に支障をきたす場面も見られます。本人確認が厳格に求められる手続きの増加に伴い、窓口の混雑緩和や待ち時間の軽減が課題となっていることから、庁舎空間の改修も含めた運用方法の見直しが必要です。



目標指標

目標指標	基準値 (2024年度時点)	中間値 (2030年度時点)	目標値 (2035年度時点)
証明書発行コンビニ交付比率	20.0%	50.0%	70.0%
書かない窓口の利用可能手続き数	0	7	7
住民サービスの向上、事務効率化を図るための業務改善ツール(ローコードツール)の開発数	34	80	100

主な取組

1.住民の暮らしのためのDX

マイナンバーカードなどを用いた「書かない窓口」、窓口の混雑状況を可視化する「待たない窓口」、オンライン申請により来庁せずに手続きが完結する「行かない窓口」など、デジタル技術を活用して、より便利で快適な行政サービスの提供を目指します。一人ひとりに必要な情報が届くよう、きめ細やかな情報発信の仕組みづくりに取り組みます。
コンビニ交付の利用方法について周知し、来庁不要であることをPR して利用促進を図ります。

2.窓口の運用方法の検討および整備

ワンストップ窓口の機能はそのままに、民間委託による職員体制の見直しや、庁舎空間のレイアウト変更などを検討し、効率的な窓口の運用方法を整備します。

3.地域の課題解決と経済活性化のためのDX

デジタル技術を活用し、子育て世帯や高齢者が安心して暮らせる環境づくりや、災害に強いまちづくり、地域の魅力発信によるにぎわいの創出、そして企業の業務効率化を支援することで、地域課題の解決と経済の活性化を目指します。

4.持続可能な行政運営のためのDX

デジタル技術を活用し、庁内業務の効率化を図るとともに、職員の働き方改革を進め、より柔軟で生産性の高い職場環境の実現を目指します。また、AIやビッグデータなどの先端技術について、本町での活用可能性を検証し、地域の課題解決や行政サービスの向上に向けた導入を推進します。

関連計画

- 幸田町 DX 推進方針
- 自治体 DX 推進計画

用語解説

※1　DX･･･【Digital Transformation:デジタル･トランスフォーメーションの略】　デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出すること。

※2　デジタルデバイド･･･インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

参考資料

1. 総合計画の策定経過
2. 総合計画審議会
3. 総合計画の変遷
4. 関連計画

1.総合計画の策定経過

(1)総合計画審議会

日程		主な内容等
2024年(令和6年)	8月20日(火)	・第6次幸田町総合計画の進捗状況について ・第7次幸田町総合計画の策定及びスケジュールについて
2025年(令和7年)	2月17日(月)	・第7次幸田町総合計画における基本構想(案)について
	6月17日(火)	・第7次幸田町総合計画における基本構想(案)について ・第7次幸田町総合計画における基本計画(案)について
	8月5日(火)	・第7次幸田町総合計画における土地利用構想(案)について ・第7次幸田町総合計画における基本計画(案)について
	11月10日(月)	・第7次幸田町総合計画(案)について
2026年(令和8年)	2月16日(月)	・第7次幸田町総合計画(案)について ・諮問・答申

(2)総合計画特別委員協議会

日程		主な内容等
2024年(令和6年)	8月8日(木)	・第6次幸田町総合計画の進捗状況について
2025年(令和7年)	2月14日(金)	・第7次幸田町総合計画における基本構想(案)について
	5月21日(水)	・第7次幸田町総合計画における基本目標(案)について
	8月12日(火)	・第7次幸田町総合計画における土地利用構想(案)について ・第7次幸田町総合計画における基本計画(案)について
	11月17日(月)	・第7次幸田町総合計画(案)について ・第7次幸田町総合計画における概要版(案)について
2026年(令和8年)	2月16日(月)	・第7次幸田町総合計画(案)について

(3)総合計画策定委員会

日程		主な内容等
2025年(令和7年)	7月4日(金)	・第7次幸田町総合計画における基本構想(案)について ・第7次幸田町総合計画における土地利用構想(案)について
	10月17日(金)	・第7次幸田町総合計画における基本構想(案)について ・第7次幸田町総合計画における土地利用構想(案)について ・第7次幸田町総合計画における基本計画(案)について

(4)住民参画

日程		主な内容等
2024年(令和6年)	10月8日(火) ～11月7日(木)	住民意識調査 ・町政への関心について ・総合計画の各施策の満足度と重要度、優先度について ・幸田町での定住意向、よいところ・悪いところについて ・日常生活における行動・意識について　など
	10月10日(木) ～10月24日(木)	幸田町小学生ワークショップ ・幸田町の良いところ（変わらないでほしいところ） ・幸田町の悪いところ（変わってほしいところ） ・10年後どんな町にしたいか ・皆さんができること
	10月22日(火) ～1月9日(木)	子育て世代アンケート調査 ・幸田町のよいところ・悪いところについて ・将来なって欲しい町のイメージ
	12月5日(木) ～12月26日(木)	若者アンケート調査 ・幸田町のよいところ・悪いところについて ・将来なって欲しい町のイメージ
2024年(令和6年) ～2025年(令和7年)	12月23日(月) ～1月10日(金)	地域ワークショップ ・幸田町の良いところ（変わらないでほしいところ） ・幸田町の悪いところ（変わってほしいところ） ・10年後どんな町にしたいか ・皆さんができること
2025年(令和7年)	5月19日(月) ～10月16日(木)	各種団体との意見交換会（33団体） ・第7次幸田町総合計画策定に向けて
2025年(令和7年) ～2026年(令和8年)	12月8日(月) ～1月9日(金)	パブリックコメント ・第7次幸田町総合計画（案）について

2. 総合計画審議会

(1)総合計画審議会委員名簿

氏名	備考
中西　雅俊	幸田町教育委員会 教育長職務代理
(前)　壁谷　昭代	
藤江　大輔	幸田町農業委員会　会長
(前)　朝岡　克已	
安藤　まゆみ	幸田町保健推進員協議会　会長
(前)　志賀　由香	幸田町保健推進員協議会 副会長
蜂須賀　幹雄	幸田町老人クラブ連合会　会長代理
(前)　山本　實	幸田町老人クラブ連合会　会長
西尾　将人	幸田町商工会青年部　部長
伊藤　光幸	幸田町民生委員児童委員協議会　会長
都築　義之	幸田土地改良区 理事長
磯部　有哉	幸田町消防団　団長
(前)　稲吉　悟	
稲吉　純希	4Hクラブ　会長
(前)　本多　健志朗	
稲吉　馨	幸田荻谷土地区画整理事業準備委員会　副代表
尾﨑　和久	幸田町区長会　会長
(前)　小野　伸之	
山本　晃子	こうた女性の会 会長
(前)　伊澤　由紀子	
重松　雅子	こうた環境ネットワーク　代表
山本　康代	幸田町ボランティア連絡協議会　会長
稲吉　好司	深溝学区まちづくり研究会　会長
(前)　日髙　修一	
◎　廣井　悠	東京大学先端科学技術研究センター　教授
○　児玉　善郎	日本福祉大学工学部　教授

◎＝会長、○＝職務代理、(前)＝前任者　(敬称略)

（２）総合計画審議会諮問･答申

（諮問）

7幸企第１６８号
令和８年２月１６日

幸田町総合計画審議会
会　長　廣井　悠　様

幸田町長　成　瀬　　敦

第７次幸田町総合計画について（諮問）

　幸田町総合計画策定条例第３条の規定に基づき、第７次幸田町総合計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

（答申）

令和８年２月１６日

幸田町長　成　瀬　　敦　様

幸田町総合計画審議会
会長　廣　井　　悠

第７次幸田町総合計画について（答申）

　令和８年２月１６日付け7幸企第１６８号で諮問のありました第７次幸田町総合計画について、慎重な審議を重ねた結果、適切であると認めましたのでここに答申します。
　なお、計画を進めるにあたっては下記の点に留意され、住民と行政が一体となり、さらに関係機関と連携のもと「もっと輝く幸田を、みんなで♪　未来につなぐ活力ある緑住文化都市」の実現に最善を尽くされるよう要望します。

記

1　住民一人ひとりが計画を身近に感じられるよう、本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で周知するよう努めてください。

2　住民を始めとした多様な主体がそれぞれの役割を自覚し、まちづくりに積極的にかかわることができるよう努めてください。

3　社会経済情勢の動向を的確に把握し、事業の見直しを適切に行うなど、経費節減を図りながら、持続可能な財源確保に努めてください。

4　住民意識調査などのモニタリングを通じて、実効性をともなった実施計画や施策の定期的な進捗確認ができるよう努めてください。

（３）総合計画審議会条例

幸田町総合計画審議会条例

昭和44年3月25日
条例第6号

(趣旨)
第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、幸田町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。
(設置)
第2条　町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し、必要な調査及び審議会を行わせるため、幸田町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(組織)
第3条　審議会は、委員20人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1)　教育委員会の委員
(2)　農業委員会の委員
(3)　公共的団体の役職員
(4)　知識経験を有する者
(会長)
第4条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2　会長は、会務を総理する。
3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、会長の職務を代理する。
(委員)
第5条　委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(顧問及び参与)
第6条　審議会に顧問及び参与を置くことができる。
2　顧問及び参与は、町長が審議会に諮って委嘱する。
3　顧問及び参与は、会議に出席し意見を述べることができる。
(会議)
第7条　審議会の会議は、会長が招集する。
2　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
(雑則)
第8条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附　則
(施行期日等)
1　この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
2　幸田町建設審議会条例(昭和31年幸田町条例第16号)は、廃止する。
附　則(平成14年10月4日条例第17号)
この条例は、公布の日から施行する。

3．総合計画の変遷

計画名	計画期間	理念	将来像
幸田町総合計画	1970年(昭和45年)～ 1980年(昭和55年)	人間と自然と産業の調和	人間尊重の理念に 基づく健康的な 「住みよい町」
幸田町新総合計画	1977年(昭和52年)～ 1985年(昭和60年)	人間と自然と産業の調和	人間尊重の理念に 基づく健康的な 「住みよい町」
第３次幸田町総合計画	1986年(昭和61年)～ 2000年(平成12年) ※基本計画は1995年 (平成7年)まで	人と自然と産業の調和	緑のなかの豊かな 活力ある文化都市
第４次幸田町総合計画	1996年(平成8年)～ 2010年(平成22年) ※基本計画は2005年 (平成17年)まで	人と自然と産業の調和	やさしい　いきいき 伸びるまち 「躍動と創造の 緑住文化都市」
第５次幸田町総合計画	2006(平成18年)～ 2015年(平成27年)	調和－人と自然、 友情－人と人、 発展－人と都市	夢のある、 心のかよう、 活力あるまち 「人と自然を大切に する緑住文化都市」
第６次幸田町総合計画	2016年(平成28年)～ 2025年(令和7年)	人と自然と産業の調和	みんなでつくる 元気な幸田

4.関連計画

計画名	期間	担当課	関連取組分野
幸田町国土強靱化地域計画	2020年度策定	防災安全課	1-1-1防災体制の強化
幸田町地域防災計画 (地震災害対策計画・風水害等災害対策計画)	毎年更新		
幸田町業務継続計画 (南海トラフ地震編)	2018年度策定		
幸田町森林サービス産業基本計画	2024年度策定	産業振興課	1-1-2河川・ため池・山の整備(治山・治水)
幸田町消防整備基本計画	2022～2031年度	消防本部	1-1-3消防・救急体制の充実
幸田町防犯活動行動計画	2026～2028年度	防災安全課	1-1-4防犯対策の強化
幸田町橋梁個別施設計画	2014～2033年度	土木課	1-2-1道路の整備
幸田町都市交通マスタープラン	2010～2030年度	企画政策課	1-2-2公共交通の整備
幸田町地域公共交通計画	2024～2028年度		
幸田町新水道ビジョン	2020～2029年度	水道課	1-2-3上水道の整備
幸田町公共下水道全体計画	2023～2030年度	下水道課	1-2-4下水道の整備
幸田町都市計画マスタープラン	2010～2030年度	都市整備課	1-3-1住宅の整備
幸田町建築物耐震改修促進計画	2021～2030年度		
幸田町公営住宅等長寿命化計画	2020～2029年度		
幸田町都市計画マスタープラン	2010～2030年度		1-3-2市街地の整備
			1-3-3公園・緑地の整備
幸田町緑の基本計画	2010～2030年度		1-3-3公園・緑地の整備
幸田町公園施設長寿命化計画	2015～2024年度		
第２次幸田町環境基本計画	2023～2032年度	環境課	2-1-1自然環境の保全・再生 2-1-2公害対策の推進 2-2-1ごみ問題への対応 2-2-2カーボンニュートラルの推進
幸田町一般廃棄物処理基本計画	2014～2028年度		2-2-1ごみ問題への対応
第４次幸田町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	2024～2028年度		2-2-2カーボンニュートラルの推進

計画名	期間	担当課	関連取組分野
第３次健康こうた２１計画	2025～2036年度	健康課	4-1-1健康づくりの推進
愛知県後期高齢者医療広域連合 第3期保健事業実施計画 （データヘルス計画）	2024～2029年度	保険医療課	
幸田町国民健康保険 第３期データヘルス計画及び 第４期特定健康診査等実施計画	2024～2029年度	保険医療課	
愛知県地域保健医療計画	2024～2029年度	健康課	4-1-2医療体制の充実 感染症への備え
幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画	2014年度策定	健康課	感染症への備え
幸田町子ども・子育て支援事業計画	2025～2029年度	こども課	4-2-1子育て支援の充実 4-2-2保育の充実
第３期幸田町地域福祉計画	2025～2029年度	福祉課	4-3-1地域福祉・ 高齢者福祉の充実 4-3-2障がい者福祉の充実
第９期幸田町高齢者福祉計画 および介護保険事業計画	2024～2026年度		
第５次幸田町障がい者計画	2024～2029年度	福祉課	4-3-2障がい者福祉の充実
第７期幸田町障がい福祉計画	2024～2026年度		
第３期幸田町障がい児福祉計画	2024～2026年度		
幸田町教育大綱	2022～2026年度	企画政策課	5-1-1学校教育の充実
幸田町学校施設長寿命化計画	2021～2030年度	学校教育課	
第4次幸田町子ども読書活動推進計画	2025～2029年度	文化スポーツ課	5-1-2健やかな青少年の育成
（仮称）幸田町郷土博物館基本構想	2023年度策定	文化スポーツ課	5-2-1歴史・伝統・文化の振興・継承
幸田町新博物館基本計画	2024年度策定		
史跡島原藩主深溝松平家墓所保存管理計画	2014年度策定		
第３次幸田町男女共同参画プラン	2024～2028年度	企画政策課	6-1-1男女共同参画・ パートナーシップの推進
第13次幸田町行政改革大綱	2023～2027年度	企画政策課	効率的で健全な行財政
幸田町特定事業主行動計画	2025～2027年度	人事秘書課	
幸田町公共施設等総合管理計画	2015～2054年度	総務課	
幸田町ＤＸ推進方針	2023年度策定	企画政策課	DXの推進

第7次　幸田町総合計画
2026▶▶▶2035

2026年（令和8年）3月
発行　幸田町
編集　企画部企画政策課
〒444-0192
愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地 1
電話 0564-62-1111（代）
FAX 0564-63-5139
URL https://www.town.kota.lg.jp/

もっと輝く幸田を、みんなで♪



未来につなぐ
活力ある緑住文化都市

幸田町